

第9次様似町総合計画

2021~2030

～ 夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり ～



第9次様似町総合計画

2021~2030

～ 夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり ～



第9次様似町総合計画



様似町長
坂下一幸

在任期間

平成 17 年 10 月 11 日～

令和 3 年 10 月 10 日

はじめに

これまで様似町は、昭和31年度策定の第一次計画をはじめとして、8次にわたる総合計画を策定し、計画的に産業の基盤や生活環境の整備、教育文化の振興を図ってきました。令和2年（1802年）に蝦夷奉行の管下となり、この年を様似町の開基と定め、昭和27年には町制が施行され、来年（令和4年）は、開基220年・町制施行70周年という節目の年を迎えます。私たちを取り巻く環境は急速に変化し、全国的な人口減少・少子高齢化の進行、地震や豪雨災害の発生など、これまでに経験したことのないさまざまな課題に直面しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域経済や医療をはじめ、教育現場などにまで影響を及ぼし、いまだ不自由な生活を強いられている現状にあります。

国も地方自治体も依然として先行き不透明な時代のなかですが、本町が持続的に発展していくためには、人口減少対策をはじめ、社会情勢の変化を的確に捉え、将来を見据えた行政運営を行っていかねばなりません。

令和3年度を初年度とし、計画期間を10年間とする第9次様似町総合計画では、「夢を絆を笑顔でつなぐ まちづくり」を創生のテーマとして掲げさせていただき、引き続き健全な財政運営に取り組みつつ、小さいながらもお互いが助け合い、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らしていけるまちの実現をめざし、各産業への振興をはじめとし、みんなでいきいきと笑顔をつないでいけるよう、各種の施策を推進していきたいと考えておりますので、町民皆様の自主的で積極的な参画をいただき、山積している諸課題をともに乗り越え、ふるさと様似町の持続に努めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました様似町総合振興審議会委員、町議会議員の皆様をはじめ、さまざまなご意見・ご提言、ご協力をいただきました町民・自治会の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月



様似町長
荒木輝明

在任期間

令和3年10月11日～

第9次様似町総合計画 改訂にあたって

国内の社会情勢は、依然として不透明な状況が続き、物価高騰や円安などをはじめ、私たちの地域を取り巻く様々な環境も大きく変化しており、本町においても産業振興、生活インフラ整備、福祉・医療及び教育の充実など乗り越えるべき多くの課題がありますが、様似の未来を形づくる重要な道しるべとしてしっかり取り組んでまいります。

令和3年度からスタートした第9次様似町総合計画については、今後5カ年の後期計画を推進するにあたり、急速に変化していく社会情勢の変革などへ対応すべく、全文を見直しさせていただきました。本総合計画策定時の理念を引き継ぎ、これからも地域の経済発展・福祉向上に尽力し、心から安心して住み続けられる町をめざし、「町民がしあわせと感じられるまちづくり」の実現のため、全力で町政を推進してまいります。

令和8年3月



様似町民憲章

わたくしたちは、アポイをあおぎ、くろ潮にきたえ育った様似町の町民です。

わたくしたちは、祖先の意志をうけついで強くはばたく、住みよい町をつくりまします。

1. 仕事にはげみ、豊かな町にしましょう。
1. 緑を育て、きれいな町にしましょう。
1. きまりを守り、住みよい町にしましょう。
1. 夢があふれる、あかるい町にしましょう。
1. 世界をつなぐ、文化の町にしましょう。

議 決 昭和56年12月22日

公 表 昭和57年10月 1日

目次

第1部 序論

第1章 様似町総合計画策定の意義	1
第2章 様似町総合計画策定の背景	1
1 様似町の概況	1
(1) 位置及び面積	1
(2) 地勢	1
(3) 気象	2
(4) 歴史的背景	2
(5) 土地利用状況	3
(6) 人口動態の推移	3
(7) 産業の状況	4
(8) 産業別就業者数の推移	4
2 住民意識の推移	5
(1) 住民アンケートについて	5
(2) 若者アンケートについて	6
第3章 計画の基礎	7
1 計画の性格と呼称	7
2 計画の構成	7
3 他計画との関連	7

第2部 基本構想

第1章 めざすまちの姿	8
1 将来像	8
2 施策の基本方向別のめざす姿（7つの基本目標）	9
3 めざす指標	11
第2章 7つの基本目標の取組方針	12
1 推進体制の確立のために	12
2 住みよい環境をつくるために	12
3 安全な生活をおくるために	13
4 健康で幸せな生活をおくるために	13
5 心豊かな人間性を養うために	13
6 豊かな暮らしを生み出すために	14

7 発展の基盤づくりのために	14
第3章 まちづくりの重点的な取り組み方針	15
第3部 基本計画	
第1章 推進体制の確立のために	
1-1 持続可能な行財政システムの確立	17
1-2 ジオパークによるまちづくりの推進	24
1-3 町民と行政による協働のまちづくり	26
第2章 住みよい環境をつくるために	
2-1 まちなみの整備	30
2-2 自然の保全	35
2-3 上下水道の整備	37
2-4 衛生対策の推進	39
2-5 地球温暖化対策の推進	42
第3章 安全な生活をおくるために	
3-1 防災体制の整備	44
3-2 交通安全と防犯対策の推進	46
3-3 消防・救急体制の整備	48
3-4 国土保全対策の推進	52
第4章 健康で幸せな生活をおくるために	
4-1 健康づくりの推進	54
4-2 地域医療体制の維持	59
4-3 地域福祉の推進	61
4-4 子育て支援の推進	67
第5章 心豊かな人間性を養うために	
5-1 幼児教育・保育の推進	69
5-2 義務教育の推進	71
5-3 社会教育の推進	74
5-4 文化活動の推進	77
5-5 スポーツの推進	80

目次

第6章 豊かな暮らしを生み出すために

6-1	農業振興対策の推進	81
6-2	林業振興対策の推進	83
6-3	水産業振興対策の推進	84
6-4	商業振興対策の推進	86
6-5	工業振興対策の推進	87
6-6	観光振興対策の推進	88

第7章 発展の基盤づくりのために

7-1	道路環境・地域公共交通の充実	90
7-2	地域情報化の推進	92
7-3	土地利用の推進	93
7-4	公共施設の有効活用の推進	94
7-5	移住・交流の推進	95

付 属 資 料

計画の所要事業費	97
第9次様似町総合計画の策定経過	98
第9次様似町総合計画策定に関する諮問・答申	103
様似町総合振興審議会委員名簿	106
様似町議会議員名簿	107
企画委員会委員名簿	108
総合計画・総合戦略検討部会員名簿	108
様似町総合振興審議会条例	109
様似町企画委員会規程	111

第1部

序論

第1章 様似町総合計画策定の意義 ……………P. 1

第2章 様似町総合計画策定の背景 ……………P. 1

第3章 計画の基礎 ……………P. 7



山岳は町の中央部に秀峰アポイ岳（810m）※、ピンネシリ（958m）の連山があり、日高山脈の支脈となっています。このアポイ岳は、高山植物群落が特別天然記念物に指定されるなど植物学上貴重な存在となっているだけでなく、峰続きの吉田岳、ピンネシリと幌満川対岸の幌満岳などととも地質学的にも貴重な「幌満かんらん岩体」から成っています。このため、アポイ岳を核心地域とする様似町は、「アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク」※として、平成27年11月にユネスコ世界ジオパーク※に認定されています。また、令和6年6月には、日高山脈一帯、アポイ岳、襟裳岬やその周辺海域等が国内最大の国立公園に指定され、日高山脈の主稜線やアポイ岳の周辺などは、原始的な状態を保持する地域が特に保護される「特別保護地区」となっています。

河川については、2級河川に指定されている幌満川（24.8km）、様似川（22.3km）、海辺川（8.5km）のほか7の準用河川と50の普通河川があります。幌満川には、民間の利水ダムと水力発電所が整備され、再生可能エネルギーとして、主にえりも方面の電力供給に重要な役割を果たしています。様似川は日高山脈を源として南下し太平洋にそそぎ、河川水は水道水として利用され、また、流域の中流は農耕地、下流は中心市街地となっています。

(3) 気 象

北海道の南東に位置し、かつ太平洋に面しているため海洋性気候となっており、秋から冬にかけて多少、風・波は強くなりますが比較的温暖な気候となっています。

年平均気温は9度前後で、夏期の最高気温が30度になることは少なく、冬期の気温もマイナス10度を下回ることは稀であり、大変過ごしやすい気候となっています。

(4) 歴史的背景

様似にかなり古くからアイヌ民族が住んでいたことは、チャシ跡などの遺跡からうかがうことができます。集落が形成されたのは今から約390年前の寛永12年（1635年）、現在の海辺川上流にあった東金山金鉱山で採金が行われていた頃で、キリシタナイ（現在の西町）周辺が中心であったといわれています。寛文9年（1669年）のシャクシャインの戦い後にこの鉱山が閉鎖され、以後は松前藩の支配下として海産物を主に交易を始めたことにより漁場として繁栄してきました。

寛政11年（1799年）、幕府支配のシャマニ会所が設けられました。初代詰合は中村小市郎が務め、駐留していた大河内善兵衛監督のもと、現場責任者としてシャマニ山道を完成させたことは、本町の歴史にとって重要な役割を果たしており、史跡として国から指定されています。

さらに、享和2年（1802年）蝦夷奉行の管下となり、文化3年（1806年）には、幕府がオコタヌシ（現在の栄町）に蝦夷三官寺※のひとつ等澍院を建立しました。

※アポイ岳 本町の市街地の南東に位置し、標高は810mと低い山であるが、かんらん岩質の特殊な土壌や特異な気象条件により多くの高山植物が生育している。アポイ岳高山植物群落は、昭和27年に国指定特別天然記念物に指定されている。

※アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク 地下深くのマントルが地表に現れてできたかんらん岩の山・アポイ岳をはじめとする様似町の大地と自然、歴史・文化を学び楽しむための大地の公園。

※ユネスコ世界ジオパーク 科学的に貴重な地質遺産や美しい景観などを教育や観光に活用することで、遺産の保全とその地域の持続的発展を促すことを目的に、一体的に管理された地理的領域。令和7年4月現在、50ヶ国229地域が認定されている。

※蝦夷三官寺 江戸時代後期に、蝦夷地に入り亡くなった武士などを弔うために幕府が建てた官営寺で、他に伊達市の「善光寺」と厚岸町の「国泰寺」をいう。

序論

明治13年(1880年)に戸長役場が開設され、定着農業がはじまったのは明治18年(1885年)、2級町村制施行により8カ村を大字とした様似村が明治39年(1906年)に誕生しました。

大正14年(1925年)には浦河～様似間に送電線が完成し、278戸に電灯がともされました。

また、昭和7年(1932年)には様似船入澗第1期工事が着工、昭和12年(1937年)に国鉄日高本線が様似駅まで開通、さらに昭和16年(1941年)には東邦電化(株)(現在の新日本電工(株)日高事業所)が建設されるなど産業開発が進むとともに、生活水準も向上し現在の様似町の基盤が作られました。

このように尊い先人の英知と努力によって築かれた様似が、躍進の町「様似町」として力強くスタートしたのは町制施行をした昭和27年(1952年)のことです。

序論

基本構想

基本計画

付属資料

(5) 土地利用状況

土地利用の現状は森林が90.4%と最も多く、以下農用地3.0%、宅地0.5%、その他6.1%となっています。

宅地は、中心市街地近郊の原野などからの宅地化が少しずつ進んでいます。

農用地は、様似川及び海辺川流域沿いの平坦地や一部の丘陵地にあり、軽種馬、水稻、施設野菜、酪農、肉用牛を中心とした農業経営が行なわれています。

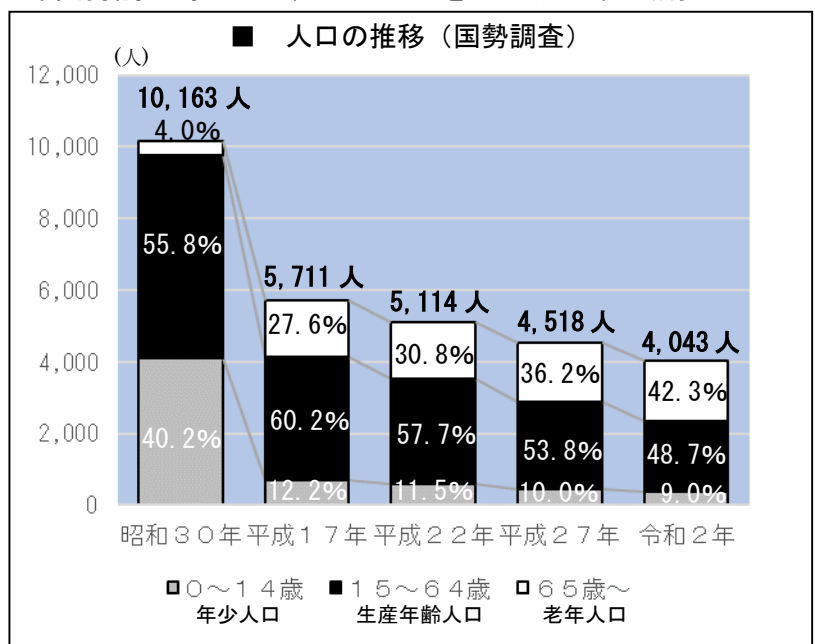
森林は、面積の61.6%が道有林、29.6%が私有林、8.8%が町有林となっており、森林資源の保護・育成及び森林機能の保全などが進められています。

(6) 人口動態の推移

本町における令和2年度国勢調査総人口は、4,043人(男1,923人、女2,120人)、世帯数は1,913世帯で、平成27年の同調査と比較すると総人口で475人(10.5%)減少しており、本町の人口が最も多かった昭和30年国勢調査時の10,163人をピークに年々減少しています。特に減少率は昭和60年以降、6~11.7%という高い状況が続いています。

総人口の継続的な減少がみられるなか、特に年少人口と生産年齢人口のうち若年層の減少が続いている一方で、老年人口は増加しています。これは本町の大きな人口減少の要因として以前から考えられている学卒者の都市部等への流出や、大学等で専門知識を修得した方や都市部などで数年間働いた方が“ふるさと”へ帰る際に受け皿となる職場が少ないことから、15歳~39歳のUターン者が少ない

ことが要因と想定されます。今後は増加してきた老年人口も減少に転じると推計され、人口減少



は第三段階（若年減少・老年減少）に移行し、さらに急速に進行する可能性があります。

本町の高齢化率は、令和2年国勢調査で42.3%となっており、平成27年調査時よりも6.1ポイント上昇、北海道の31.8%、全国の28.0%を大きく上回っています。

また、男女別の人口構成においては、生産年齢人口のうち若年層では男性が多く、女性が少ない傾向にあり、結果として結婚・出産の機会が減少、少子化が進展していると考えられます。

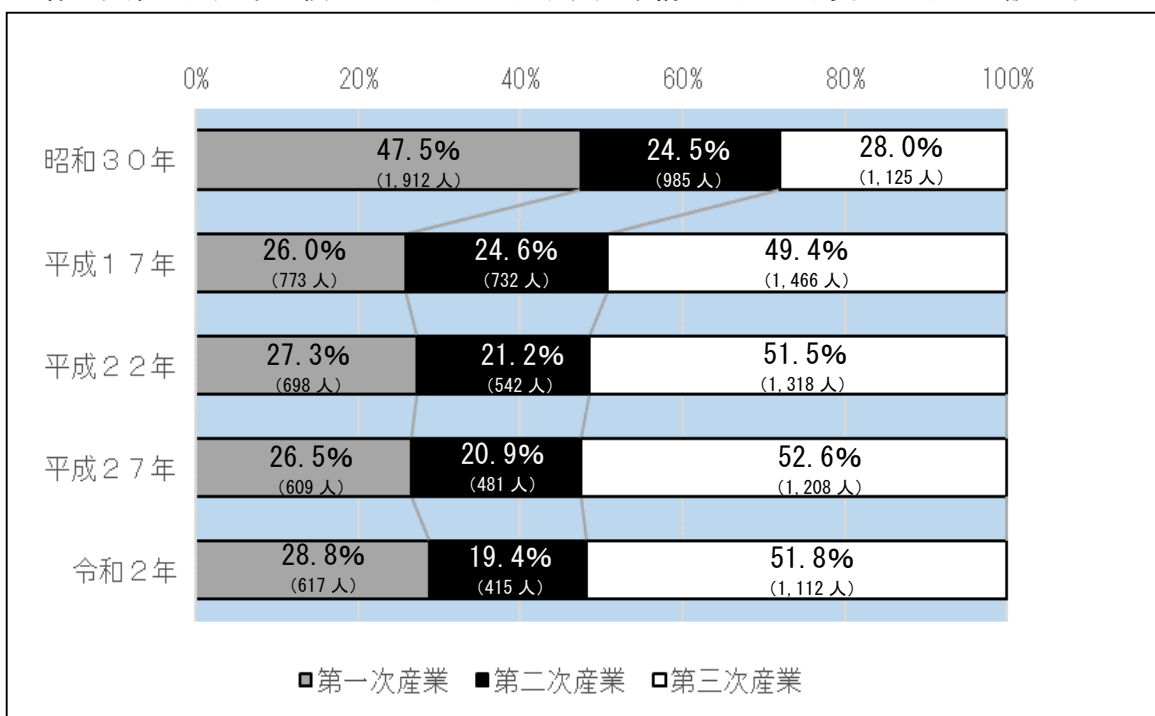
(7) 産業の状況

本町の産業は第一次産業や各種産業など多面的構造で成り立っています。

水産業においては、漁協などとともに日高昆布やマツカワなどのブランド化に取り組んでいるものの、地球温暖化に伴う海水温上昇の影響による主要水産物の水揚量低下や資材・燃料等の高騰が漁家経営を圧迫しています。さらには、令和3年に発生した赤潮により多くの魚種に甚大な被害が発生しており、現在もその影響が続いています。農業については、軽種馬生産農家・酪農・肉用牛農家は、安定的な経営を行っていますが、イチゴ農家は近年の高温化の影響を受け、生産額が減少傾向にあります。商業については、第一次産業の低迷や円高による仕入れ値の高騰等により、厳しい経営が強いられています。工業及び製造業は、工業事業所をはじめ食品製造事業所など15以上の事業所があり、町内産業で最も大きな売上高を占めています。売上高は食品製造業が比較的堅調に推移するものの、総じて減少傾向となっています。

(8) 産業別就業者数の推移

本町の就業者総数は、令和2年の国勢調査では2,145人であり、総人口の53.1%を占め、その内訳は第一次産業617人（28.8%）、第二次産業415人（19.4%）、第三次産業1,112人（51.8%）となっており、平成17年以降、第二次産業が減少、その分、第三次産業が増加、第一次産業は横ばいとなっており、産業構造に大きな変化はないと読み取れます。



序論

序論

基本構想

基本計画

付属資料

2 住民意識の推移

(1) 住民アンケートについて

本町では、10年ごとの総合計画策定に合わせ住民アンケート調査を行っており、現時点での進捗状況を確認するため、総合計画の見直しになる令和7年度にも再度住民アンケートを実施しました。その中の『様似町の住みよさをどう感じるか』という設問に対して、半数以上となる54.4%の方が「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答し、「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」という回答が24%だったことを考えると、多くの町民が「住みやすいまち」と感じていると考えられます。

そのうち「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答した方に『住みよと感じる理由は何ですか』の設問では「生まれ育ったまちだから」が26.1%で最も多く、次に「人間関係がうまくいっているから」が18.6%、次いで「自分に合う仕事（職場・職種）があるから」、「職場が近いから」となっており、愛郷心や地域住民同士のつながり、仕事に関連することが「住みよ」と感じている大きな要因となっているようです。一方、「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」と回答した方はその理由を「買い物環境や生活環境が良くないから」、「医療や福祉面が不安だから」、次いで「交通が不便だから」と続いており、買い物・生活・医療・福祉・交通環境等が「住みよさ」を高めるためのまちの課題であると考えられます。

また、『様似町に住み続けたいか』などいくつかの設問を昭和63年の第6次様似町総合振興計画策定時のアンケートから継続的に載せていますが、その回答の中でも「ずっと住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」が合わせて76%と過去最高の数値となっています。この結果から、医療・福祉・交通環境等に不安や不満を感じつつも、多くの住民が今後も様似町に住みたいと考えていることが読み取れます。町民の「住みよさ」を高めつつ、継続して住み続けていくために、労働環境を整えるべきだという声が多く寄せられました。

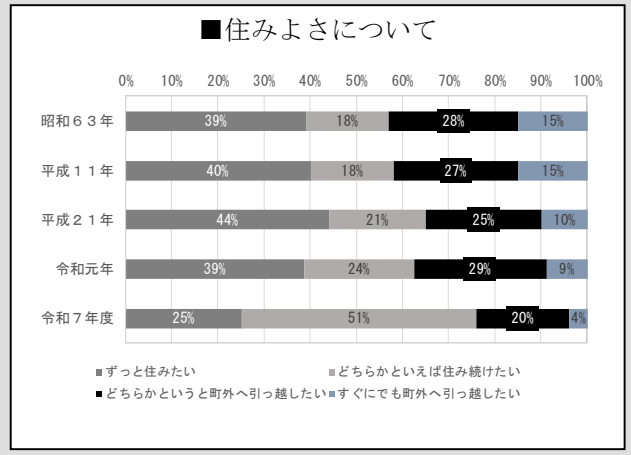
■住みやすいと感じる点は、何ですか。

(※令和7年度実施 住民アンケートより)

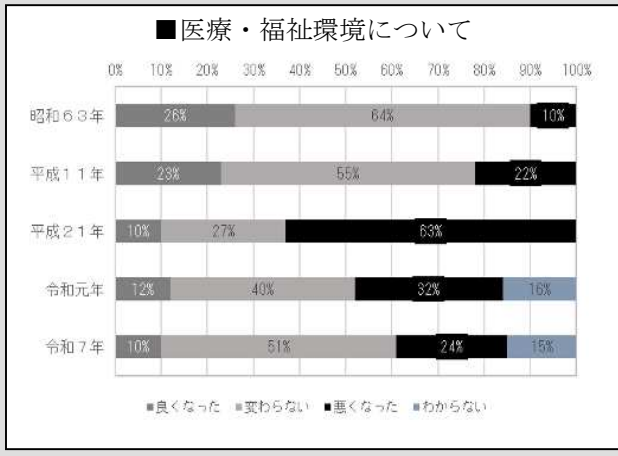


◎住民アンケート結果の推移（抜粋）

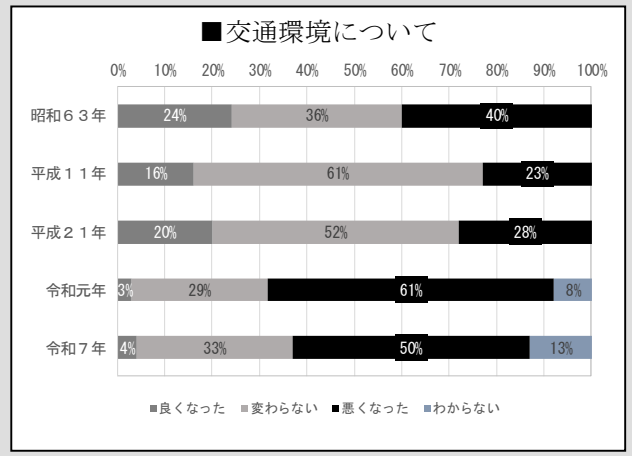
(※令和7年度実施 住民アンケートより)



◎住民アンケート結果の推移（抜粋）
（※令和7年度実施 住民アンケートより）



◎住民アンケート結果の推移（抜粋）
（※令和7年度実施 住民アンケートより）



(2) 若者アンケートについて

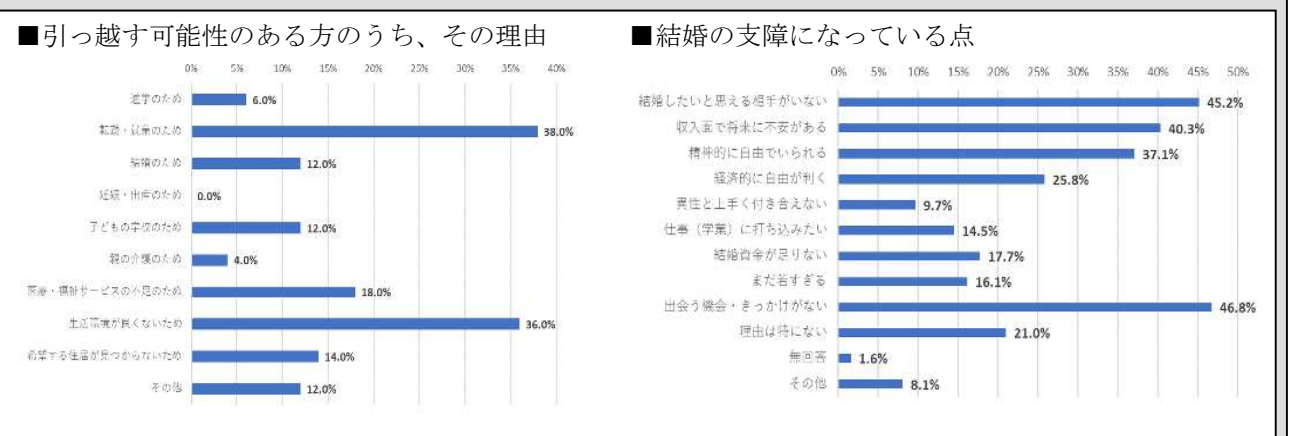
本計画の見直しにあたり、『若者アンケート』として本町の次代を担う18歳～45歳を対象とし、まちの『住みやすさ』、『働くこと』、『結婚』、『子育て』について、インターネットアンケートを実施しました。

町民アンケート同様、将来的に住み続けていくためには、働く場所や医療・福祉・交通・買い物などの生活環境の充実が必要といった声が多く寄せられました。『将来的に町外へ引っ越す予定があるか』という設問に対し、35.0%の方が「近々、引っ越す予定がある」、「予定はないが、いずれ引っ越したい」、25.2%の方は「わからない」と回答しており、引っ越す可能性のある方のうち38.0%が「転勤・就業のため」、次いで36.0%が「医療・福祉サービスの不足のため」を理由としています。また、『今後、就職・転職の希望はあるか』という設問には、24.5%の方が「町外で就職・転職したい」と考えており、町外への人口流出を抑制するには、雇用の確保や医療や福祉といった生活環境の充実が課題であることが読み取れます。

結婚に関しては、『結婚の支障となっている点』は様々で、一番多かったのは「出会う機会、きっかけがない」ではあったものの、複合的な理由から結婚の支障となっている現状が伺えます。

子育てに関して『理想的な子どもの数を実現するための支障となる点』では「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と感じる方が62.9%と圧倒的に多い結果となりました。

◎若者アンケート結果（抜粋）（※令和7年度実施）



序論

第3章 計画の基礎

1 計画の性格と呼称

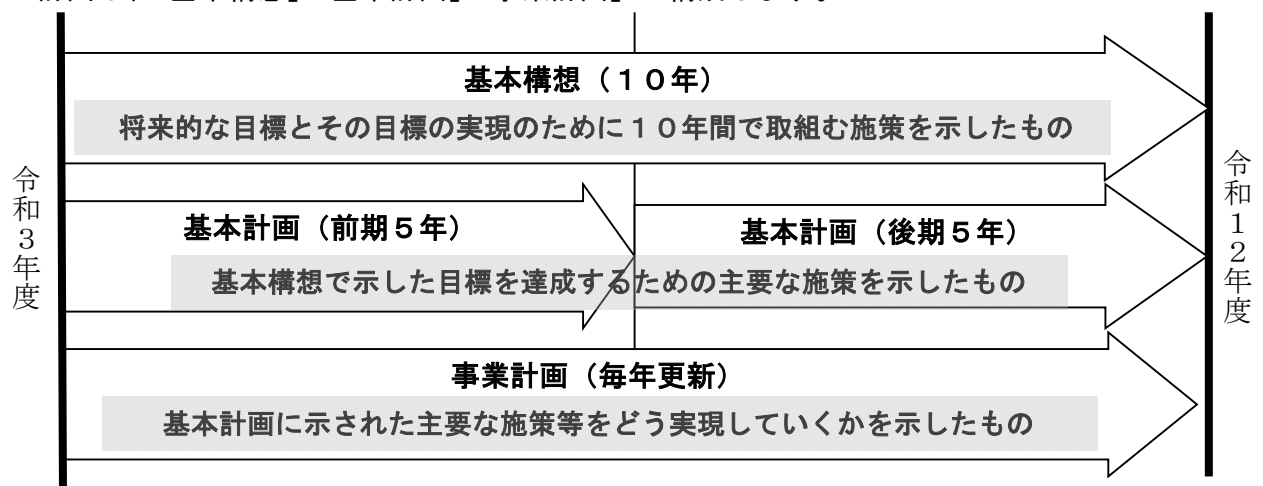
総合計画は、長期的な見地に立ち、まちづくりを計画的・効率的に推進するための指針であり、今後10年間に本町が実施する事業の根本となるものです。

この計画を「第9次様似町総合計画」と称し、創生のテーマは「夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり」とし、適切に推進していきます。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

2 計画の構成

この計画は、「基本構想」「基本計画」「事業計画」で構成します。



3 他計画との関連

本計画の円滑な実現を図るためには、国や北海道などの関連計画と整合性を保つことが必要であることから、次に掲げる諸計画を十分に考慮しつつ本町の特性と発展の可能性を追求し、自主性と主体性をもった計画とします。

- ◎国土形成計画・国土利用計画
- ◎北海道総合計画
- ◎第9期北海道総合開発計画

第2部

基本構想

第1章 めざすまちの姿 ……………P. 8

第2章 7つの基本目標の取組方針 ……………P. 12

第3章 まちづくりの重点的な取組方針……………P. 15



基本構想

第1章 めざすまちの姿

(1) 将来像

夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり

様似町は、第8次総合計画において住民生活の安定と福祉の向上、産業振興を基本理念として、「町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり」を創生のテーマとして掲げ、財政の健全化に取り組みつつ、各産業の活気がまちの活性化を促し、豊かな自然環境を活かして交流の輪を広げる、小さくても住民同士が助け合いながら暮らしていけるまちの実現をめざし、まちづくりを進めてきました。

第9次様似町総合計画の創生のテーマである『夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり』とは「ふれあいによりつながり始めた心の融合を強い『絆』に変え、町民が抱く理想のまちづくりという『夢』を、みんなでいきいきと『笑顔でつなぐ』輝いた町民の将来像を示しています。

●「夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり」とは？

【アンケートに寄せられた町民の「想い」から生まれた将来像】

過疎、人口減少、老後の不安。私たちを取り巻く環境は先行きが見えない状況で、住民アンケートでもこれからの様子の衰退を心配する声や、不安を抱く声が多く寄せられました。

ただ、私たちのまちには、豊かな自然環境や、これまで築いてきた誇りがあります。

小さいながらもお互いが助け合い、子どもから高齢者まで、誰もが安心して幸せに暮らしていけるよう、理想の夢を持ち、町民が絆で結ばれ、未来を次世代へ「つなぐ」想いが込められています。

■ 町 民 憲 章 ■

- 仕事にはげみ、豊かな町にしましょう
- 緑を育て、きれいな町にしましょう
- きまりを守り、住みよい町にしましょう
- 夢があふれる、あかるい町にしましょう
- 世界をつなぐ、文化の町にしましょう

■ 施策の基本方向 ■

- 推進体制の確立のために
- 住みよい環境をつくるために
- 安全な生活をおくるために
- 健康で幸せな生活をおくるために
- 心豊かな人間性を養うために
- 豊かな暮らしを生まだすために
- 発展の基盤づくりのために

基本構想

・施策の体系

まちの理想を実現するための施策の基本方向を受け、次のような施策体系で各種の施策を推進します。

テーマ	施策の基本方向	基本計画
夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり	推進体制の確立のために	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な行財政システムの確立 ● ジオパークによるまちづくりの推進 ● 町民と行政による協働のまちづくり
	住みよい環境をつくるために	<ul style="list-style-type: none"> ● まちなみの整備 ● 自然の保全 ● 上下水道の整備 ● 衛生体制の推進 ● 地球温暖化対策の推進
	安全な生活をおくるために	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災体制の整備 ● 交通安全と防犯対策の推進 ● 消防・救急体制の整備 ● 国土保全対策の推進
	健康で幸せな生活をおくるために	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくりの推進 ● 地域医療体制の維持 ● 地域福祉の推進 ● 子育て支援の推進
	心豊かな人間性を養うために	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育・保育の推進 ● 義務教育の推進 ● 社会教育の推進 ● 文化活動の推進 ● スポーツの推進
	豊かな暮らしを生み出すために	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業振興対策の推進 ● 林業振興対策の推進 ● 水産業振興対策の推進 ● 商業振興対策の推進 ● 工業振興対策の推進 ● 観光振興対策の推進
	発展の基盤づくりのために	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路環境・地域公共交通の充実 ● 地域情報化の推進 ● 土地利用の推進 ● 公共施設の有効活用の推進 ● 移住・交流の推進

序論

基本構想

基本計画

付属資料

(2) 施策の基本方向別のめざす姿(7つの基本目標)

将来像の実現をめざすために、7つの施策の基本方向別の目標を掲げます。

～推進体制の確立のために～

人口減少下においても幸せに暮らし続けることができるよう、広域的な視野に立った取組を生かした持続可能な行財政運営を図り、町民と行政が力を合わせて共に知恵を出し合い、盛り上げていく『一人ひとりが主役なまち』を実現できるような体制づくりをめざします。

基本構想

序論

基本構想

基本計画

付属資料

～住みよい環境をつくるために～

町民が誇りにしている様似町の豊かな自然と美しい自然景観を次代につなぎ、誰もが快適な暮らしを送れるよう、生活環境の向上に取り組み、『みんなが支え合い、思いやりのあるクリーンなまち』づくりをめざします。

～安全な生活をおくるために～

安全で安心した暮らしができるように、防犯や防火、そして防災に対する意識を高め、命を大切にするため共に手を取り、連携し合い『自助・共助・公助を高め合えるまち』づくりをめざします。

～健康で幸せな生活をおくるために～

人に優しく互いに助け合う気持ちで、見守りを必要としている人に支援の輪を広げます。保健・医療・福祉が連携し、相互扶助の精神で不安や悩みを解消し、いつまでも安心して健やかに暮らせるよう、『自立しながら助け合えるまち』づくりをめざします。

～心豊かな人間性を養うために～

生涯にわたって学んだり、スポーツをしたり、子どもからお年寄りまで、誰もがいつでも楽しめるために、ソウゾウ（想像・創造）力を育み『人と地域がつながりあうまち』づくりをめざします。

～豊かな暮らしを生みだすために～

海の恵み、大地の恵みをはじめ、地域の産業、個性的な観光スポット、住民のマンパワー ※ など、様似町にある多彩で魅力的な資源を、産業の活力にかえていき、地域の特性を活かした『孫の代まで資源をつなぐまち』づくりをめざします。

※マンパワー 人手、労働力。仕事などに投入できる人的資源。

～発展の基盤づくりのために～

住民の暮らしに欠かせない生活基盤や情報通信基盤などの整備を進め、利便性の維持、向上を図り、多様な形で関わる「関係人口 ※」を新たな視点で創出し、『みんながつながり、快適な暮らしができるまち』づくりをめざします。

(3) めざす指標

① 人口

平成 20 年をピークに日本の人口は減少に転じ、道内の多くの市町村の人口は減少しています。様似町においても、国勢調査による人口推移は 10 年間で 1,100 人近く減っており、今後も人口減少は、大きな課題です。

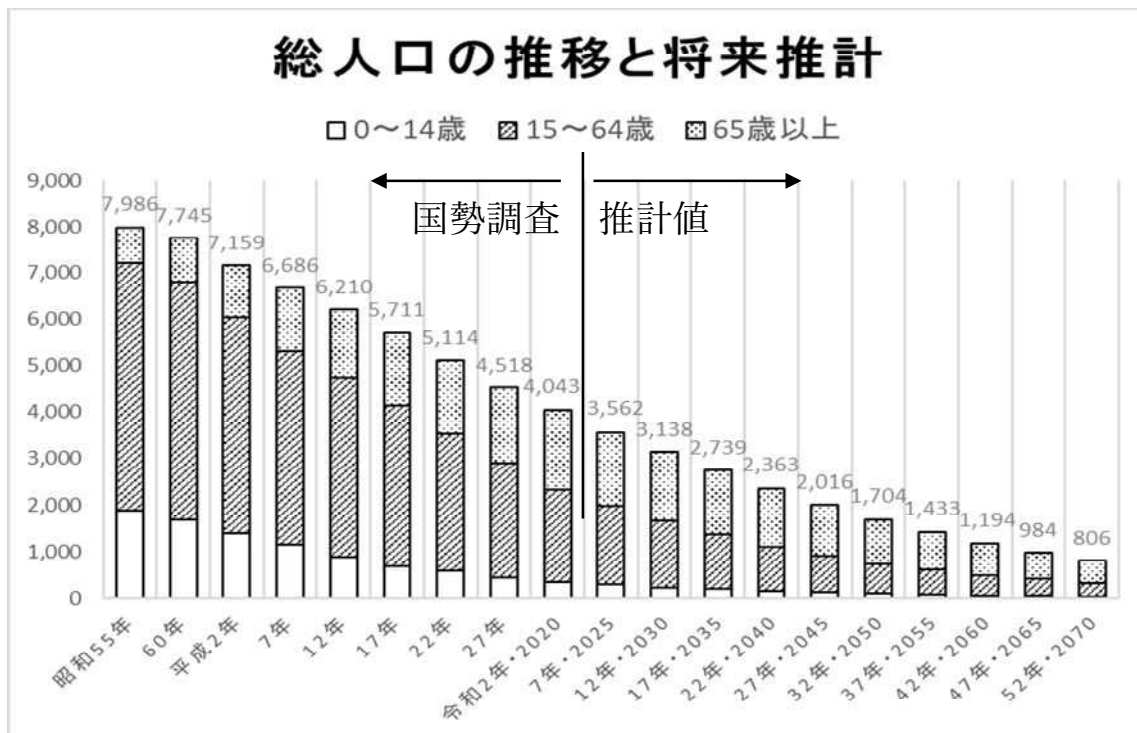
令和 5 年 4 月に国立社会保障人口問題研究所 ※ が公表した人口推計によると令和 12 年の様似町の人口は 3,138 人にまで落ち込むと推計されていますが、本計画による各種施策や地域活性化により、できる限り人口減少を緩和させていく取り組みが必要です。

☆様似町の人口の推移（国勢調査より）

平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
5,711 人	5,114 人	4,518 人	4,043 人



めざす人口
令和 12 年 3,200 人



※関係人口 移住した「定住人口」でも、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々。
 ※国立社会保障人口問題研究所 厚生労働省に所属する、人口や世帯の動向、社会保障政策等を研究する国立研究機関。

基本構想

② 住みよさ

計画策定時に実施した住民アンケート調査で「様似町の住みよさ」について、「とても住みよい」「まあまあ住みよい」と答えた人の割合が45%を占め、第8次総合計画時に比べ、住みよさを実感している町民の割合は若干減少しておりましたが、令和7年度に実施した住民アンケートでは54%まで回復しています。

人口減が避けられない現状にあっても、様似町に住んでいる町民が、住みよさを実感できることは大切なことで、今後も「住みよい」と思う人が増えるようなまちづくりを進めます。

★住民アンケート結果

平成21年	令和元年	令和7年	⇒	めざす住みよさ
49%	45%	54%		令和12年
				60%

第2章 7つの基本目標の取組方針

(1) 推進体制の確立のために

まちづくりの主役は町民であり、町民の意思や意欲など一人ひとりの持つ活力を生かせるよう、広報・広聴や情報ネットワークを充実させ、町民と行政による情報共有と固有の地域資源を活用した愛郷心の向上に取り組むとともに、人口減少の進む中でもコミュニティ活動を維持していくための支援を進めます。

また、実施可能な広域行政を模索し、行財政基盤の充実や町民の利便性向上に努め、ムダのないスマートなまちをめざすため、行政と議会・町民が共通認識をもち、それぞれが支え合いながら住民福祉の向上が図られるよう、まちづくりに参画しやすい仕組みをつくり、町民主体の自治の実現を図り、効率的な行政運営と財政の健全化、町民ニーズに対応した行政運営を進めます。

基本計画の項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 持続可能な行財政システムの確立 2 ジオパークによるまちづくりの推進 3 町民と行政による協働のまちづくり
---------	---

(2) 住みよい環境をつくるために

ユネスコ世界ジオパークとして認められている本町の豊かな自然と美しい自然景観には、住民アンケート結果でも約54%のかたが「住みよい」という回答をしています。この恵まれた環境を次代に受け継いでいくため、地質・自然遺産をはじめとした自然環境の保全活動を推進していくとともに、住みよいまちとなるよう景観・市街地環境の整備や適正な廃棄物処理、人口減少により生じている空き家の解消及び有効活用、衛生対策、さらには『様似町ゼロカーボンシティ宣言 ※』に基づいた地球温暖化対策を推進します。

基本計画の項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 まちなみの整備 2 自然の保全 3 上下水道の整備 4 衛生対策の推進 5 地球温暖化対策の推進
---------	--

※ゼロカーボンシティ宣言 地方公共団体による2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す宣言。

基本構想

（３）安全な生活をおくるために

本町は、主に海岸線沿いに集落が形成され急峻ながけ地などが多く点在し、中心市街地には様似川が流れ、近年発生する異常降雨時には土砂災害や崖崩れ、河川の氾濫などの危険性のほか津波による災害の危険性が高い地域となっていることから、災害に備えるための防災意識高揚の啓発や海岸並びに急傾斜地の保全のための整備要望、災害防止のための関係団体との連携を引き続き図っていきます。

また、近年あおり運転 ※ や高齢者による交通事故が多発し、さらには高齢者を狙った詐欺犯罪も減少しない状況となっていますので、交通事故や犯罪のないまちをめざし、関係機関とともに各種活動を推進します。

基本計画の項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災体制の整備 2 交通安全と防犯対策の推進 3 消防・救急体制の整備 4 国土保全対策の推進
---------	--

（４）健康で幸せな生活をおくるために

子どもから高齢者、障がい者をはじめ、町民誰もが安心して、やすらぎのある生活をおくり、いつまでも健やかに暮らし続けることができるよう、生涯を通じた福祉支援体制の充実をめざします。

日々の生活を通じた健康づくり、生きがいづくりを支援する一方で、保健・医療・福祉サービスの充実に努め、良質で均一なサービス提供体制の向上を図り、一人ひとりが思いやりを持って、互いに支え合うまちづくりを進めます。

基本計画の項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくりの推進 2 地域医療体制の維持 3 地域福祉の推進 4 子育て支援の推進
---------	--

（５）心豊かな人間性を養うために

生涯を通じて人間性豊かな多様な生活をおくることができるよう、生涯学習推進体制の確立、文化、芸術活動の活性化、スポーツ機会の充実などを進めるとともに、歴史・文化遺産の保存・活用などを通じて本町への誇りと愛着を醸成するなど、地域に根ざした文化が育まれたまちづくりをめざします。

また、地域全体で子ども達を育てる環境をめざし、地域とともにある学校づくりや、家庭・地域・学校との連携による健やかな成長を支える取組を進めます。

※あおり運転 他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行うこと。

基本構想

基本計画の項目

- 1 幼児教育・保育の推進
- 2 義務教育の推進
- 3 社会教育の推進
- 4 文化活動の推進
- 5 スポーツの推進

(6) 豊かな暮らしを生み出すために

農林水産業における生産基盤の整備や保安全管理により、品質の高い農林水産物の生産性を高めるとともに、新規就業者等への支援等により、意欲ある担い手の確保を行い、環境と調和した足腰の強い農林水産業の振興に努めます。

また、自然環境や景観、特産品やイベントなど地域の特性を観光資源として活かすほか、地域に根ざしたにぎわいと活気ある商店街づくりを推進するとともに、地域内循環 ※ による経済波及効果の拡大に努めます。

さらに、地域振興に資する企業誘致や新たな起業に対する支援により雇用の拡大を図り、誰もがいきいきと働くことができる環境づくりに努めます。

基本計画の項目

- 1 農業振興対策の推進
- 2 林業振興対策の推進
- 3 水産業振興対策の推進
- 4 商業振興対策の推進
- 5 工業振興対策の推進
- 6 観光振興対策の推進

(7) 発展の基盤づくりのために

本町発展の基礎となる各種道路や橋りょうは計画的な維持管理を進めるとともに、生活・観光路線としての公共交通を確保するための施策を推進します。特にJR日高線の廃線により、新たな交通体系が生まれていますが、最適な公共交通体系の確立にむけ、各交通事業者と連携しながら、取り組んでいく必要があります。

また、情報通信分野については、都市部から離れている本町にとって産業の発展や生活の安定に欠かせない基盤ですので、関係機関とともに整備を推進します。

今後、さらに人口減少が進む状況下においても、本町と関わりのある人のつながりを維持し、多様な形で関わる関係人口を創出・拡大することにより、新しい人の流れをつくり出す施策を推進します。

基本計画の項目

- 1 道路環境・地域公共交通の充実
- 2 地域情報化の推進
- 3 土地利用の推進
- 4 公共施設の有効活用の推進
- 5 移住・交流の推進

※地域内循環 地域内での地域資源を積極的に活用し、資金等をなるべく地域内で経済循環させること。

・持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

2015（平成 27）年 9 月、国連で 150 を超える加盟国首脳が参加の下、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択され、その中核として 17 のゴールと 169 のターゲットからなる「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」が掲げられました。本町においても、人口減少下でも、将来にわたり安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めることとし、豊かで美しい自然環境、安全・安心な食、豊富で多様なエネルギー資源に加え、独自の歴史・文化、気候風土など、持続可能な地域づくりに向けて、SDGs の理念と合致する施策を推進していくこととします。本計画と SDGs の達成を見据えた展開の関係性を視覚化するため、基本計画において、関係する SDGs の 17 の目標（ゴール）を示します。



第 3 章 まちづくりの重点的な取組方針

平成 27 年度に策定し、令和 8 年度からは新たな第 3 期目のスタートとなる「様似町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ※」では、人口減少問題の対応と将来に向けた成長力の確保をめざすための施策の方向を掲げています。これらについては、継続的に進めていくことが重要であることから、本計画においても同様にまちづくりの重点的な取組方針に位置付け、関連項目を横断的に進めます。

方針 1 様似町の「活力・魅力」向上

本町は昭和 30 年の 10,163 人をピークに、少子化による自然減少と転入減・転出増による社会減が重なり、年々人口は減少し続けています。人口減少は町民生活の活力低下を招くばかりでなく、地域経済や財政にも大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤に関わる深刻な問題です。

※様似町まち・ひと・しごと創生総合戦略 本計画を基に、人口減少問題に特化した施策・事業を示す計画。

基本構想

水産業を中心とした本町の産業は、人口減少からどの分野においても慢性的な人材不足であり、資源を活かした魅力ある産業を持続・発展させていくため、担い手対策をはじめとした各種支援により、将来にわたって本町の基盤産業の維持・発展を図ります。

地域を維持・発展させるため、町民のみならず、地域外の人々との関わりを創出し、様似とつながる「関係人口」を地域の力とし、町内が活性化するよう取り組みます。

方針2 様似町の「住みよさ」向上

本町の豊かな自然環境の中で、子どもから高齢者まで、あらゆる世代が安心して暮らし、人口減少下においても心豊かに暮らし続けたいと感じてもらうため、「住みよさ」向上を推進します。

昨今の燃油や物価高騰は町民の家計に大きな影響を与えており、生活が「非常に厳しい」と感じる人が増えています。これまで国の支援策と併せ「アポイクーポン券」の交付をはじめ、物価高騰の影響を受ける町民や地域経済を支援してきましたが、引き続き「地域商品券」等の交付を検討し、町民の暮らしを応援します。

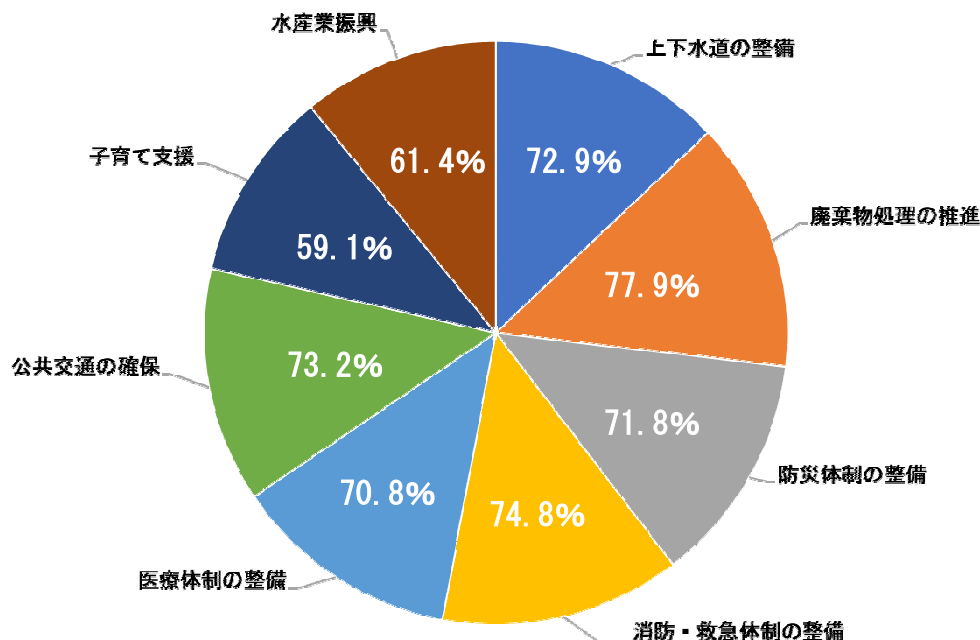
町民が安心して医療を受けることができるよう、町内医療機関の存続と地域センター病院の医療体制の維持に努めます。また、高齢者等が孤立することなく気軽に集える場として「シニアカフェ広場」の設置や、生きがいをもって自分らしく暮らし続けるための環境づくりに努めるとともに、買い物や通院など、外出の際にご利用いただいている「さまに乗合ワゴン」の運行については、利便性の向上を図ります。

予測が困難な自然災害に対応するために、防災備蓄庫整備や津波救命艇の設置など、緊急時に備えた防災体制を充実させるとともに、令和8年度には新消防庁舎が完成することから、さらなる消防・救急体制の整備を推進し、町民の生命と財産を守ります。

◎令和7年度実施住民アンケートより抜粋

■様似町が実施する各施策について、今後どれくらい重要だと思いますか。

(数値は重要度を示す)



第3部

基本計画

第1章 推進体制の確立のために

第2章 住みよい環境をつくるために

第3章 安全な生活をおくるために

第4章 健康で幸せな生活をおくるために

第5章 心豊かな人間性を養うために

第6章 豊かな暮らしを生み出すために

第7章 発展の基盤づくりのために



第3部

基本計画

推進体制の 確立のために

1. 持続可能な行財政システムの確立 ……P. 17
2. ジオパークによるまちづくりの推進 ……P. 24
3. 町民と行政による協働のまちづくり ……P. 26



基本計画

1. 持続可能な行財政システムの確立

1-1-1 健全な財政運営の推進

現状と課題

様似町では平成初期に進められた数多くの大型公共事業により財政状況は著しく悪化し、保有している公共施設の維持管理すら困難な状況に置かれ、一時は財政再建団体 ※ に指定されることも危ぶまれました。

この状況から脱出するために、「行財政運営の基本的考え方」を平成17年度から平成22年度までの6年間で期間として策定し、職員給や議員報酬の減額をはじめ、事務事業及び投資的事業の徹底的な見直しを行い、行財政改革に取り組みました。結果として地方債残高の圧縮と一定程度の基金積立を行うことができ、危機的状況から脱しましたが、その一方で財政健全化を優先したことによる施策の停滞、公共事業の縮小が地域にも大きな影響を及ぼした時期でもありました。

健全化となった平成25年度以降は、橋梁・公営住宅の長寿命化対策や小規模治山等の防災対策に取り組むとともに、長年の懸案であった様似小学校改築事業や水産物荷捌施設設置助成事業、消防庁舎移転新築事業等に着手したほか、東日本大震災の津波に襲われた特別養護老人ホーム移転改築事業を断行するなど、町民の生活基盤確保と産業振興に取り組んできています。一方、さらなる人口減少及び少子高齢化が進むなか、老朽化施設の維持管理や物価高騰による経常経費の増、大型投資的事業に係る公債費の増等により、次期計画期間においては経常収支比率が90%を超えることも予想されます。

このことから、今後の施策については、優先度を付けながら取捨選択を図るとともに、コスト削減や自主財源を確保するなど、次期計画に向けた体質強化を進めていく必要があります。

めざす姿

○中期的に収支均衡が図られるなかで、町民のニーズに機動的に対応できる弾力性を持った財政構造を確立するため、次のことを行います。

- ・各種施設の長寿命化を進めつつ、利用度の低い施設の統廃合を行います。
- ・事務事業の見直しと効率化による経費節減を進めます。
- ・ふるさと納税 ※ などの自主財源をさらに確保します。
- ・毎年度のPDCA ※ により、常に中期的視点に立った財政計画の見直しを行います。
- ・町民理解に資するための、わかりやすい決算状況及び財政指標をまとめ公表します。

※財政再建団体 地方財政再建促進特別措置法に基づき、財政の再建（＝実質収支の赤字解消）を行う団体。

※ふるさと納税 選択した自治体へ寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度（上限あり）。さらに返礼品を貰えること等から人気がある。

※PDCA Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し・改善）の頭文字で、効果的な計画を策定し、実施し、その効果を検証し、計画を見直ししていくサイクル（周期）。

基本計画

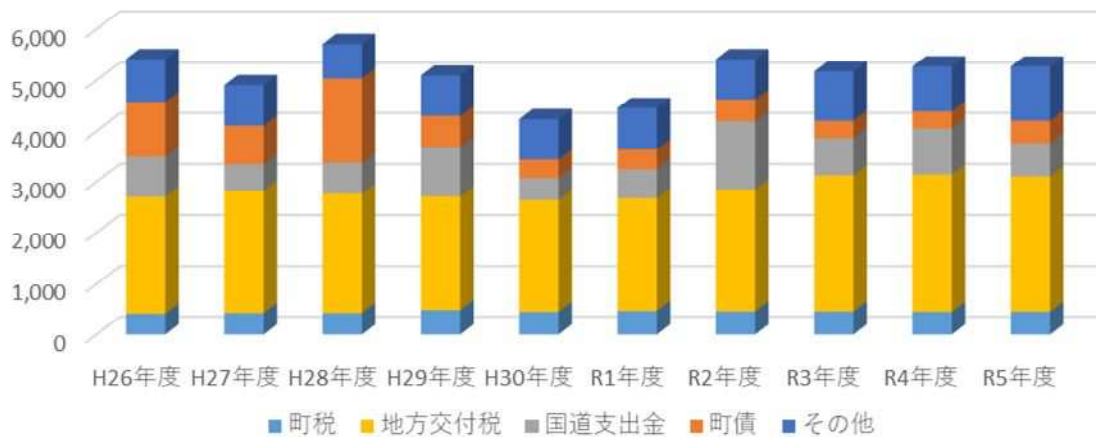
第9次総合計画終了時までの目標

	令和元年度	令和5年度	令和12年度
○経常収支比率	92.1%	86.3%	86.9%
○基金残高	1,298,094千円	2,038,049千円	1,900,000千円
○ふるさと納税	92,713千円	399,215千円	800,000千円

関連するSDGsの目標



表1-1 普通会計決算の推移（歳入）



歳入

単位：百万円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	5,416	4,904	5,710	5,094	4,231	4,449	5,415	5,174	5,276	5,274
その他	849	798	676	799	790	811	800	976	894	1,071
町債	1,074	763	1,658	607	367	393	425	337	331	442
国道支出金	794	529	613	980	436	569	1,347	732	909	655
地方交付税	2,286	2,390	2,339	2,228	2,191	2,210	2,386	2,674	2,694	2,653
町税	413	424	424	480	447	466	457	455	448	453

基本計画

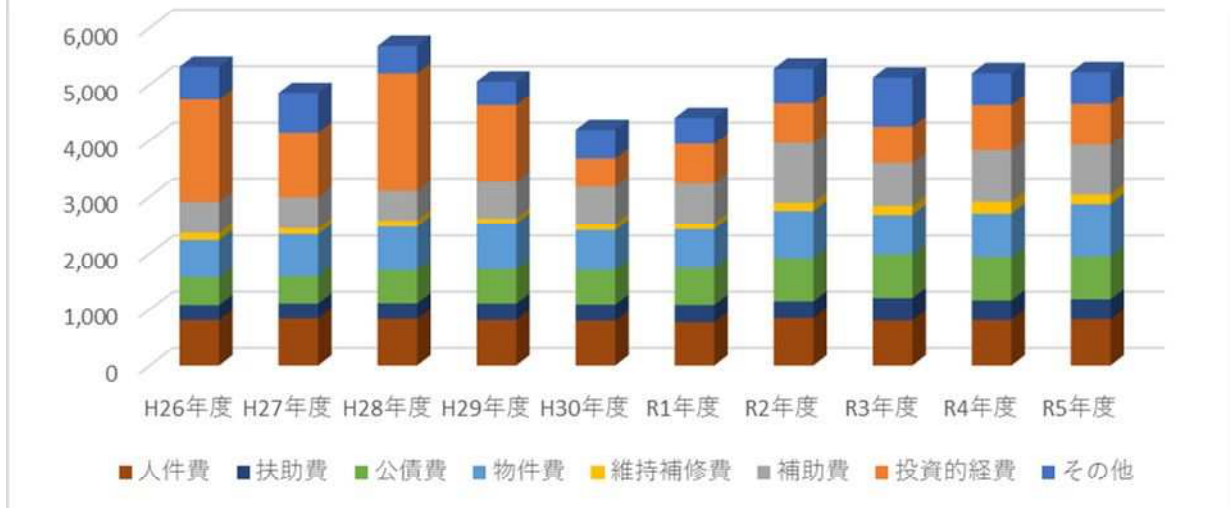
序論

基本構想

基本計画

付属資料

表1-2 普通会計決算の推移（歳出）



歳出

単位：百万円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	5,311	4,850	5,686	5,052	4,191	4,399	5,278	5,120	5,198	5,216
その他	579	706	489	420	515	486	617	871	566	565
投資的経費	1,825	1,155	2,098	1,377	499	711	705	647	808	726
補助費	537	541	517	634	662	674	1,060	761	910	887
維持補修費	130	101	102	87	98	92	145	158	205	164
物件費	667	754	781	818	712	700	838	699	768	928
公債費	491	485	585	609	615	652	766	780	775	762
扶助費	272	270	286	298	294	313	303	401	357	360
人件費	810	838	828	809	796	771	844	803	809	824

基本計画

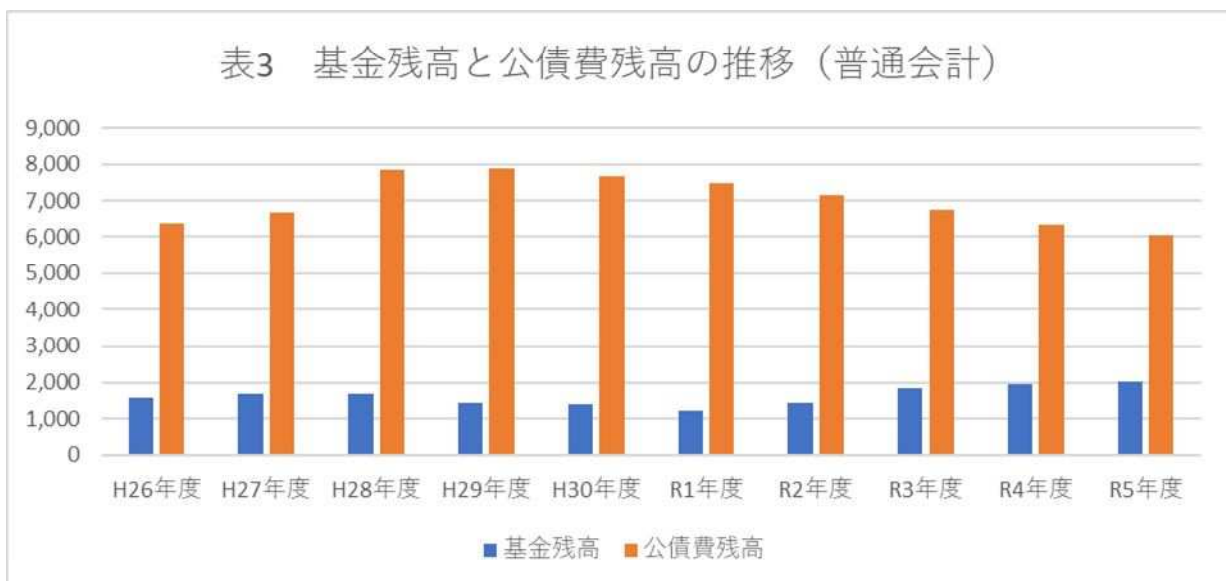
表2 経常収支比率の推移



単位：%

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収支比率	81.5	83.5	88.8	92.7	94.3	94.7	91.4	82.9	84.3	86.3
減税補てん債及び臨時財政対策債を一般財源に含めた実質比率	77.3	79.4	85.4	89.2	90.7	92.1	88.9	80.9	83.5	86.3

表3 基金残高と公債費残高の推移（普通会計）



単位：百万円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基金残高	1,562	1,684	1,663	1,432	1,379	1,225	1,421	1,864	1,970	2,038
公債費残高	6,362	6,704	7,837	7,888	7,686	7,467	7,161	6,749	6,333	6,039

基本計画

1-1-2 適切な行政運営の推進

現状と課題

【行政サービスの進化と継続性の確保】

人口の減少による少子高齢化と地域経済の縮小が加速しているなかにあつて、町民が求める行政サービスの需要は、複雑・多様化、高度化してきています。一方で、教育や福祉、介護、医療など住民生活上不可欠な施策はさらに充実していく必要があります。これら行政サービスを維持していくためには、町民と行政の情報の共有を図りつつ、限られた行政資源の選択と集中による改革・改善を進めていくとともに、町内の民間活力を生かしたまちづくりを推進していくことが求められています。

このため、事務事業の再評価による施策の改善と業務の効率化、職員の適正管理や有為な人材の確保、行政課題や住民ニーズに対応できる組織の構築などに取り組んでいく必要があります。

【DX（デジタルトランスフォーメーション）※の推進】

近年、少子高齢化の影響により全国的に自治体職員の減少が進んでおり、特に地方では慢性的な人手不足が続いています。他方、複雑化・煩雑化する業務が混在するなか、職員一人当たりの業務負担が増加し、住民サービスの迅速な対応が難しくなるケースもあります。

このような社会情勢を踏まえ、国では行政手続きのオンライン化、情報システムの標準化やAI技術の活用などの自治体DXを推進しており、今後はICT技術を活用し職員の業務効率化や住民サービスの向上に取り組んでいく必要があります。

【地方分権の推進】

「地域でできることは地域で」という考えのもと進められてきた地方分権ですが、財源の移譲が進まないほか、依然として一極集中が止まらず、国民の一体性という価値観もあり、十分な改革が進んでいるとは言えない状況にあります。本町においては、地方分権一括法※などにより、これまで18法令に基づく255の権限を受け入れてきましたが、直接町民の利便性の向上につながっているものは多いとは言えません。

めざす姿

- 人口減少などの社会経済状況の変化に柔軟に対応することで、このまちに暮らす多くの人々に適切な行政サービスを提供します。
- 働きやすい職場環境が整備されることで生産性を上げ、職員定員の適正化を図ります。
- DX推進による業務の効率化や町民の利便性向上を図ります。
- 町内の民間活力がまちづくりに生かされるよう取り組みます。

※DX（デジタルトランスフォーメーション） デジタル技術を活用し、仕事のやり方やビジネスの仕組みを根本的に変えること。

※地方分権一括法 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の通称で、地方分権を推進するために地方自治法などについて必要な法改正を行うことを定めた法律。

第9次総合計画終了時までの目標

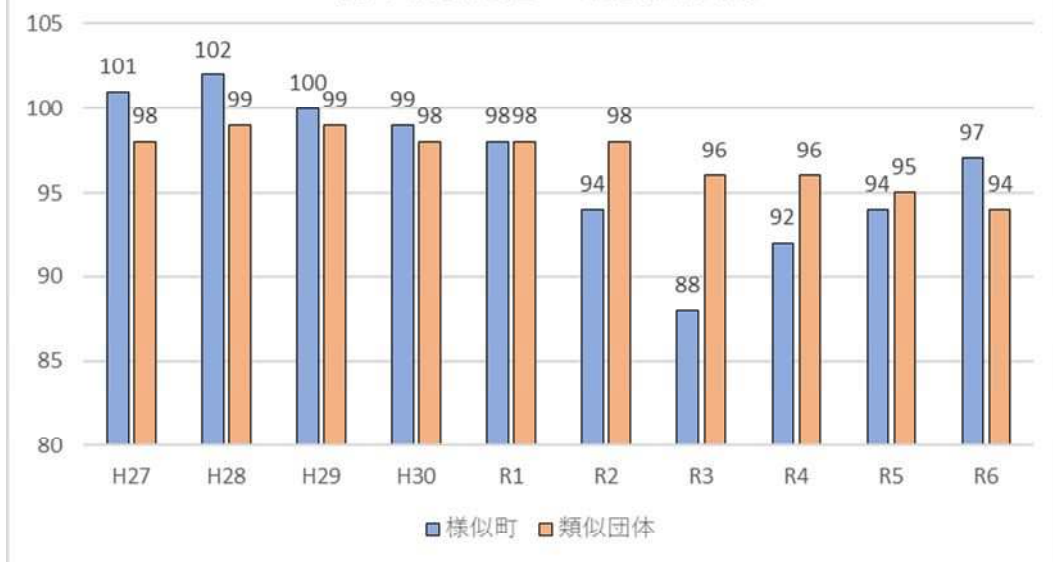
- 事務事業の再評価による施策の見直しを進めます。
- 人事評価制度の適切な運用や職員のスキルアップ研修の実施、多様な人材の確保と登用、ワークライフバランス ※ の推進などによる職場環境の改善及び組織力の強化を図ります。
- 効率的かつ安定的な組織とするための指針となる定員管理計画を策定します。
- ペーパーレス化 ※ に取り組むとともに、電子決裁の推進による業務の効率化を図ります。
- 自治体DX推進による申請手続きの簡素化や事務の効率化を図ります。
- 町内の民間活力を生かした指定管理者制度 ※ の活用を進めるため、指定管理者制度利用ガイドライン ※ を作成します。
- 町民の利便性が高まる権限移譲事務の受託を推進します。

関連するSDGsの目標



過去10年間の職員数の推移と類似団体との比較

(各年4月1日現在・一般会計職員数)



※「定員管理調査」より

数値は、類似団体に合わせて「一般会計」の職員数。

- ※ワークライフバランス 仕事と生活の調和。やりがいや充実感を感じながら働きつつ、家庭や地域生活においても、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。
- ※ペーパーレス化 情報を紙に印刷して閲覧等をするをやめ、PC等のデジタル機器の画面表示で代替すること。
- ※指定管理者制度 住民福祉を増進するための公の施設について、民間事業者等を活用してサービス向上を図る制度。
- ※ガイドライン 指針、または規制や運用等の基準。

基本計画

1-1-3 広域行政の推進

現状と課題

様似町の令和12年度の人口は3,138人とされており、まちづくりに必要な各種施策を進める一方で、自立性を確保しつつ人口規模に見合った形で、推進体制のスリム化も合わせて考えていかなければなりません。

現状では、し尿処理、地方税徴収、ごみ処理、消防、介護認定などが広域処理されていますが、限られた財源や人員を効率的に活用するためには、さらなる広域的な行政システムの構築が必要不可欠であり、北海道及び生活圏を共有する近隣町との広域連携をさらに進めていく必要があります。

めざす姿

○自立した行財政運営のもと、広域的視点からの事務事業の共同化を進めます。

第9次総合計画終了時までの目標

- 広域連携が可能な事務事業の洗い出しを進めます。
- 北海道及び近隣町との相互協力関係を推進します。
- 北海道が進める「広域連携加速化事業 ※」へ積極的に参加します。

関連するSDGsの目標



※**広域連携加速化事業** 広域分散型の地域特性を持つ北海道では、地域の諸課題に対し、適切な相互補完と役割分担による広域的な連携が重要である。人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、顕在化する地域課題に対応し、地域住民が暮らし続ける上で欠かすことのできない基幹的行政サービスが将来にわたり確実に維持・確保されるよう、地域の実情に応じて広域連携を図るべき事項を検討し、広域連携の取組を推進するもの。

2. ジオパークによるまちづくりの推進

1-2-1 ジオパークによるまちづくりの推進

現状と課題

本町は、「アポイ岳ジオパーク」として平成20年に日本ジオパーク、平成27年からユネスコ世界ジオパークに認定され、令和5年には4年に一度の再審査を行い再認定されました。

ジオパークは、“大地の公園”を意味し、科学的に貴重な地質遺産などを保全し、それを教育や観光に活用することで、持続的な地域社会を構築するユネスコ（国際連合教育科学文化機関）のプログラムであり、地質・自然・文化遺産の保全、教育・観光の振興など多岐にわたる施策により成り立つプログラムです。令和7年4月現在、50ヶ国229地域が認定されています。

ジオパーク活動は、本町の知名度向上につながるとともに、アポイカレッジや小中学校で行われる「ふるさとアポイ学」などにより、教育分野において本町の魅力再発見につながる形で活用されています。また、ジオツアーとして本町の産業や歴史、自然等によるプログラムを盛り込んだツアーを実施しているところです。

しかし、住民アンケート結果にみられるとおり、ジオパーク活動への理解が浸透しているとは言いきれない状況です。また、今後はユネスコ世界ジオパークとして国際的活動を求められている面もあり、限られた条件のなかで、ユネスコ世界ジオパークとしてどのように活動し、情報発信をしていくか、多方面から検討していく必要があります。

めざす姿

- 関係する施策の有機的結びつきによって、町民の誇りや愛郷心の向上、滞在型観光の推進など事業推進による効果の最大化を図ります。
- 町民向けの講座やツアーを充実化し、町民のまちづくりに対する参加・協働意識の醸成を図ります。
- 地質・自然・文化遺産の活用を促進することや産業振興を図るための、研究者への支援と連携を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

- ユネスコ世界ジオパークネットワークでの相互交流及び4年に一度の再認定審査を通じてアポイ岳ユネスコ世界ジオパークの質の向上を図ります。
- ジオパークに対する町民理解度向上のためのプログラムを確立します。
- ユネスコ世界ジオパークである「アポイ岳ジオパーク」の魅力を様似町の未来を担う子どもたちとともに、発信していきます。

基本計画

関連するSDGsの目標



序論

基本構想

基本計画

付属資料



第9回日本ジオパーク全国大会 アポイ岳（北海道様似町）大会

3. 町民と行政による協働のまちづくり

1-3-1 コミュニティ活動の推進

現状と課題

地域社会づくり活動の中心となっている自治会（町内会）は、町内に25団体が組織されています。自治会の主な活動として、住民相互の親睦活動や地域内での諸問題の解決、交通安全運動、防犯、防災、青少年の健全育成、清掃美化、住民福祉などに取り組んでいます。

しかし、少子高齢化やライフスタイルの多様化などに伴い、自治会（町内会）への加入率は年々低下傾向にあり、活動の担い手が固定化・高齢化することにより、運営上の課題を抱えている地域も多く、地域によっては過疎化による世帯数の大幅な減少や高齢者の増加など、自治会活動そのものの継続が困難になっている事例も見受けられます。

めざす姿

- 自治会（町内会）の自主的な活動を促進するとともに、地域住民との対話による町政懇談会、毎年開催する自治会長会議など、自治会活動を通じた住民主体のまちづくりを推進します。
- 自治会運営における現状の傾向を踏まえつつ加入率の下げ止まりをめざすとともに、自治会活動が柔軟かつ円滑に行われるよう、負担軽減対策を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

	令和元年度	令和7年度	令和12年度
自治会加入率	88.1%	78.3%	73.3%

関連するSDGsの目標



基本計画

1-3-2 男女共同参画の推進

現状と課題

様似町では、平成12年に「様似町男女共同参画条例」を制定し、啓発活動を行っております。近年、多様な価値観を受け入れ、偏見のない社会を目指す国際的な潮流を受け、社会全体が変容しつつあることを踏まえ、本町としてもこの流れを的確に捉え、主体的に啓発活動を推進することにより、こうした価値観の町内への浸透が一層進むことが期待されます。

男女共同参画社会の形成に関する政策の基本的な方向性は、家庭や職場、地域社会といったあらゆる場において、人権尊重、男女平等などの理念に基づいた男女共同参画の理解と環境整備です。こうしたまちづくりを推進するためにも、引き続き住民への啓発活動が必要です。

めざす姿

○女性も男性もすべての人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任もわかち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画のまちづくりを推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 男女共同参画社会について、町民に意識が浸透するよう粘り強い啓発活動を実施します。
- まちづくりのリーダー的地位（各種委員等公職者）に、女性が占める割合が少なくとも30%になるよう、各分野の取組を推進します。

	令和元年度	令和6年度	令和12年度
各種委員等公職者に女性が占める割合	23.4%	28%	30%以上

関連するSDGsの目標



1-3-3 情報共有体制の推進

現状と課題

本町からの情報発信として、毎月1回「広報さまに」と「広報さまにお知らせ版」を発行し、町内の全世帯へ配布するとともに、町のホームページやフェイスブック、各種SNS・アプリを活用し情報を発信しています。

高齢者が多い本町においては、今後においても広報紙の重要性は変わりませんが、ホームページは今後ますます利用が高まる重要な情報伝達ツールです。近年では高齢者や障がい者など、年齢的・身体的条件に関わらず、提供されている情報にアクセスし利用できるよう、ウェブアクセシビリティ※の確保が重要視されていますが、本町のホームページは掲載情報の充実やスマートフォン対応、ウェブアクセシビリティの確保が十分とは言えず、インターネットによる情報発信を十分に活かし切れていない状況にあります。

また、ホームページやSNS等のデジタル媒体を通じた情報発信については、町からの情報がどれだけの人に届いているのかを示す目安として、SNSの登録者数の推移を把握し、発信力の強化と内容の最適化を図っていく必要があります。

広聴活動としては、自治会長会議や町政懇談会、町長と語る会などを通じ情報交換の場を設けていますが、町政懇談会の開催については減っている状況です。

情報交換の場を設け、課題を共有し、住民がまちづくりに積極的に参加できるような体制を確立する必要があります。

めざす姿

- 町内外の人が、広報紙やホームページなどから自分の欲しい情報を簡単に得ることができるとともに、行政と住民が情報交換できる体制を確立します。
- 町の魅力や特性を広く発信し、認知度やイメージの向上を図ります。
- 幅広い年齢層のかたの見やすい構成となるよう、広報紙及びホームページの充実を図り、町民の「広報さまに」や「広報さまにお知らせ版」、及びホームページの閲覧者を増加させます。
- SNS等のデジタル媒体を活用した情報発信の頻度を高め、継続的かつ即時に情報を提供できる体制を整備します。

第9次総合計画終了時までの目標

- ホームページのスマートフォン対応化とウェブアクセシビリティの確保を図ります。
- 町民の、町に対する意見や要望などを聴くための体制を構築します。
- オープンデータ※の公開と内容充実を進めます。
- 広報紙において、町民のニーズに即した記事内容と誰にとっても見やすく・わかりやすい紙面づくりに努め、広報紙の満足度向上を図ります。

※ウェブアクセシビリティ 心身機能に関する制約や利用環境等に関係なく、すべての人がウェブ情報を利用できること。
 ※オープンデータ 地方公共団体等が保有するデータを、インターネット等により、誰もが利用できるよう公開すること。

基本計画

序論

基本構想

基本計画

付属資料

○各種SNS登録者数の合計（情報到達度）

	令和7年度	令和12年度
各種SNS 登録者数の合計	1,873人	2,800人

令和7年度：登録制メール、フェイスブック、LINE、X、マチイロアプリ



町政懇談会

関連するSDGsの目標



各種SNS

⇒

⇒

⇒



町長と語る会お気楽トーク

第3部

基本計画

住みよい環境を つくるために

1. まちなみの整備P. 30
2. 自然の保全P. 35
3. 上下水道の整備P. 37
4. 衛生対策の推進P. 39
5. 地球温暖化対策の推進P. 37



基本計画

序論

基本構想

基本計画

付属資料

1. まちなみの整備

2-1-1 住環境の整備

現状と課題

人口の減少や高齢化社会の到来など、社会構造の転換期を迎えているなかで、居住環境へのニーズが多様化しています。

本町の住宅建設は、物価高騰や低迷が続く経済状況のなか、個人住宅などの建設が進みにくい状況となっています。公営住宅は、子育て世帯・高齢者世帯等のセーフティーネット ※ を担っているものの、依然として老朽化し狭隘な住宅が存在しているため、改修時期を迎える住宅を含め、集約化を念頭に計画的な整備が求められています。

今後は、社会情勢の変化や少子高齢化の進展、人口減少などを視野に入れた住宅需要の把握に努め、良質で快適な住環境の確保と供給を行うとともに、公営住宅の維持管理に要する経費の削減が必要となっています。

めざす姿

○住宅新築リフォーム等支援補助金制度により、個人住宅の新築及び増改築などの促進を図り、住環境の向上と快適な暮らしができるように支援します。また、「様似町空き家・空き地バンクを介して取得した住宅に対し、補助額・補助率の嵩上を行い、空き家の利活用を推進します。

○公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画 ※ 」に基づきながら、需要にあわせた計画的な整備及び供給を図り、高気密・高断熱・高耐久の住宅整備による環境負荷の軽減を推進するとともに、民間事業者との連携を検討しながら適正に維持管理します。

○住宅に関する相談に積極的に応じ、住民の良質な住まいづくりを支援します。

第9次総合計画終了時までの目標

○次のとおり整備を推進します。

年 度	整 備 内 容	
令和3年度 ～ 令和12年度	公営住宅建替事業	栄町団地、旭団地
	公営住宅長寿命化型改善事業	大通第1団地、錦町団地、港町団地
	公営住宅維持管理事業	大通第1団地、鶴苔第1団地
	住宅新築リフォーム等支援事業	個人住宅の新築及び増改築等の促進

※セーフティーネット 社会保障を含む安全網。

※公営住宅等長寿命化計画 公営住宅等における長期にわたる効率的な維持管理や、改善・建替等の関連事業に関する計画。

関連するSDGsの目標



2-1-2 公園の整備

現状と課題

山と海の自然に恵まれた本町は、アポイ岳の玄関口となっている「アポイ山麓自然公園」と海水浴を楽しめる「親子岩ふれあいビーチ」、散策コースとなっている「観音山公園」や「エンルム岬公園」など、多くの町民や観光客の憩いの場となっています。

アポイ山麓自然公園は、アポイ岳ジオパークビジターセンターとともにアポイ岳の玄関口として、遊具やキャンプ場を備え、隣接するパークゴルフ場や樹木園など、一体となって整備しています。

観音山公園やエンルム岬公園は、ジオサイト※やフットパス※コースとして整備・保全され、観光スポットとしても重要な施設となっています。

このほかにも、幌満自然公園やソビラ公園、かもめ公園をはじめ、ふれあい広場や、北海道から委託されている様似ダムなど、多くの施設が点在しています。

利用者の増加や満足度を高めるためには、各施設を観光スポットとして結びつけるほか、周辺施設を含め、設備や備品の整備または更新が必要となっています。

さらに、施設ごとや設置目的別など一体（一元）管理、または委託による効率的な運営を図り、有料利用者の利便性向上をめざす必要があります。

めざす姿

- アポイ岳ジオパークビジターセンターやアポイ登山とタイアップし、家族で楽しめるアポイ山麓ファミリーパーク周辺の整備を進めていきます。
- 親子岩ふれあいビーチ・キャンプ場に人を呼び込む方策を検討するとともに、観音山公園の保全やPR活動を推進し、一体的な誘致をめざします。
- その他の公園を含めて、効率的な管理・運営と適正な人員配置など施設管理のあり方を検討し整理します。

第9次総合計画終了時までの目標

- アポイ山麓ファミリーパークを気軽に利用できるような施設の管理、環境整備を図ります。
- 恵まれた自然を観光資源として生かすため、公園をはじめとした観光スポットや散策コース等の情報発信を行い、主に町外の方が公園間の行き来をしやすいように、主な施設に公園間の紹介などを設置します。
- 国立公園を訪れる外国人への言語対応と、公園内の施設整備を推進する協議会の設置を検討します。

- ※ジオサイト ジオパークの大地のなりたちがわかる見どころ。
- ※フットパス イギリスを発祥とする森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径（こみち）のこと。

関連するSDGsの目標



基本計画

序論

基本構想

基本計画

付属資料

2-1-3 景観の保全

現状と課題

本町にはアポイ岳や親子岩、幌満峡など他に誇れる美しい自然景観が数多く存在しています。本町では、様似町民憲章の具現化のため、町内を花で飾るために活動を行う団体や清掃活動を行う団体があり、活動への支援のほか、美しい景観を守り、つくり、育てるため「ふるさと様似の景観づくり条例」を制定し、景観の保護に努めてきました。一方で、道路沿いの施設の老朽化や国道沿いの雑草、ごみの放棄や空き家の増加により、町の美化及び風景の保全に支障が生じている状況にあります。

めざす姿

- 景観は、その土地の自然や歴史、風土によって長い年月をかけて形成されていくものです。さまざまな施策を通じて啓発することにより、住民が「景観の素晴らしさ」を意識しながら過ごしていけるようなまちづくりを推進します。
- ユネスコ世界ジオパーク、日高山脈襟裳十勝国立公園として、来訪者に自然景観の素晴らしさを感じて貰えるよう、国道や道道、町道周辺、建物や各種看板などの景観保全を関係機関と連携して進めます。
- 本町の美しい自然景観を、町内外へPRできるような施策を推進します。
- 不法投棄等をなくすことによる、きれいなまちづくりのための「ゴミゼロのまち」をめざします。
- 様似町が誇れる景観を今後も保全していくため、新たな人工構造物などの整備に関し、風景を損ねないよう助言などを行い、景観の保全に努めます。

第9次総合計画終了時までの目標

- 各種SNSなどを活用し、本町の美しい自然景観を町内外にPRしていきます。
- 誰もがきれいなまちと実感できるよう、町民との協働により雑草駆除、ごみ管理、建物・看板等の適正な維持管理を図ります。
- 景観に影響する空き家等についての対策を継続して行います。

関連するSDGsの目標



2-1-4 空き家対策の推進

現状と課題

過疎化、少子高齢化が加速するなかで、空き家の増加が、都市部・地方を問わず深刻な問題となっており、本町においても、例外ではありません。

現在、本町の空き家戸数は、約200戸余りありますが、その約25%は利用不可能な空き家で、老朽化した空き家が放置されることにより、本町の美しい景観が損なわれるとともに、倒壊の危険や犯罪、火災の誘発など、地域の生活環境に悪影響を及ぼし、重大な懸案事項となっており、危険な空き家の除却は緊急の課題となっています。

このような現状を踏まえ、本町では地域の生活環境の保全と町民が安全で安心できる暮らしの実現を図ることを目的として、空き家所有者による自主的撤去を促すことを基本とする「様似町空き家等の適正管理に関する条例」を平成25年9月に制定し、緊急性のある7棟の建物を行政代執行により解体を進めてきました。

国においても「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が整備され、本格的に空き家対策が推進されており、本町も条例を廃止し、国の制度に併せて「様似町空家等対策計画」を策定するなかで取組を始めています。

また、入居可能と思われる空き家は約75%あり、その有効活用を図るため空き家・空き地バンク ※ 制度を立ち上げ、空き家の再利用の推進と移住・定住対策の住資源としての利活用を図るための対策が課題となっています。

めざす姿

- 地域住民の生活環境に悪影響を及ぼし、また、景観上支障となっている空き家の除却を進めるため、法に基づき「特定空家等※」と判断された空き家については所有者に勧告等を進めます。
- 空き家・空き地情報の可視化を図るため、所在地の実態を把握するとともに「空き家・空き地バンク」としてデータベース管理を進めます。
- 空き家の利活用や移住・定住対策の受け皿として、「空き家・空き地バンク」のPRや充実に努めることで登録数や再利用数が増加し、利活用されることで空き家を減少させていきます。

※空き家・空き地バンク 自治体や民間団体が賃貸や売却を希望する空き家物件の間取りや築年数、空き地の面積や形状、写真、価格などの情報を集約して自治体のホームページなどで公開し、利用希望者を募り、賃貸や購入の申し込みがあれば、自治体や民間団体などのバンク運営側が所有者と希望者双方に連絡し、両者で契約交渉する仕組み。

※特定空家等 ①建築物等が保安上危険となるおそれがある状態。
 ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態。
 ③適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態。
 ④その他周辺の生活環境保全のために、放置することが著しく不適切である状態。

基本計画

第9次総合計画終了時までの目標

○空き家戸数

平成28年度調査時	令和6年度調査時	9次計画終了時
166戸	199戸	200戸

空き家の分布

地区名	鶺鴒	西町 西様似	本町 潮見台 会所町	栄町 大通	錦町 緑町	岡田 田代	平宇 冬島	幌満 旭	計
空き家数	31	25	24	43	30	24	16	6	199

○空き家・空き地バンク登録数と再利用数

	平成30年度～令和6年度	令和7年度～12年度
延登録数	35件	20件
再利用数	25件	15件



関連するSDGsの目標



2. 自然の保全

2-2-1 自然環境の保全

現状と課題

アポイ岳高山植物群落は、かんらん岩の土壌や海洋性気候の影響を受け、ヒダカソウなどの固有種を含む独特な植物群を形成しています。この植物群落は、昭和27年に国の特別天然記念物の指定を受けました。

しかしながら、今のアポイ岳高山植物の生育状況は、過去の大量盗掘、地球温暖化の影響と思われる植生遷移やエゾシカの食害などの要因により、国の特別天然記念物に指定された当時の状況と比べ、個体数の減少が進んでいます。

このような背景もあり、アポイ岳ファンクラブ※は定期的に盗掘防止パトロールやキャンペーン活動、また環境教育の一環として、地元中学生が家庭で種から育てた苗を植栽する「アポイドリームプロジェクト」など、町民主導によるアポイ岳の保全活動が続けられています。

本町としても、アポイ岳周辺山域の高山植物の保全を進めるため、学識経験者による科学的な知見から保全策を検討する組織「アポイ環境科学委員会※」を平成27年に設置し、国の補助事業を活用しながら、高山植物減少の要因と考えられる問題について各種試験調査や研究によるデータ分析の蓄積を目的とした取組を進めてきました。それらの調査結果等を踏まえて、令和3年に「アポイ岳自然環境保全再生基本計画※」を策定しました。

今後、「アポイ岳自然環境保全再生基本計画」に基づき、アポイ岳を中心とした貴重な自然を持続的に保全再生していくため町民・研究者・行政が三位一体となった組織体制の強化が必要です。

めざす姿

- アポイ岳において高山植物群落の保全と希少種の保全・回復を推進します。
- 町民・研究者・行政機関などが連携協力し、アポイ岳の保全再生事業を推進します。
- 日高山脈襟裳十勝国立公園の指定を受け、包括的に保全再生事業を展開するため、関係機関と協議します。
- 学習会やSNSなどを活用し、アポイ岳の自然の魅力をはじめ、アポイ岳の現状や保全活動などについて町内外向けに情報発信をします。
- 自然に配慮し、登山者らにアポイ岳周辺を快適に利用してもらうため、登山道などの環境整備をします。

※アポイ岳ファンクラブ 「アポイを愛し、アポイがいつまでもアポイであり続けるために」をスローガンとし、各種調査、研究などの活動をしている民間団体で、平成9年9月に発足した。

※アポイ環境科学委員会 アポイ岳保全の核心地域である特別天然記念物指定区域における現況把握、各種試験による再生手法の検証、再生事業の展開を科学的に検討するため、平成27年10月に設置され、令和3年3月に解散。

※アポイ岳自然環境保全再生基本計画 アポイ岳の自然を長期的に保全し、再生するための行動計画・行動指針。

基本計画

序論

基本構想

基本計画

付属資料

第9次総合計画終了時までの目標

- アポイ岳自然環境保全再生基本計画に沿って「自然環境の保全・再生」を推進します。
- トイレブースの設置を検討します。
- 希少種栽培施設での域外保全による種の保全と増殖個体の自生地への再導入を検討します。



ヒメチャマダラセセリとアポイアズマギク



アポイドリームプロジェクト

関連するSDGsの目標



3. 上下水道の整備

2-3-1 上水道の整備

現状と課題

本町の水道事業は、昭和27年の創設から73年、高度経済成長や生活水準の向上などを背景に普及率も100%近くにまで達し、地域住民に安定した給水を続けています。しかし、時間の経過とともに水道を取り巻く環境も大きく変化し、浄水場施設の老朽化や配水管の耐用年数到達が進み、一方では人口の減少にも歯止めがかからず、将来に向けて経営の転換点に差し掛かっています。

給水人口の減少等による収益減少が見込まれるなかで、老朽化に伴う施設更新及び耐震化等に係る費用が増加する状況であり、水道事業を将来に向けて持続していくためには、施設維持管理経費の削減や収益を確保するため、経営戦略の策定により経営健全化を図っていかねばなりません。

めざす姿

- コスト削減などにより、経営改善を図ります。
- 修繕や更新は、施設や設備の耐用年数・機能劣化の状況を見ながら適切に行い、安定的な給水を図ります。
- 未給水地域の自家用水道施設に係る助言を行い、必要に応じて水質検査を実施します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 浄水場の処理機能を補強・更新します。
- 導水管を更新します。
- 中央監視システム通信設備及び配水池を更新します。
- 管路更新計画を策定し、配水管を更新します。
- コスト削減などに取り組み、経営改善を図ります。
- 水道技術者を確保・育成します。

関連するSDGsの目標



基本計画

序論

基本構想

基本計画

付属資料

2-3-2 下水道の整備

現状と課題

本町の下水道事業は平成5年度に事業着手、平成11年3月に供用を開始し、以後、積極的に施設整備を進め、令和7年3月末の下水道処理人口普及率78.5%、水洗化率※88.0%、管路総延長37km、終末処理場・ポンプ場7か所を稼働させ下水道事業を進めています。

供用開始以来、汚水処理・水環境・浸水対策については、大きな問題もなく適切に事業を進めておりますが、現在の下水道事業を取り巻く環境は、全国的に高度経済成長期に集中的に整備された施設・設備の老朽化に伴う更新経費の増大や人口減少等に伴う使用料収入の減少で厳しい事業運営を強いられており、本町においても、今後、老朽化に伴う施設更新及び耐震化等に係る費用が増加する状況であることから、施設維持管理経費の削減及び収益を確保するため、経営戦略の策定により経営健全化を図って行かなければなりません。

めざす姿

- 将来的にわたって、持続可能な下水道事業をめざします。
- 下水道事業の経営健全化に向けた取組を推進します。
- 下水道施設の老朽化対策・計画的な改築・更新を実施します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 下水道施設（処理場・ポンプ場・管渠）のストックマネジメント計画※を策定し、効果的に対策をします。
- 公営企業会計化による財務諸表と活用し、資産の適正な維持管理と経営状況の正確な把握を行い、経営改善が図られるよう努めます。
- 下水道技術者の確保・育成をします。

関連するSDGsの目標



※水洗化率 処理区域内人口に占める水洗化を行った人口の割合。

※ストックマネジメント計画 施設管理を最適化するため、長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位を付けて施設の点検・調査、修繕・改修を実施するための計画。

4. 衛生対策の推進

2-4-1 適正な廃棄物処理の推進

現状と課題

一般廃棄物については、平成9年度からクリーンセンターにおいて処理をしています。最終処分場（埋立処分場）は、平成23年度に供用終了の予定でしたが、人口減少によるごみ排出量の減少、プラスチック類の焼却に伴う埋立量の減少及びえりも町との最終処分場の広域化により今後10年程度の供用が可能であります。焼却施設については、平成25年度よりプラスチック類の焼却開始に伴い、稼働日数が増加したため、機器の摩耗がこれまで以上に早く進み、老朽化などのため各種設備の補修や更新が必要となっております。

また、老朽化しているごみボックスについても、引き続き更新を進めていく必要があります。

さらには、えりも町焼却施設の設備等の破損により、焼却業務が停止したため、令和7年2月より同町の可燃ごみを受け入れています。焼却施設の処理余力の不足等により、一部の量の受入れに留まっています。このことから、プラスチック使用製品等のリサイクル化を進めることで、処理量の増量と町民負担の軽減を図る必要があります。

めざす姿

- 一般廃棄物については、人口の減少により総排出量は減少していますが、今後ごみに関する情報の提供、普及啓発、環境教育の実施などにより、住民、事業者の排出抑制、再利用・再生利用を意識した取組を促進し、一般廃棄物の排出抑制を推進するとともに、クリーンセンターで適正処理を行うための施設機能の維持向上を図り、環境に負荷をかけない処理体制を確立することにより快適な生活環境づくりをめざします。
- リサイクルについては、現在行っている品目以外のプラスチック使用製品のリサイクルを進めます。
- 収集運搬の方式や処理体制については、町民の意識の変化等に対応して最適な方策を検討します。
- えりも町とのごみの広域処理については、互いの町が協力関係を維持しつつ、施設等の持続可能性を高め、町民負担の軽減を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

	令和元年度	令和6年度	令和12年度
○一人一日当り 一般廃棄物排出量	952g	955g	810g
○一般廃棄物 総排出量	1,476t	1,324t	887t
○リサイクル率	25%	23%	30%

関連するSDGsの目



基本計画

序論

基本構想

基本計画

付属資料

2-4-2 公衆衛生対策の推進

現状と課題

本町では、快適で衛生的な環境を維持するため、各種公衆衛生対策を推進していますが、現在、課題としてあるのは、主に墓地・葬斎場、し尿処理及び畜犬の管理関係についてです。

墓地・葬斎場については、町内に10カ所ある共同墓地のうち、道路、給水施設等が未整備となっている地区があるため、整備が必要となっています。また、様似共同墓地については、近年、人口減少とともに新規に墓石を建立するカタが減少するとともに、近年の傾向として改葬※する遺族も多く見られ、合葬墓※を望む声も多くなってきています。

葬斎場については、施設の老朽化が進んでいることから計画的に施設整備を進める必要があります。また、施設の更新について、広域的な観点での検討が必要となってきています。

し尿処理施設については、日高東部衛生組合※を組織して共同処理を行っており、東部3町でMICS事業※（汚水処理施設共同整備事業）方式により令和4年に供用が開始され、今後より効率的に処理を進めていく必要があります。

畜犬管理については、散歩時における糞尿の処理をしない飼い主も少なくなく、その啓発と指導に努める必要があります。

めざす姿

- 墓地の公衆衛生環境の向上及びより使用しやすい環境の整備に努めます。
- 葬斎場は、使用時に不具合が生じないように計画的な施設整備に努めるとともに、常に施設内の衛生管理及び清掃美化を図ります。
- 公共下水道区域外における合併処理浄化槽の設置を促進し、住民の快適で衛生的な生活を確保します。また、し尿処理については、MICS事業方式でより効率的で効果的な事業運営を推進します。
- 畜犬の登録、狂犬病予防注射及び野犬掃討については、より確実な実施を図り、住民生活の安全安心の確保に努めるとともに、畜犬の飼い方などについて、より指導を徹底し、飼い主のマナーの向上を図ります。
- 行政と地域住民が連携して公害の監視に努めるとともに、法令等の遵守について、事業所等への指導強化を図り、安全で安心して暮らせる生活環境を確保します。

※改葬 一度埋葬した遺骨や墓石などを他の墓（外墓や納骨堂）に移すこと。

※合葬墓 家族単位ではなく、広く共同に利用する墓。骨壺単位で収納する場合や、骨壺単位でない場合もある。

※日高東部衛生組合 浦河町、えりも町と本町の3町で組織されており、し尿の汲取り及び処理事業と事務を行っている。

※MICS事業 下水道事業を実施する地域において、農業・漁業集落排水事業（本町は未実施）などの汚水処理施設整備事業が実施されている場合、共通する処理工程の施設を共同で利用することで効率化が図られ、その施設の整備を下水道事業で行う制度。

第9次総合計画終了時までの目標

- 墓地については、駐車場、道路、給水施設等の整備をはじめとした環境整備を図ります。また、近年人口減少とともに要望が出てきている合葬墓の検討を進めます。
- 葬斎場施設の計画的な整備改修に努め、安心できる施設運営を進めます。
- 葬斎場のあり方について、新築や広域化など人口減少を考慮した検討を進めます。
- 公共下水道区域以外の環境改善のため、引き続き浄化槽設置整備事業補助金（年間 5人槽2基・6～7人槽2基）を交付します。
- 畜犬の糞尿の後始末に係る啓発用看板を公園及び散歩道などへ設置します。
- MICS事業（汚水処理施設共同整備事業）方式による、下水道区域外のし尿の効率的で効果的な処理を推進します。



様似町葬斎場

関連するSDGsの目標



基本計画

5. 地球温暖化対策の推進

2-5-1 ゼロカーボンの推進

現状と課題

近年、地球温暖化に起因するといわれている気候変動の影響により、国内外において、深刻な自然災害が発生しており、本町においても猛暑や集中豪雨による土砂崩れ、洪水災害が発生するなど暮らしに大きな影響を与えています。

地球温暖化対策の取組を進めていくために、本町では令和6年度中に地球温暖化対策実行計画事務事業編 ※ の改定やゼロカーボンシティ宣言を行いました。

また、日高山脈襟裳十勝国立公園に認定されたことに伴い、国立公園のさらなる魅力発信を行うっていくために、ゼロカーボンパーク ※ の登録を進めていき、サステナブルな観光地作りの実現や、カーボンニュートラルの取組などを検討していく必要があります。

今後は、国の地球温暖化計画に準じ公共系の温室効果ガス排出量を令和12年度までに46%削減することとしていることから、まずは町が率先して公共施設等の温室効果ガス排出量の削減に取り組み、行動の規範となることで、その後の町民や事業者など町全体の取組へも波及させていく必要があります。

めざす姿

- 排出量の削減を推進していくために、建物や設備の更新の際には、エネルギー利用効率化を重視し省エネルギー化を進めます。
- 再生可能エネルギー ※ の導入や活用の検討を行い、排出量の削減に向け進めます。
- 事務事業における、ゼロカーボンを実現するために職員一人ひとりが地球温暖化対策への関心を持ち、環境配慮行動を進めます。
- 関係機関と調整を図りながら、ゼロカーボンパーク登録を進めていきます。

※地球温暖化対策実行計画事務事業編 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定する温室効果ガスの排出の抑制等のための行政の事務事業における地球温暖化対策の具体的な行動計画。

※ゼロカーボンパーク 国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアのこと。

※再生可能エネルギー 太陽光や風力などの自然界に存在するエネルギー源を利用して創り出される持続可能なエネルギーのこと。

第9次総合計画終了時までの目標

- 再生可能エネルギーや省エネルギー化を推進するために、設備更新の際には費用対効果などを考慮しながら導入に向け検討していきます。
- 職員一人ひとりの環境意識向上を図るために、環境教育を進めます。

関連するSDGsの目標



様似町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化を起因とする気候変動の影響により、世界規模で自然災害が増加しています。国内においても、これまでに経験したことがない猛暑や集中豪雨、大型台風などが多発し、私たちの生命や暮らしへの影響も危惧され、その対策は喫緊の課題となっております。

2015年に合意されたパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命前からの2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を迫すること」という目標が掲げられ、そのためには2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが求められており、我が国においても、脱炭素社会の実現に向けて、2050年までにカーボンニュートラルを目指すこととしています。

本町においても、地球温暖化という課題に対し、これまで以上に町民、事業者、町が一体となり、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー活動を積極的に進めてまいります。

町民の皆さまが安心して暮らし続けられるよう、また、様似町の豊かな自然環境を、未来を担う次世代に引き継いでいくためにも、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「様似町ゼロカーボンシティ」の実現を目標をここに宣言します。

令和6年9月17日

様似町長

第3部

基本計画

安全な生活を おくるために

1. 防災体制の整備P. 44
2. 交通安全と防犯対策の推進P. 46
3. 消防・救急体制の整備P. 48
4. 国土保全対策の推進P. 52



基本計画

1. 防災体制の整備

3-1-1 防災体制の整備

現状と課題

本町は地理地形上、津波や洪水、土砂災害などの自然災害が発生しやすい地域にあります。

このため、災害発生箇所及び予想箇所を把握するなかで、危険箇所については、河川改修や海岸保全対策、治山事業などを関係機関と連携し推進するとともに、新たな津波浸水想定や土砂災害警戒区域の指定、町内2級河川の洪水浸水想定を反映したハザードマップ※の改定を行い全世帯に配布するなど、住民の防災意識の向上を図ってきました。

また、災害情報をより多様な手段で住民へ周知するため、登録制メールやLINEによる情報配信を開始したほか、津波避難場所への防災備蓄倉庫の整備とそれに伴う備蓄品の大幅な拡充、西町高台への避難施設の建設、幼児センターやデイサービスセンターの津波避難対策としての津波救命艇導入など、いざという時の備えを整えてきました。

特に近年は、気候変動による豪雨など全国各地で大規模な自然災害が頻発しているほか、北海道太平洋沿岸地域の脅威となっている日本海溝及び千島海溝を震源とする大規模地震やそれに伴う津波などの危険性も切迫しているとされており、津波避難訓練や防災啓発事業の継続的な実施、自治会と連携した共助の取組を推進するとともに、整備から15年以上が経過している同報系防災行政無線の更新を行い、災害情報の迅速かつ確実な伝達体制を整備していく必要があります。

また、災害の発生時においては、高齢者、障がい者、乳幼児などの特に配慮を要する人の安心・安全を守るため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新を行い、緊急時や各種災害時に備えた支援体制の整備を図っていく必要があります。

めざす姿

- 住民一人ひとりが自然災害の発生リスクを理解するとともに、災害の種類・状況に応じて適切な行動をとるなど、いざという時の備えと心構えができるよう、啓発等を推進します。
- 関係機関や事業所、町民らの官民協働により、地域の防災力向上を図ります。
- 町民が安心できる災害情報の伝達手段を整備します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 住民一人ひとりの防災に対する意識の向上を図るため、講演会や出前講座、防災訓練などの防災事業を実施します。
- 自主防災組織の拡充や災害時の自主活動について各自治会と協議し、その結成・活動を促進します。

※ハザードマップ ある災害に対して、その地域がどの程度の被害となるか予測し、地図上に示したものの。

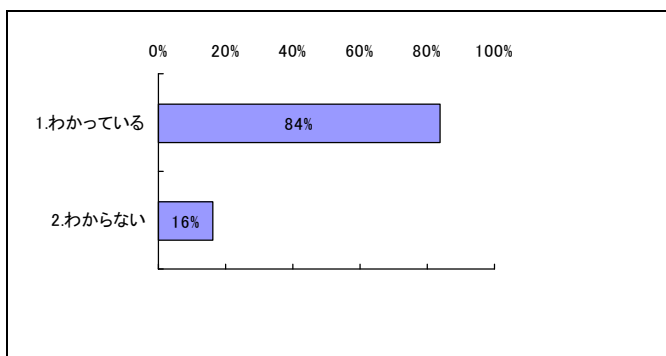
- 防災備品や食糧、飲料水の適切な管理・更新を行うとともに、住民に対しても災害時のための備蓄の必要性を啓発します。
- スマートフォンの活用や個別受信機の設置など、重層的な情報伝達を構築できる同報系防災行政無線の更新を行います。
- 避難行動要支援者名簿 ※ を逐次更新し、自ら避難することが困難な高齢者などの現状を把握するとともに、自治会とも協力しその支援のあり方を検討します。

関連するSDGsの目標



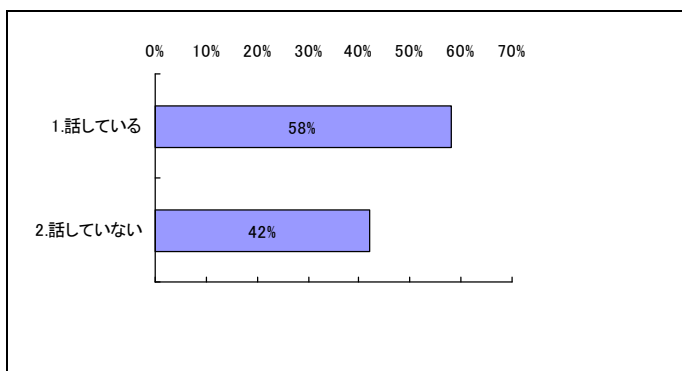
■ あなたは、近くの津波等一時避難場所や避難所がどこかわかっていますか。

(※令和元年度実施 住民アンケートより)



■ あなたは、災害が発生した際に家族が集まる場所などを話していますか。

(※令和元年度実施 住民アンケートより)



※避難行動要支援者名簿 大地震等の災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々(避難行動要支援者)をあらかじめ登録しておく名簿。

基本計画

2. 交通安全と防犯対策の推進

3-2-1 交通安全対策の推進

現状と課題

本町における交通事情は、公共交通機関が縮小傾向にあることから、自家用車への依存度が非常に高くなっています。しかしながら、町民への交通安全思想が徐々に浸透し、加えて道路や交通安全施設等の整備が年々進んでいることから、交通事故の発生件数は減少傾向にあります。

町では、様似町交通安全条例に基づく様似町交通安全計画を作成し、国、北海道の施策と並行して各関係機関の協力を得ながら、交通安全対策を積極的に推進していますが、さらに車両の円滑な運行と歩行者の交通安全を確保するためには、交通安全施設の整備をはじめ、高齢者や児童生徒への交通安全教育と思想の普及や高齢運転者への免許自主返納の取組の促進を図るなど、交通安全対策を総合的に推進する必要があります。

めざす姿

- 様似町交通安全条例の「人命尊重の基本理念」に基づき、町民自らが交通安全に関わり責務を果たせるよう町をはじめ関係機関、団体、事業所、学校及び地域と連携し、交通安全教育の充実や交通安全運動を積極的に進め、交通事故のない安全・安心で住みよいまちづくりをめざします。
- 交通安全施設の整備について、国道、道道に係るものは関係機関に要請していくとともに、町道については計画的に整備を進め、道路交通環境の向上を促進し、特に冬期間の安全で円滑な交通の確保を図ります。
- 国及び北海道との適切な役割分担のもと、警察をはじめ関係機関等との連携を図りながら、高齢者や児童生徒への交通安全教育と思想の普及や地域公共交通の確保を図るなかで高齢運転者への免許自主返納の取組を促進するなど交通安全対策を総合的に推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 高齢者や児童への交通安全意識の向上を図るため、警察をはじめ関係機関等と連携を図りながら、交通安全教室等の交通安全啓発活動を実施します。
- 町民一人ひとりに交通安全に関心をもってもらうために広報活動を強化し、交通安全を推進します。

関連するSDGsの目標



3-2-2 防犯対策の推進

現状と課題

本町における刑法犯罪の発生件数は、平成29年に17件の発生がみられましたが、平成30年以降は年間5件程度で減少傾向にあります。

全国的に犯罪は減少している一方で、その手口が巧妙化・多様化しており、被害に遭うかたが未だに後を絶たない状況から、本町における被害の発生が懸念されるところです。

このような状況下において、本町では「様似町安全で住みよいまちづくり条例」及び「様似町暴力団排除条例」を制定し、犯罪等の抑止のため防犯協会が中心となってさまざまな防犯及び啓発活動を展開しているところですが、町とこれら団体・関係機関とが緊密な連携・協調を図り、また、町民への協力体制を呼び掛けるなかで、「犯罪のない安全で明るい地域づくり」を実現するため、町民の防犯意識を高め、地域ぐるみで犯罪の起こりにくい環境づくりに努めるなど、町民が一丸となって積極的に防犯活動を推進する必要があります。

めざす姿

- 防犯協会をはじめ、町、関係機関・団体、事業者、そして町民が一体となって防犯及び啓発活動に積極的に取り組み、犯罪に強いまちづくりを実現します。
- 犯罪被害者などに対しては、国及び北海道との適切な役割分担のもと、警察をはじめ関係機関と連携を密にして、経済的・精神的負担などの緩和を図るとともに、様似町犯罪防止被害者支援条例も活用しながら、地域ぐるみで支え合う支援体制の充実を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

- 公式LINEによる防犯啓発記事の掲載を行います。
- 安全で明るいまちづくりのためのLED街灯を整備します。

関連するSDGsの目標



基本計画

3. 消防・救急体制の整備

3-3-1 消防体制の充実

現状と課題

近年の災害は大規模・複雑化・多様化の傾向を呈しており、それらの災害に対応するため本町の消防体制を強化していく必要があります。

昭和40年に建設された消防庁舎にあっては築60年を経過し耐震性能を有しておらず、東日本大震災による津波で被害にあったことから、災害に強い防災拠点施設として西町高台に令和8年5月に完成する予定です。今後は地域との関わりをより一層深め、地域の防災・消防力強化を図る必要があります。

また、水槽付消防ポンプ自動車は28年経過しており性能低下により現場活動時に支障が生じるおそれがあります。

さらには、地域防災の担い手となる消防団員は新入団員の加入はありますが、少子化や若者の町外転出、また消防団員の高齢化に伴う退団により120人の定員に対し実員90人を切る状態が続いています。

めざす姿

- 新庁舎で防災に関する研修や訓練の場としての防災教育などを行い、地域の防災・消防力強化を図ります。
- 老朽化した消防車両を更新します。
- ポスターの掲示や町ホームページを活用し消防団員数80人以上の維持を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

○消防車両の更新

年 度	車 両 名
令和8年度	水槽付消防ポンプ自動車
令和9年度	消防ポンプ自動車
令和10年度	水槽付消防ポンプ自動車
〃	作 業 車
令和11年度	指 令 車

○消防団員数

	令和元年度	令和6年度	令和12年度
団員数	83人	87人	85人

関連するSDGsの目標



3-3-2 予防体制の推進

現状と課題

本町の火災発生件数は毎年数件発生しており、依然として火災がなくなることはなく「火災ゼロ」さらには「焼死者ゼロ」に向けた取組を継続的に推進する必要があります。

全国的にみても特に住宅火災による焼死者が多いことから、平成23年に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことに伴い、全世帯の設置に向け指導してきましたが、未だ15%の世帯が未設置となっています。

また、不特定多数の人が出入りする防火対象物や危険物施設等の消防用設備について適切な維持・管理を法令に基づき指導していますが、不備を指摘される防火対象物等がなくなる状況にあります。

今後の社会情勢に鑑み、加速する高齢化社会が予想されることから増加する災害弱者を災害から守る体制を強化する一方で、幼少児に対し早期から火災予防に関心を持たせ、防災教育の充実を図ると同時に町民一人ひとりが防災意識を高める必要があります。

めざす姿

- 火災発生ゼロのまちをめざし、すでに設置が義務化されている住宅用火災警報器の設置及び経年による交換を推進するとともに、災害弱者である高齢者の火災による逃げ遅れを防ぐため、独居高齢者世帯住宅用火災警報器設置助成事業を継続します。
- 幼年消防クラブを通じて防火啓発パレードや防火アトラクション等を実施することにより、幼少時より楽しみながら防火・消防に関心が持てるよう推進します。
- 独居高齢者宅の防火査察を女性消防団員とともに実施することで、独居高齢者の不安解消に努め、採暖期の暖房器具等の取り扱いに十分注意するよう啓発します。
- 消防用設備等の不備を指導されている防火対象物や危険物施設等においては、定期的な自主検査を根気強く改善指導し、重大違反对象物については公表制度を活用し町ホームページに掲載して是正を図り、町民が安心して利用できる施設となるよう努めます。

第9次総合計画終了時までの目標

○住宅用火災警報器の設置率

	令和元年度	令和6年度	令和12年度
設置率	82%	86%	87%

○違反防火対象物数

	令和元年度	令和6年度	令和12年度
違反件数	44件	40件	25件

関連するSDGsの目標



基本計画

○火災の発生件数と損害額（過去5年分）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
火災件数	2	1	2	3	2
損害額	307	499	788	980	7,829

損害額単位：千円

序論

基本構想

基本計画

付属資料



消防訓練大会



避難訓練

3-3-3 救急体制の推進

現状と課題

本町では高規格救急車 ※ 2台（令和5年製、平成24年製予備救急車）を配備し、救急要請に対し近隣の医療機関へ搬送していますが、重篤な脳疾患や心疾患、交通事故等による重症患者は管内の医療機関では対応できないため、道央圏の高度な治療が可能である医療機関への搬送を必要とすることから、ドクターヘリ ※ 等の出動を要請しています。そのため、救急隊員においては現場での的確な対応が求められ、今後も各種講習会や事例検討会に参加し幅広い知識や技術を習得する必要があります。

町民への応急手当の普及を図ることを目的として、普通救命講習会（3時間）を開催していますが、長時間での講習でもあり受講者が少ない現状にあります。

めざす姿

- 重篤な患者をドクターヘリ等で搬送することにより、高度で専門的な治療が早期に開始可能となるため、救急隊員を各種講習会、事例検討会等に参加させることにより専門的な知識の習得を図り、現場での的確な対応に生かせるようにします。
- 自治会や各事業所などの団体に普通救命講習会（3時間）の開催を呼びかけます。
- 1時間程度の救急講習会で、応急手当に対する理解の向上を図り段階的に住民が自信をもって応急手当ができるようになる普通救命講習会（3時間）の参加を呼びかけます。

第9次総合計画終了時までの目標

○普通救命講習受講者数

	令和元年度	令和6年度	令和12年度
受講者数	39人	9人	50人

関連するSDGsの目標



※高規格救急車 救急救命士が同乗し、高度な救急救命措置ができるよう高度救命機材を設備した救急自動車のこと。
 ※ドクターヘリ 救急専用の医療機器を装備し、救急医療の専門医師と看護師が搭乗した専門ヘリコプターのこと。

基本計画

4. 国土保全対策の推進

3-4-1 河川・海岸保全対策の推進

現状と課題

本町にある河川については未改修となっているものも多く、集中豪雨や台風などの際には急激な増水に伴う土砂の流出や河川の決壊が懸念されています。

また、海岸の大部分が潮位の変動などにより浸食傾向にあるとともに、護岸や消波ブロックなどの海岸保全施設も老朽化しているため、高波や高潮の際には越波被害の脅威にさらされています。

これらの状況から地域住民の生命と財産を守るため、河川や海岸保全施設を整備する必要があります。

めざす姿

- 自然災害から地域住民の生命と財産を守るため、関係機関に要望し河川や海岸の整備を促進します。
- 災害に強く、安全な河川環境を構築するため、本町が管理する準用河川 ※ と普通河川 ※ の整備を推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

○次のとおり関係機関とともに整備を進めます。

区分	年度	整備内容	
河川	令和3~12年度	準用河川・普通河川改修事業(町管理)	護岸工整備 9箇所
		様似川環境整備事業(北海道管理)	河川浚渫 L=8,000m A=560,000 m ²
		海辺川護岸整備事業(北海道管理)	護岸工整備(両岸) L=210m
		幌満川堤防整備事業(北海道管理)	築堤整備 L=500m
海岸	令和3~12年度	様似海岸鶉苫地区局部改良事業	護岸工嵩上 L=180m
		様似海岸大通地区局部改良事業	消波工嵩上 L=990m
		様似海岸平宇地区局部改良事業	護岸工嵩上 L=350m、護岸工改修 1箇所
		様似海岸冬島地区局部改良事業	護岸工嵩上 L=135m
		様似海岸幌満地区局部改良事業	護岸工嵩上 L=400m 離岸堤 L=238m
		様似海岸旭地区局部改良事業	護岸工嵩上 L=450m

※準用河川 町が管理する河川で、河川法の適用を受けることができる河川。

※普通河川 町が管理し河川法が適用されない河川のうち、流域面積が2k m²以上で、河川機能を保持させる必要がある河川。

関連するSDGsの目標



3-4-2 地すべり・治山対策の推進

現状と課題

本町の地すべり防止区域は、本町地区(昭和39年建設省)、西平宇地区(昭和39年農林水産省)、平宇地区の一部(昭和63年建設省)が指定され地すべり防止施設の整備が行われてきましたが、施設の老朽化が進んでいることから、今後も関係機関と協力し地すべり状況を的確に監視する必要があります。

また、本町は森林面積が広く、地理的状况からも山地に起因する災害発生のおそれがあるため、町民の生命・財産を守り、安心・安全な暮らしを実現するうえで、治山事業は重要な役割を担っています。保安林を守り育てることによって、激甚化・多様化している山地災害から町民を守り、森林が持つ多面的な機能を高め、緑豊かな生活環境の保全・形成等を行うことが求められています。

めざす姿

- 地すべり対策については、調査の実施と地すべり防止施設の老朽化対策を関係機関に要望し、施設の機能維持を図ります。
- 崩壊(荒廃)危険地域の監視と災害の未然防止を図ります。
- 災害が発生した場合は、関係機関と連携し、復旧対策等を迅速に実施します。
- 町民や、自治会からの治山事業の要望には、関係機関と調整し早期実施を図ります。
- 森林の持つ多面的な機能の高度発揮のため、治山事業を推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 全国各地で激甚化・多様化している災害に対応するため、危険地区の監視や各種関係事業の実施による防災・減災対策をめざします。また、事業実施を速やかに行うため関係機関への要望・調整を円滑に行います。

年度	整備内容	内容
令和3~12年度	地すべり防止施設整備事業 塩釜バス停地先災害関連緊急治山事業	地すべり調査(本町地区) 排水工、抑止工、擁壁工等地すべり防止施設整備
	東冬島地区緊急治山事業(北海道) ほか 旭地区小規模治山事業(町) ほか	山腹工、溪間工、植栽工整備 山腹工、溪間工、植栽工整備

関連するSDGsの目標



第3部

基本計画

健康で幸せな

生活をおくる

ために

1. 健康づくりの推進P. 54
2. 地域医療体制の維持P. 59
3. 地域福祉の推進P. 61
4. 子育て支援の推進P. 67



基本計画

1. 健康づくりの推進

4-1-1 感染症対策の推進

現状と課題

定期の予防接種については、感染症のまん延防止のため、予防接種の励行に努めることが必要です。

インフルエンザ予防接種の接種費用は、18歳未満には全額助成、65歳以上には一部助成し、高齢者肺炎球菌と新型コロナウイルス、令和7年度からは高齢者帯状疱疹の予防接種費用は一部助成しており、年齢に関係なく低所得者に対しては全額助成を実施しています。

令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染症が発生し、全世界で感染が拡大、予防接種や行動変容などが求められました。感染症の予防には、うがい、手洗い、マスクの着用などの基本的な感染予防や予防接種などは有効であり、今後、新たな感染症発生時には、国や北海道と連携し危機管理体制の構築を速やかに図る必要があります。また、感染症にかかった場合、基礎疾患を持っている方は重症化するリスクが高いため、各種健（検）診受診率の向上により、病気の早期発見や早期治療を適切に行っていくことや、望ましい生活習慣を送るための適切な保健指導も重要です。

めざす姿

- 予防接種に関する正しい知識の普及・啓発及び対象者が予防接種を受けられる機会を最大限確保するよう努め、疾病への感染予防を図ります。
- エキノコックス症 ※ や結核に関する正しい知識や検診の重要性についての普及・啓発及び検診を実施し、疾病への感染予防を図ります。
- 新たな感染症発生に備え、感染予防のための備蓄品を確保します。

第9次総合計画終了時までの目標

○国が推奨するワクチン接種は接種漏れがないように勧奨を行い、それ以外の任意接種のワクチンは望む方が接種できるよう、適切な接種体制の確保をめざします。

関連するSDGsの目標



※エキノコックス症 寄生虫により引き起こされる病気の一つで、卵が何らかの機会でも人の体内に入ると、腸で幼虫となり主に肝臓に寄生し病気を引き起こす。

4-1-2 母子保健の推進

現状と課題

安心安全な出産やすべての子どもが健やかに育つことをめざして各種母子保健事業を実施しています。マタニティ・サークルや離乳食講習会などの健康教育のほか、健康診査として妊産婦健康診査の助成や乳幼児健康診査、新生児聴覚検査の助成、健康相談として母子健康手帳の交付時の個別相談と合わせて出産・子育て応援交付金の申請案内、発達相談、来所・電話相談、家庭訪問として新生児訪問を乳児家庭全戸訪問事業として実施しているほか、令和7年度からの新規事業として、出産お祝い品贈呈事業やSNSを活用した産婦人科小児科オンライン相談事業、母子手帳の電子アプリ化に取り組んでいます。

このほか、不妊治療費助成事業、消防機関における妊婦情報登録事業や周産期医療通院費補助事業※、産後ケア事業を実施しています。

また、全国的に子育ての孤立感や負担感が高まり、児童虐待ケースが増えている状況もあることから、本町も様似町要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待を早期発見する見守りや虐待を予防する支援を関係機関等とチームで取り組んでいます。

このように妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を展開することが重要であり、子育てをする家庭と「顔の見える」関係を築いてきめ細かな相談支援を実施していく必要があります。

子どもが健やかに育つためには健康の保持増進の視点だけでなく、環境、養育する親支援も含めた「子ども家庭支援」の体制を整備していくことが今後の課題となります。

めざす姿

- 安心安全な出産を迎えることができるように母子健康手帳交付時等、妊娠期から気軽に相談ができるよう「顔の見える」関係を築いていくことをめざします。
- 新生児訪問・乳児全戸訪問事業や乳幼児健康診査を通じて子どもが健やかに育つことや発達が気になるお子さんへの対応だけではなく、育児不安の軽減も図れるよう支援していきます。
- 児童虐待を予防するために関係機関等と連携を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

	母子手帳交付時の 個別相談受相率	新生児 訪問率	乳幼児健康 診査受診率	幼児健康診 査受診率
令和元年度	100%	100%	98.3%	97.6%
令和6年度	100%	100%	94.5%	100%
令和12年度	100%	100%	100%	100%

関連するSDGsの目標



※周産期医療通院費等補助事業 日高管内には地域周産期医療センターが整備されているものの、機能がじゅうぶんではないため、産婦人科医の判断により日高管外の周産期母子医療センターで出産する様似町に住民登録を有し、かつ実際に居住している妊産婦に対し、交通費及び宿泊費の補助する事業。

基本計画

序論

基本構想

基本計画

付属資料

4-1-3 成人・高齢者保健の推進

現状と課題

本町の死亡原因の多くは悪性新生物（がん）や老衰、肺炎などの呼吸器疾患であり、がん以外の生活習慣病 ※ では、高血圧、脂質異常、糖代謝異常が上位を占めています。

成人保健では、各種健診や、各種がん検診を実施していますが、受診率が国の目標と比較して低い傾向にあり、特に働き盛りの世代において受診率は低い状況です。そのため、若い世代からの健康意識の向上を図り、健診（検診）を受けやすい体制を整備することで早期発見・早期治療に努める必要があります。

高齢者保健では、高齢化が進むなか、自立した生活ができるように後期高齢者健診や健康教室、健康相談、介護予防教室を実施し、健康寿命の延伸とフレイル ※ 予防に努めます。

めざす姿

- 生活習慣病、がん予防のため成人活動の充実や正しい知識の普及に努め、健康診査やがん検診の受診率向上、病気の早期発見と早期治療を促します。また、特定健診 ※ の未受診者対策として、定期通院者に対する検査データの提供及び受診勧奨 ※ 事業を実施していきます。
- 若い世代の健康意識の向上と各種健（検）診の受診率向上を図ります。
- 健康寿命の延伸とフレイル予防のため、老人クラブや自治会等の健康教室や健康相談、介護予防教室の充実に努めます。
- 後期高齢者健診の受診率向上を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

○各種健（検）診受診率の目標値

年度	種別	特定健診 受診率	後期高齢 者健診受 診率	各種がん検診受診率				
				胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
令和元年度		19.3%	2%	10.1%	11.3%	12.1%	10.5%	16.2%
令和6年度		28.7%	31.6%	3.4%	4.7%	6.1%	5.3%	11.4%
令和12年度		45%以上	35%以上	10%以上	15%以上	25%以上	10%以上	20%以上

※生活習慣病 以前は「成人病」という名称であったが、生活習慣の改善により発症や進行を抑制できるため、各人が病気予防に主体的に取り組むという認識の醸成をめざして「生活習慣病」という名称に変更された。

※フレイル 要介護状態に至る前段階。

※特定健診 メタボリックシンドロームの該当者・予備軍を早期に発見し、生活習慣の改善を図ることで生活習慣病の予防・重症化を防ぐための健診のこと。（対象・・40歳～74歳の国民健康保険加入者）

※受診勧奨 健診受診を促すこと。

関連するSDGsの目標



基本計画

4-1-4 食育と栄養改善の推進

現状と課題

食育及び栄養改善事業は、主として母子保健や成人・高齢者保健活動のなかに位置づけ、栄養相談、健康教室及び訪問相談などを実施しています。

現在、食を取り巻く社会環境が大きく変化するなかで、朝食欠食、こ（孤・個）食※、栄養の偏り、生活習慣病の増加、若い女性のやせ、高齢者の低栄養傾向、食品ロス※など、食が大きく関係する社会問題となっています。

本町の現状も同様の傾向にあり、平成29年から数年ごとに小中学生及び町民を対象に実施した「食に関するアンケート」では、小中学生ともに肥満傾向にあることや、食育への関心度が特に若い世代で全国に比べ低いことが分かりました。

特に子どものうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健康で豊かな人間性を育む基礎となりますので、子どもや若い世代へ食育の推進が必要です。

また、本町は「食」に直結する水産業や農業が基幹産業となっているまちであり、地域性を活かした食育推進が必要であり、食育協議会をはじめ、漁業協同組合や生産者団体等、食に関与する団体との連携・協力を図ることが重要です。

めざす姿

- 町民が各ライフステージ※に沿った望ましい食生活を送れるように支援します。
- 食育推進事業を充実させ、町民の食に関する正しい知識・技術の向上に努めます。
- 子どもや若い世代への朝食の大切さや正しい食習慣の普及啓発に努めます。
- 食育協議会をはじめとした各関係機関の連携・協働を図りつつ、「食育」の普及啓発活動を推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 自身や家族のための栄養に関する正しい知識やバランスの良い食生活について、健康教室や栄養相談のほか、広報を活用して食に関する普及啓発を行います。
- 肥満や生活習慣病リスク軽減のため、健診結果説明会や料理教室等を通じて健康的な食習慣を身に付けられるよう支援を行います。
- 子ども料理教室等を開催し、小学生の「食」への理解とコミュニケーションを深めるとともに、朝食や共食の重要性を周知します。

※孤食 家族が違う時間に一人ひとりで食事をとること。

※個食 家族が一緒の食卓で別々の料理を食べること。

※食品ロス 本来食べられるのに捨ててしまうこと。

※ライフステージ 人の一生を幼児期・児童期・青年期・中年期・高年期に分けたそれぞれの段階のこと。

基本計画

○児童・生徒の現状値

	肥満児の割合		朝食を毎日食べる人の割合		1日2回以上共食する人の割合（平日・休日）	
	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生
平成29年度	16.5%	21.1%	91.5%	92.2%	-	-
令和6年度	男子 ⇒21.2% 女子 ⇒11.3%	男子 ⇒34.2% 女子 ⇒21.6%	87.4%	73.4%	平日 ⇒68.0% 休日 ⇒93.2%	平日 ⇒68.0% 休日 ⇒72.0%

○成人の現状値

	朝食を毎日食べる人の割合	栄養バランスに配慮した食生活を実践する人の割合	ゆっくりよく噛んで食べている人の割合
平成29年度	66.7%	-	40.3%
令和6年度	80.1%	58.1%	53.8%

	メタボ・予備群該当者の割合
令和元年度	35.7%
令和6年度	39.9%

※成人健診より

関連するSDGsの目標



2. 地域医療体制の維持

4-2-1 地域医療体制の維持

現状と課題

本町の医療機関は、1 一般診療所（医師 1 名）、2 歯科診療所（歯科医師 2 名）の医療体制です。

1 次医療圏 ※（様似町内）に関わる診療であっても、2 次医療圏 ※（日高管内）へ、2 次医療圏に関わる診療であっても 3 次医療圏 ※（道央圏）への依存度が高くなっていますが、高齢化社会のなか、できるだけ町内や日高管内で受診できる体制や在宅医療の充実が必要です。

休日・夜間の救急医療体制を確保するための、町内医療機関及び地域センター病院への支援をはじめ、特に地域センター病院 ※ に対しては、産婦人科医師派遣や浦河赤十字看護専門学校運営への支援などのほか、令和 5 年度より経営安定補助を行っておりますが、地域医療水準の維持も含め、総合的な支援が求められています。

地域の過疎化・少子高齢化が進行するなか、安心して医療が受けられる環境、医療従事者の確保など、地域医療体制の充実が求められています。

めざす姿

- 安心して医療を受けることができるよう、医療体制の維持に努めます。
- 医療従事者の確保に努めます。
- 地域センター病院や町内医療機関と連携を図り、休日・夜間など 24 時間救急医療体制の維持に努めます。

第 9 次総合計画終了時までの目標

○ 1 次医療圏

年度 種類等	令和元年度	令和 6 年度	令和 12 年度
一般診療所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
歯科診療所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

関連する SDGs の目標



※ 1 次医療 地域に密着した身近で頻度の高い医療サービスのこと。

※ 2 次医療 広域的かつ比較的専門性の高い医療サービスのこと。

※ 3 次医療 高度で専門的な医療サービスのこと。

※ 地域センター病院 2 次医療圏において、地域の医療需要に対応できる診療機能を備えた地域の中核医療機関のこと。

基本計画

医療機関への補助

単位：千円

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1次医療圏	休日等救急医療補助金	14,016	15,533	16,080	17,675	17,589	
	休日及び夜間看護師休日夜間勤務	4,066	4,079	4,098	4,110	4,110	
2次医療圏	広域救急医療対策事業負担金	3,819	3,830	3,746	3,782	3,958	
	産婦人科医師派遣事業負担金	1,200	1,400	1,400	1,800	1,500	
	看護専門学校運営費補助	1,455	1,427	1,326	1,373	1,403	
	経営安定補助 (浦河町・様似町で実施)	①様似町負担額 (患者数で按分)				20,095	20,470
		②特別交付税 (浦河町で申請)				16,076	16,376
様似町決算額 (①-②)					4,019	4,094	



三和医院

3. 地域福祉の推進

4-3-1 地域福祉体制の維持

現状と課題

地域住民の生活課題の複雑化・多様化が進んでおり、行政と社会福祉協議会・福祉会等の福祉関係機関が連携を図り、福祉サービスを提供する側の視点ではなく、サービスを必要としている人の視点に立ったサービスの提供体制や、支援の必要なかたに対する福祉サービスを総合的に調整し提供するケアマネジメント※体制を整備し、充実させる必要があります。

また、地域住民同士の支え合いや見守り、助け合いを基本に、地域の福祉課題を解決する力を高めるとともに、利用者に対して自分に合ったサービスを主体的に選択するための適切な情報提供を行うことが必要です。

めざす姿

- 高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要するかたの状況やニーズを把握するための実態調査を行い、個々に合った福祉サービスの提供、支援をしていきます。
- 支援の必要な人の状況やニーズに応じた福祉サービスが適切に提供できるよう行政、福祉関係機関が連携を強化し、必要なサービスが一体的に提供できる体制づくりを推進します。
- 「誰もが住みなれた地域で安心・安全に暮らし続けるまちづくり」をめざす地域福祉活動を推進する社会福祉協議会の支援を図るとともに、社会福祉協議会・自治会と連携しながら、緊急時や各種災害時における避難等の際に配慮を要するかたの支援体制の整備を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

- 地域課題を整理し、支援の必要なかたに対する福祉サービスについて、第4期様似町地域福祉計画・第7期様似町地域福祉実践計画を策定し、より充実した体制整備を図ります。

関連するSDGsの目標



※ケアマネジメント 介護を必要とするかたに対して、その状態を的確に把握し、必要とする介護サービス計画を作成するとともに、利用者とサービスを提供する事業者との仲立ちをすることで、その人の日常生活を経過的に支援していくこと。

基本計画

序論

基本構想

基本計画

付属資料

4-3-2 高齢者福祉の推進

現状と課題

高齢化率が年々上昇する一方で、介護職場では、介護職員の確保が難しくなっています。

また、高齢者が住みなれた地域社会において生きがいをもって自分らしく暮らし続けるためには、要介護状態になることを防止するとともに、介護が必要になった場合でも、多様なサービスを提供し、包括的にサポートすることが必要です。介護資源が不足していく中でも、必要なサービスの維持・充実を図っていく必要があります。

めざす姿

- 介護職員を確保し、希望する町民が介護サービスを受けることができるよう体制の維持に努めます。
- 高齢者が、元気なうちから、社会と繋がり生きがいを感じながら暮らすことができるとともに、介護や日常生活の支援が必要となった場合でも、住みなれた環境のなかで生活を続けられるよう、地域全体で支える仕組みを確立することで、理想とする地域福祉社会の実現をめざします。
- 高齢者が生きがいをもって生活を送れるよう、外出や社会参加の機会を確保するとともに、その培った技能・経験・知識を活かせるよう、活動の場の設置をめざします。

第9次総合計画終了時までの目標

- 修学就業資金貸付制度など各種制度を活用し、人材確保に努めます。
- 町内高齢者等の困り事に対応するサービスや助け合いの仕組みを作ります。
- 高齢者が孤立することなく気軽に集える場として、カフェ広場を設置します。
- 各高齢者向けサービスの維持に努めます。

関連するSDGsの目標



4-3-3 障がい者福祉の推進

現状と課題

本町は様似町社会福祉協議会による居宅介護事業所を除き、障害福祉サービスの提供事業所はなく、全国的な少子高齢化の中で、地方への事業所参入も見込める状況にはありません。そうした中で、多様化するニーズにも対応できるよう、近隣事業所と連携し、障がい者それぞれの特性に合った、持続的なサービス体制の整備が重要となります。

また、事業所を介した障害福祉サービスの提供のみならず、障がい者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域社会での自立に向けたサービスの充実が求められています。

めざす姿

- 近隣事業所と連携し、福祉サービスの安定的な提供を推進します。
- 障がい者が安心して自立した生活を続けられるよう、相談支援体制の充実とノーマライゼーション ※ 理念の普及啓発を図り、地域の実情に応じた、誰もが障がい者を支援できる支援体制づくりを図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

- 障がい者計画の策定を継続し、福祉サービスの提供量の確保に努めます。

関連するSDGsの目標



※ノーマライゼーション 障がい者など社会にハンディキャップのある人が、あるがままの姿で他の人々と同じように生活し、活動することができる社会をめざすこと。

基本計画

序論

基本構想

基本計画

付属資料

4-3-4 アイヌの人たちの福祉の推進

現状と課題

本町におけるアイヌの人たちは、令和5年度の「北海道アイヌ実態調査」によって把握された数字では、117世帯・265人となっており、本町にもアイヌ民族にルーツを持つ人が数多く住んでいることが分かっています。

これまでの歴史的経緯により、アイヌ民族への差別・偏見、経済格差などの問題が大きかったことから、国・北海道のアイヌ福祉対策により、アイヌの人々の生活の向上が図られてきました。また、平成31年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律※」が施行され、アイヌの人たちが誇りを持って生活することができ、すべての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けてさまざまな施策が行われてきました。

今後も北海道が策定する「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策※」に基づき、生活の安定と生活環境の充実を図っていく必要があります。

また、アイヌ文化の伝承についても後継者の育成などの課題があり、さまざまな取組が行われています。

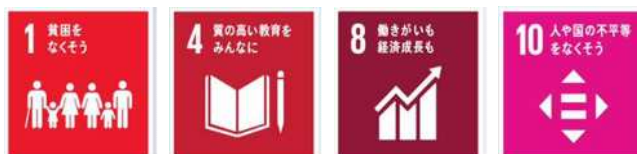
めざす姿

- 生活向上と職業安定を図るため、アイヌ生活指導員及びアイヌ生活相談員による生活支援に取り組むとともに、アイヌ民族団体の活動支援、農林漁業などの産業支援にも取り組みます。
- 住宅の確保と改善のための貸付制度などを活用した住みよい生活環境の維持・整備とともに、老朽化が著しい生活館の改修整備を図ります。
- アイヌの子弟の教育や就学のため、進学奨励事業の利用促進を図ります。
- アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律に基づき、アイヌ民族団体の活動を支援し、アイヌ民族の文化や伝統の保存・継承及び理解の促進を図ります。また、アイヌ文化の担い手となる人材を育成するため、海外の先住民族との交流など、さまざまな取組を行います。

第9次総合計画終了時までの目標

- アイヌの人たちの生活水準の向上のため、国・北海道の施策を活用し、生活基盤の整備、拡充を図ります。
- アイヌ文化を普及啓発するための交流の場を設定します。

関連するSDGsの目標



※アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 アイヌの人々を先住民族として認識を示し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、誇りが尊重される社会の実現を目指すための法律。
 ※アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策 アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上を図るため4次にわたり推進してきた「北海道ウタリ福祉対策」に引き続き、推進されている総合的施策。

基本計画

4-3-5 低所得者福祉の推進

現状と課題

本町の生活保護の受給状況は、被保護世帯、人員ともに平成28年度以降からは減少傾向となっています。

生活保護受給者は、世帯類型で見ると、高齢者世帯、傷病者及び障がい者世帯が多く、生活基盤の弱い世帯が大部分を占めています。

また、生活保護に準ずる低所得者においては、生活基盤が弱く、社会的に孤立し、社会的なつながりの弱さからその生活不安を自助努力で解決することに困難を抱えています。

生活の安定と自立を図るため、民生委員・児童委員や関係機関との連携により相談・支援体制を充実・強化するなかで、経済的自立と生活意欲を向上させるため、柔軟に寄り添える支援が必要です。

めざす姿

- 民生委員・児童委員や関係機関との連携を緊密にし、生活保護世帯の生活指導や相談の充実に努め、自立意欲の高揚を図ります。
- 生活保護世帯の実態をよりの確に把握し、公的扶助の適正化を図ります。
- 低所得者世帯の経済的自立と就労意欲を促すため、民生委員・児童委員との連携を緊密にし、生活困窮者自立支援制度の活用や社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業の活用など、適切な生活支援を行います。

第9次総合計画終了時までの目標

- 支援が届いていない低所得者を把握し、きめ細かな生活相談・支援体制の充実を図ります。

関連するSDGsの目標



基本計画

4-3-6 児童福祉の推進

現状と課題

本格的な人口減少時代を迎え、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少は、地域経済に大きな影響を及ぼしています。本町においてもその傾向は強く、少子化について、年間出生数は平成29年度から20人に満たず、10人台となっている年度もある状況が続き、将来のまちづくりを考えた時、この少子化がもたらす影響が懸念されます。

子どもの人数の減少傾向、また、核家族化、地域での人とのつながりの希薄化、就業形態の変化などさまざまな要因により、育児の孤立化や悩みを持つ家庭も増えており、安心して子どもを出産し、子育てができる支援対策が求められています。

全国的に子育ての孤立感や負担感が高まり、児童虐待ケースが増えている状況もあり、本町においても、未然に防止するため子育て支援策を充実するとともに、要保護児童対策地域協議会での対応協議と児童相談所や関係機関等との連携を密にし、早期発見・早期解決に向けた相談・支援体制を強化することが必要となっています。

子どもに係る医療費については、北海道医療給付事業補助を受けるなかで、乳幼児等医療費助成事業として所得制限を設け助成を行ってきましたが、平成23年8月からは、町単独での拡大助成として、対象を中学生まで広げたうえで、所得制限を設けずに保険適用医療費の自己負担が無料となるよう助成措置を実施し、平成30年8月からはその対象を高校生に相当する年齢までさらに拡大して実施しています。

めざす姿

- 児童虐待を予防し、適切に対応できる体制を整備します。
- 子どもが心身ともに健やかに成長や発達ができるように、子育て相談・支援体制の充実を図り、子どもを生き育てやすい環境づくりを進めます。
- 子どもに係る医療費を助成することにより、子育て世帯に係る経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境をつくれます。

第9次総合計画終了時までの目標

- 児童虐待を予防するために関係機関等と連携を図ります。
- 子育てに不安や問題を抱える家庭の早期対応に努めます。
- 医療費助成措置対象者数 325人
(対象者人口カバー率 100%)

関連するSDGsの目標



4. 子育て支援の推進

4-4-1 子育て支援の推進

現状と課題

本町では、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期様似町子ども・子育て支援事業計画」により、総合的な子育て支援を推進していますが、子どもの人数は減少傾向であり、また、少子化や核家族化、地域での人とのつながりの希薄化、就業形態の変化などさまざまな要因により、育児の孤立化や悩みを持つ家庭も増えており、安心して子どもを出産し、子育てができる支援対策が求められています。令和4年度の児童福祉法の改正で、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センター※の設置に努めることとされました。

子育てサロン※は、幼児センター内の一室で常設し、対象年齢を分けずに実施しており、幅広い子どもの年代で利用してもらうことにより、保護者の交流の場を広く提供しています。また、開館時間や曜日を変更し、保護者が利用しやすいようにしました。

出産や育児に不安を抱える子育て世帯に対して、乳幼児健診や新生児訪問の際に保健師に同行し、子育て支援センターだよりの配布や案内、母子手帳交付時に「子育てガイド」を配付し、子育てが孤立しないよう、子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう情報提供を行い、状況に応じた助言をしています。

また、町内の児童・生徒が小学校・中学校・高等学校等へ入学する際の家庭の経済的負担の軽減を図るため、地域商品券による入学祝い金「新入学スマイルクーポン」を支給しています。

学童保育の取組として、保護者の就労により監護できない小学校3年生以下の児童を対象に「親子岩児童クラブ」を実施しています。

併せて、安全・安心な子どもの居場所づくりと交流活動の推進などのため、小学校4年生以上を対象に保護者就労に関係なく利用できる「放課後子ども教室」を開設しており、これらの事業は放課後児童施設「ひまわり」で一体的に実施しています。

近年、保護者の共働き家庭やひとり親家庭の増加もあって、年々利用児童数も増えており、利用人数に見合った支援員体制の確保が町内の働き手の不足により難しい状況になってきています。

※こども家庭センター 母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦、子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し支援に当たる総合窓口。また、多様な家庭環境に関する支援体制の充実・強化を図るため、地域資源の開拓にも取り組む。

※子育てサロン 親子で遊んだり、子育てを通しての情報交換・お友達づくりの場として、幼児センターに常設している。

基本計画

めざす姿

- 子育てサロンは、利用する親子の要望を考慮し、内容の充実を図り親子で楽しんで参加してもらえるような交流の場となるように努めます。
- 子育てに不安や問題を抱える家庭には、関係機関と連携して相談・支援の充実を図ります。
- こども家庭センターについては、今後の体制整備に向けて検討を進めます。
- 放課後児童施設「ひまわり」については、引き続き児童が安心して利用できるよう支援員体制を確保しながら運営に努めます。また、関係機関と連携し「ひまわり」内の行事について検討し、利用児童が楽しんで過ごせるよう計画します。
- 子育て世帯に対する経済的支援を継続し、児童・生徒等の健全な育成を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

- 関連機関等と協力し、合同で新たな行事を行うことなどにより、子育てサロンや放課後児童施設「ひまわり」の内容充実を図ります。
- 子育てに不安や問題を抱える家庭の早期対応に努めます。
- 放課後児童施設「ひまわり」の支援員体制については、開設に支障が出ないように必要な人員の確保に努めます。

関連するSDGsの目標



子育てサロン

第3部

基本計画

心豊かな人間性を 養うために

1. 幼児教育・保育の推進P. 69
2. 義務教育の推進P. 71
3. 社会教育の推進P. 74
4. 文化活動の推進P. 77
5. スポーツの推進P. 80



基本計画

1. 幼児教育・保育の推進

5-1-1 幼児教育・保育の推進

現状と課題

乳幼児期は、基本的生活習慣をはじめ、他者を思いやる心、生涯にわたる人間形成におけるそれぞれの基礎を培う重要な時期であり、変化の激しいこれからの社会において、未来を担う子どもたちが自ら学び、課題を見つけ、問題を解決していくための「生きる力」の育成が求められています。

そのようななかで、保護者は家庭での役割を担っていますが、家庭での教育力の低下も指摘されているとともに、核家族化の進行、共働き家庭やひとり親家庭の増加により、0歳児から幼児センターに入園する子どもが増加の傾向にあります。

幼児センターでは、ICT(情報通信技術)環境が日常生活のなかでも目まぐるしく進展する社会のなかで、子どもたちが豊かに育つための生活や学びの環境づくりに努めていますが、さらなる本町の子ども豊かな人間性を育成するためには、家庭や地域、関係機関と連携して、子育てを推進していくことが重要であるととらえています。また、一方、職員の資質向上や乳幼児期の教育の特性を踏まえた教育・保育内容とさらなる資質・能力の3本柱(知識・技能の基礎、思考力・判断力・表現力の基礎、学びに向かう力・人間性等)の充実に努めていく必要があり、小学校教育へのスムーズな接続を意識した取組も重要なポイントと押さえています。

施設運営においては、町内の働き手の不足により、保育士及び幼稚園教諭の確保が年々難しくなっています。

めざす姿

- 子どもの発達過程を踏まえるとともに、関係機関との連携を図り、乳幼児期にふさわしい教育・保育を推進し、幼児教育の質の向上を図ります。
- 小学校の教育を意識した「知・徳・体」の具体的な取組を推進します。
- 本町の自然や産業に目を向け、愛郷心を育みます。
- 「子育ての喜び」などを保護者に伝えながら、家庭や地域と連携した幼児センターの運営をします。
- 待機児童をつくらないよう保育士や幼稚園教諭の確保に努めます。

第9次総合計画終了時までの目標

- 国際交流員を活用した英語に慣れ親しむ教育、リトミック ※ や「運動あそび」を通じて体幹を鍛える取組、「もじ・かず」への興味関心を持たせる取組などを通じて、「幼児期までに育てほしい姿」につながる育成を図ります。
- 子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児教育の改善・充実を図るとともに、幼児センターと小学校との連携強化や交流機会を充実させ、小学校へのスムーズな移行に努めます。
- 日常の教育・保育のなかで様似町の自然を知るための学習の充実を図り、本町の自然の豊かさを感じさせ愛郷心を育みます。
- 幼児センターと家庭、地域が相互に連携して、幼児教育・保育の資質向上を図ります。
- 0～2歳児の入園や一時保育の希望にできるだけ対応できるように人員確保に努め、笑顔で働き続けられる環境をつくるため、働き方改革を進めます。
- SDGsを意識した環境教育を通して、様々な環境問題を自分事として捉え、解決に向けて考え行動できるための取組を行っていきます。

関連するSDGsの目標



※リトミック 楽しく音楽と触れ合いながら、基本的な音楽能力を伸ばしつつ、身体的・感覚的・知的にも、これから受けるあらゆる教育を十分に吸収して育つため、子どもたちが個々に持っている「潜在的な基礎能力」発達を促す教育。

基本計画

2. 義務教育の推進

5-2-1 義務教育の推進

現状と課題

本町においては、急速な少子化が進んでおり、平成23年度からは、町内に小中学校が各1校ずつとなり、さらに平成29年度からは小中学校のすべての学年において1学級となるなど、児童生徒数の減少が続いている状況です。

そのようななかで、「様似の子どもをいかに育てるか」という視点で、小中一貫教育に取り組み、平成29年度からは施設分離型の小中一貫校として位置づけ、平成30年度からは小中学校で一つの学校運営協議会を組織し、学校・保護者・地域が一体となった学校運営を考えるコミュニティ・スクール※の取組をスタートさせています。

本町の児童生徒は、総じて明るく素直な子どもが多く、落ち着いていますが、基本的な生活習慣の定着が不十分な部分が見受けられるとともに、家庭学習の習慣が身につけていないなどの課題も見られ、個人差が広がっている傾向にあります。

また、グローバル化の進展や人工知能（AI）の飛躍的な進化など、社会の加速度的な変化にも対応できるように、外国語教育の充実やICT（情報通信技術）教育環境の整備とその活用が求められているほか、知識の集積から課題の発見・解決に向けた「主体的・対話的で深い学び」につながる教育が求められています。

めざす姿

- 継続的に保護者と情報共有しながら基本的な生活習慣の定着を図ります。
- 家庭学習の習慣を定着させ学力向上を図ります。
- 心身の健やかな成長を促す教育を推進します。
- 小中一貫教育を推進し、小中の教職員全員で児童生徒を育む視点で取り組み、9年間で「コミュニケーション能力」と「プレゼンテーション能力」を育成します。
- GIGAスクール構想※への対応をはじめ、デジタル化の進展による急速な社会の変化にも対応できる力を育むICT教育を推進します。
- 様似の自然や歴史、文化に目を向け、愛郷心を育みます。
- グローバル化に対応し、ALT※の活用をはじめとした英語力を高める教育を推進します。
- コミュニティ・スクールを活用して児童生徒の豊かな人間性を育むとともに、地域と一体になった学校づくりを通して地域の活性化にもつながるよう取組を推進します。

※コミュニティ・スクール 学校と保護者や地域の方が、ともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることにより、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えるための学校運営協議会制度のこと。

※GIGAスクール構想 これからの時代を生きる子どもたちにとって、ICTを基盤とした先端技術等の活用が求められることから、義務教育を受ける児童生徒のために1人1台の学習用PCや高速ネットワーク環境を整備すること。

※ALT Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略で外国語授業を補助する助手。

基本計画

第9次総合計画終了時までの目標

- 基本的な生活習慣の定着を図るとともに、家庭学習習慣が身に付くよう支援の取組を進めます。
- 道徳教育の充実や体験活動を重視し、豊かな心を育成します。
- 体育・健康に関する指導の充実により、健やかな体を育成します。
- 小中一貫教育を通じて、小・中学校の教職員が児童生徒の9年間での「コミュニケーション能力」と「プレゼンテーション能力」の成長を実感できるよう取組を進めます。
- ICTの進展に伴う情報活用能力の育成を図ります。
- 様似を学ぶ「ふるさとアポイ学」の取組などを通じて、郷土への愛着や誇りを育み、SDGsを意識した環境教育を行います。
- ALTや中学校の英語教諭を活用した小学校の外国語学習の充実を図るとともに、中学校卒業時までに英語でのコミュニケーション能力を高めます。
- コミュニティ・スクールを通じて多くの町民に児童生徒の育成に関わってもらい、そのなかで子どもたちの元気を地域に還元できるよう取組を進めます。

関連するSDGsの目標



基本計画

5-2-2 教育施設の整備

現状と課題

校舎については、様似小学校の改築や様似中学校の移転改修が完了してから10年余りが経過し、不具合が生じた場合にはできるだけ迅速に対応し、快適な学習環境の維持に努めています。

学校給食施設については、本町単独での整備は課題も多いため、学校給食に代わる方策として令和3年9月からスクールランチ事業を開始し、学校給食と同様の食事を提供するとともに、令和6年4月から保護者負担の無償化を行っています。

教職員住宅については、昭和40年代半ばに建設された栄町の教職員住宅をはじめ、昭和50年代前半に建設された緑町の教職員住宅が老朽化により入居困難な住宅も生じています。特に近年は隣町から通勤する教職員の増減も大きく、一方できめ細かな教育の実現のため教職員定数が増加するなど、必要戸数も変動している状況にあります。教職員住宅の需要は今後も一定程度見込まれます。

めざす姿

より質の高い教育環境を整備するため、次の環境を整備します。

○確かな学力の確立に向けた学習環境の整備を継続的に進めます。

○GIGAスクール構想に対応したICT環境の効率的な整備・充実を図ります。

○地元食材の積極的な使用やスクールランチを通じた食育の実施など、スクールランチ事業のさらなる充実をめざします。

第9次総合計画終了時までの目標

○学校施設については、計画的な修繕を行うことで必要な機能を維持しながら、安全に安心して利用できるように進めます。

○より質の高い教育を実現するための学習環境のほか、GIGAスクール構想に対応したICT環境の整備・充実を進めます。

○委託事業者の協力もいただき、安全で安心なスクールランチ事業の充実を進めます。

○教職員住宅は、今後のあり方について検討し、新たな教職員住宅を整備します。

関連するSDGsの目標



3. 社会教育の推進

5-3-1 社会教育の推進

現状と課題

町民が心豊かに、生きがいを持って暮らしていくため、地域における社会教育には、一人ひとりの生涯にわたる学びを支援し、町民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組に資することがより一層期待されます。

本町においては、人口の減少や高齢化が進むなか、社会教育活動も減少傾向にあるものの、社会教育団体や文化団体など、住民による主体的・積極的な活動が継続されています。

また、地域全体で子どもの成長を支える「地域学校協働活動」は、コミュニティ・スクールの取組と緊密に連携し、より多くの町民が関わる持続可能な仕組みづくりに取り組んでいます。

社会教育に公的資金を投入することは、町民の満足度を高め、結果的にさまざまな行政コストの低減につながる可能性があります。

めざす姿

- 個人の知的欲求に応えられるよう、多くの町民が気軽に参加できる学びの機会を提供します。
- 町民相互の理解やつながりが強まることをめざし、社会教育団体をはじめとした町民の主体的な学習活動支援を継続し、多様な町民が集まり学びあう機会を提供します。
- 地域への理解や愛着を深め、地域課題の解決につなげるため、本町の特色ある自然・歴史・文化といった地域の教育資源を活かした学習活動を推進します。
- さまざまな学習活動の成果が、よりよい地域づくりにつながり、町民の暮らしがより豊かになるよう、学びと活動の好循環が持続するような取組を広げます。
- 学校支援ボランティアや放課後子ども教室、地域の人材を生かした教育支援活動といった「地域学校協働活動」の取組を充実させ、学校を核とした地域づくりを推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

○社会教育・文化振興事業の参加率（年間延べ参加者数／人口）

	令和元年度	令和6年度	令和12年度
参加率	0.84 (3,546人/4,207人)	0.82 (3,132人/3,837人)	0.84

関連するSDGsの目標



基本計画

序論

基本構想

基本計画

付属資料

5-3-2 社会教育施設の充実

現状と課題

公民館は、町民の生活に即した教育・文化に関する事業を行い、教養の向上、健康の増進などを図り、文化や福祉の振興に寄与することを目的とした施設です。

中央公民館は昭和51年に開館し、築48年が経過。団体活動（29団体）を中心に、講演会や文化事業など、年間約15,000人の利用があり、人と人との交流や、作品や資料の鑑賞等を通じ、人間の五感を使ってさまざまな体験ができる、学びや地域づくりの拠点として重要な存在です。

平成10年に大規模改修を行い、建物本体は耐震基準に適合していますが、各種設備は開館当時から使用しているものもあり老朽化が著しい状況です。

人口減少の中、公民館は町内の主たる社会教育・集会施設として、災害時の避難場所として必要性が高いことから、長寿命化を図る必要があります。

めざす姿

- 幅広い町民が公民館を中心に活発な学習活動ができるよう利用相談や周知を行い、地域の幅広い情報の発信拠点となるよう取り組みます。
- 町民が快適に利用できるよう、利用調整や備品整備、施設修繕を行います。
- 公民館のあり方について、利用者団体や審議会等に意見を求めます。

第9次総合計画終了時までの目標

○公民館の延べ利用者数

	令和元年度	令和6年度	令和12年度
利用者数	14,396人	10,686人	9,500人

○施設の寿命を80年程度と想定し、計画的な整備改修を行います。

年度	更新内容
令和3年度	暖房用ボイラー
	熱交換器・配管
	給排水設備・配管
令和12年度	文化ホール吊り天井
	外壁塗装
	文化ホール照明調光盤
	非常用（消防用）発電機

関連するSDGsの目標



5-3-3 図書館事業の推進

現状と課題

地域の少子高齢化・人口減が進み、利用者の固定化や来館者数の減少により、図書館に馴染みのない方への働きかけが求められています。

地域の「知の拠点」として、地域住民が抱える課題を解決することを意識した選書や、読書環境のさらなる充実に向けた取組が必要となります。様似町に関する資料を収集し提供することにより、町内外の来館者に、様似町への理解を深める機会を提供しています。

また、出張貸出や宅配サービスなど、乳幼児から高齢者・障がいをお持ちの方といった様々な利用者へ寄り添ったサービスの充実・環境整備を図っていく必要があります。

めざす姿

- 様似の特色ある自然・歴史・文化に関する資料を国内外問わず収集・整備し、提供することにより、様似の良さを発信でき、郷土をより深く知ることができる環境や資料の充実をめざします。
- 子どもの読書活動推進計画の第3期・第4期を策定し、時代に見合った事業を進め、学校図書館と連携し、学校図書館の読書活動、学習活動、情報収集・提供といった機能の充実をめざします。
- 施設内にとどまらないサービスの充実をめざします。

第9次総合計画終了時までの目標

- 町民一人あたりの年間貸出冊数について、4冊程度を維持します。
- 町民一人あたりの年間利用回数について、2回程度を維持します。

関連するSDGsの目標



基本計画

4. 文化活動の推進

5-4-1 芸術文化の振興

現状と課題

本町における文化活動は、文化協会や各種サークルなど、町民の自主的な活動が盛んなことが伝統です。近年は、参加者の減少や高齢化が進む一方、新たな団体の立ち上げや子どもを巻き込んだ積極的な活動も見られます。

また、本町の特色ある取組であるさまざまな美術展をはじめ、幼児や児童生徒、一般を対象とした、生の芸術にふれる芸術文化鑑賞事業を毎年開催しています。

町民が豊かな人間性を養い、心豊かに生きがいをもって暮らしていくには、こういった生活に密着した芸術文化振興の取組を充実させることが一層重要となっています。

めざす姿

- 文化協会や各種サークルなど、町民の自主的な活動を支援します。
- 美術展をはじめ、関係機関と連携し、生の芸術文化にふれる機会を多く提供します。
- 関係機関と連携し、文化に関する情報について、ホームページなどを活用して町内外に発信します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 町民向けの芸術文化鑑賞事業を毎年開催します。
- 幼児や児童生徒向けの芸術文化鑑賞事業を毎年開催します。

関連するSDGsの目標



基本計画

5-4-2 文化財の保護・保存と活用

現状と課題

文化財は、わが国、わが町の長い歴史のなかで生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。

本町には、国指定文化財が6件、町指定文化財が12件あり、アイヌ古式舞踊がユネスコ無形文化遺産に、蝦夷三官寺等澗院が北海道遺産に認定されており、未指定のものも含め、多くの特色ある貴重な文化財があります。

しかし、アポイ岳高山植物群落や、そこに生きるヒメチャマダラセセリ ※、様似山道などの貴重な文化財が環境や時代の変化で失われつつあり、その他の文化財も含め、適切な保存・活用や文化財の掘り起こしに取り組む必要があります。

昭和42年開館の郷土館は築58年が経過し、展示の工夫などにより資料の有効活用に取り組んでいますが、老朽化が著しく狭隘なことから、施設のあり方について早急に検討する必要があります。

国指定文化財（6件）	町指定文化財（12件）
特別天然記念物 アポイ岳高山植物群落	等澗院護摩堂
天然記念物 幌満ゴヨウマツ自生地	和助地蔵
天然記念物 ヒメチャマダラセセリ	聖観世音菩薩像
重要無形民俗文化財 アイヌ古式舞踊	南無仏太子像
重要文化財 蝦夷三官寺等澗院関係資料	薬師如来三尊仏像
史跡 様似山道	弁財天像
	様似山道
	等澗院古文書
	矢本家文書
	冬島遺跡出土資料
	シャマニ場所絵図面
	様似軌道関係資料

めざす姿

- 国の宝であり地域固有の遺産であるアポイ岳高山植物群落をはじめとした文化財の保存と活用に努め、多くの町民がそれらを次世代に語り継ぐことのできる環境をつくります。
- 文化財について計画的な調査と保存・活用を行い、必要に応じ国・北海道・町の指定文化財とするような取組を推進します。
- 文化財が広く町民に親しまれ後世に伝えられるよう、学校教育や社会教育での活用を充実させます。
- 関係機関・団体と連携し、アイヌ文化伝承の支援を行います。

※ヒメチャマダラセセリ 羽を広げた大きさは約2.5cmのセセリチョウ科の一種で、羽は茶褐色に白い斑点があり、日本ではアポイ岳周辺でしか発見されていない。昭和50年に国の天然記念物に指定されている。

基本計画

第9次総合計画終了時までの目標

- 様似町における文化財の保存・活用に関する将来的なビジョンをまとめ、継続性・一貫性のある文化財の保存活用を図ります。
- 郷土館の維持管理、展示の改善や情報発信に努め、現施設の移転・改築に向けて検討を進めます。

関連するSDGsの目標



郷土館



等澍院古文書

序論

基本構想

基本計画

付属資料

5. スポーツの推進

5-5-1 スポーツの推進

現状と課題

社会を取り巻く環境は大きく変化し続け、スポーツ活動の機会も減少し、従来の振興方策では対応しきれない状況が見えてきています。

人口減少や少子高齢化によりスポーツ人口は減少していますが、町民のニーズは多様化しており地域スポーツの環境も新しい仕組みづくりが求められています。

生涯スポーツの町を宣言した当時の人口は約7,900人程でしたが、現在は3,800人を下回り51%減少という状況のなかで、健康づくりという目的意識への変化も相まって施設利用率は高く、生涯スポーツの重要性は浸透されていると思われませんが、スポーツ活動に欠かせない施設の老朽化は顕著で、安全面の確保が急務であります。これらの現状を的確に把握し、新しい視点で将来の推進ビジョンを示すことが課題です。

めざす姿

- 各種団体活動の維持が困難な現状を踏まえ、スポーツ推進の基盤でもある各種団体が新たなステージで活動展開できる支援対策を検討します。
- 耐震性や老朽化の課題を抱えるスポーツセンターについては、利便性とコストを考慮し、現在地を軸とした改築計画を進めていきます。
- その他の体育施設については、長期的展望に立った効率的・効果的な施設の維持管理対策を講じていきます。
- 中学生の部活動が地域で展開できる環境づくりを進めます。

第9次総合計画終了時までの目標

- スポーツ団体への支援を推進し、生涯にわたり多くの町民がスポーツに親しむことができる機会を提供していきます。
- スポーツセンターについては出来る限り早期に改築に向けて検討し、町民が安心して利用できる環境の整備を進めます。
- 中学校における部活動の地域展開 ※ について、地域のスポーツ指導者との協議を行うとともに、広域的な視点に立った対応を進めます。

※部活動の地域展開 これまで学校が主体となって実施してきた部活動を地域の団体などが担う仕組みのこと。

関連するSDGsの目標



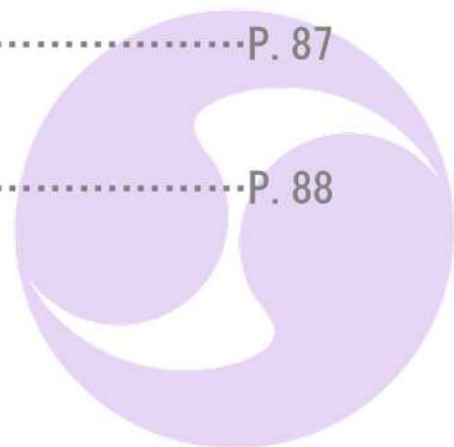
第3部

基本計画

豊かな暮らしを

生み出すために

1. 農業振興対策の推進P. 81
2. 林業振興対策の推進P. 83
3. 水産業振興対策の推進P. 84
4. 商業振興対策の推進P. 86
5. 工業振興対策の推進P. 87
6. 観光振興対策の推進P. 88



基本計画

1. 農業振興対策の推進

6-1-1 農業振興対策の推進

現状と課題

本町は、地勢的に平地が少なく、様似川や海辺川沿いに分散しているため、農地として活用可能な場所が少なく、集約化や大規模化が難しい状況にあるものの、夏は北海道の他地域と比べても冷涼な気候となっており、高温を嫌う作目には適している状況です。

町内農業は、軽種馬生産、水稲生産、施設園芸による夏秋どりイチゴ ※ 生産、肉牛生産が中心となっています。軽種馬生産は、近年は好調な販売状況となっていますが、他の作目については環境変化の影響を受けており、特に夏場の涼しさを活かして導入した夏秋どりイチゴは高温化の影響を受けやすく、対策が急務となっています。

農家戸数は人口減少や高齢化及び後継者不足などを要因に減少しており、それとともに労働力の確保が難しい状況となり、生産に影響を及ぼしています。

また、農家戸数の減少に伴い、遊休農地の拡大が懸念されています。

めざす姿

- 北海道やひだか東農業協同組合等と連携し各種支援を行い、農家の方々が本町に合った作目を安心して生産できるようにしていきます。
- 必要な支援制度を整備・拡充し、新規就農者を迎えやすい環境を整えます。
- イチゴ生産については、設備のさらなる充実を図るとともに、関係機関とより良い生産方法を検討し収益性を高めていきます。

第9次総合計画終了時までの目標

[軽種馬]

種別 年度	生産牧場数	飼養頭数
令和元年度	24 牧場	340 頭
令和6年度	22 牧場	344 頭
令和12年度	16 牧場	300 頭

[水稲・畑作等]

種別 年度	水稲生産者 戸数	水稲作付 面積	イチゴ生産 農家戸数	イチゴハウス 面積	畑地面積
令和元年度	8 戸	22.7ha	26 戸	3.49ha	944ha
令和6年度	6 戸	22.7ha	24 戸	3.90ha	937ha
令和12年度	5 戸	22.7ha	24 戸	3.90ha	937ha

関連するSDGsの目標



※夏秋取りイチゴ 夏秋期に収穫されるいちご。当町では主に「すずあかね」という品種を生産している。

基本計画

[畜産]

種別 年度	乳用牛 生産者戸数	乳用牛 飼養頭数	黒毛和種 生産者戸数	黒毛和種 飼養頭数	アンガス種等 生産者戸数	アンガス種等 飼養頭数
令和元年度	2戸	118頭	3戸	78頭	1戸	78頭
令和6年度	2戸	44頭	2戸	52頭	1戸	92頭
令和12年度	2戸	44頭	2戸	60頭	1戸	100頭



基本計画

2. 林業振興対策の推進

6-2-1 林業振興対策の推進

現状と課題

本町の森林面積は町全体の91%を占める33,333haで、道有林が62%、町有林が9%、私有林が29%であり、道有林については日高管内で最も広い面積を有しています。

一般民有林（町有林と私有林）12,787haのうち、人工林は3,212ha（25%）、天然林は9,511ha（74%）、無立木地※は63ha（1%）であり、人工林ではトドマツが主要な樹種となっており、40年以上の主伐期を迎える林分が大半となっています。

トドマツ人工林が本格的な利用期を迎え、今後、伐採量や植林面積の増加が見込まれる一方で、林業従事者の高齢化・担い手不足が課題となっています。

一方、本町及びえりも町で事業を展開するひだか南森林組合は、急峻な山地が多いこの地域において効率が良く環境に負荷をかけにくい集材を可能とする「タワーヤーダー」を中心とする架線集材システムを道内最初に稼働させるとともに、広葉樹などの大径木を原板として販売するなど、地域の木材資源の有効活用を積極的に進めています。

また、近年はエゾシカだけでなくアライグマの生息数も増加しており、食害による被害の拡大が懸念されるところです。

めざす姿

○様似町森林整備計画に基づき、森林の持つ多面的な機能※の高度発揮と森林資源の持続化を図るため、補助事業を活用しながら植林や保育※・間伐※などの各種施業（整備事業）を進めます。

○森林組合や関係事業所等と連携し、林業従事者の安定的雇用の支援、植林・下刈等の作業の機械化を促進します。

○様似町鳥獣被害防止計画に基づき、各種の補助事業を活用し被害の減少化を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

○本町の森林の特性に即した森林整備の推進を通じて、森林資源を将来へ引き継ぐための「山づくり」を推進します。

関連するSDGsの目標



※無立木地 伐採後に植林がされていない山林。

※森林の持つ多面的機能 森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など極めて多くの多面的機能を有しているということ。

※保育 森林を育てるために行う作業のこと（下刈り、つる切り、除伐、枝打ち、間伐）。

※間伐 林の立木密度を下げるために行う間引きのこと。

3. 水産業振興対策の推進

6-3-1 水産業振興対策の推進

現状と課題

本町の水産業の現状は、令和3年に発生した赤潮により、多くの魚種に甚大な被害が発生し、現在も漁獲量、漁獲高減少の要因となっています。特に本町周辺が一大生産地であるマツブは、資源量が回復しておらず、本町水産業に多大な影響を与えています。さらに、地球温暖化に伴う海水温上昇の影響を受けた主要水産物（秋サケ・スケトウダラ・スルメイカ・昆布・ウニ等）の生産量減少や、漁業用資材、燃料費の高騰、消費低迷による魚価安等により、漁業経営が非常に厳しい状況にあります。

また、資源量の減少や高齢化により、漁業経営者の減少も著しく進んでいることから、労働力の確保、新たな魚種への方向転換、付加価値向上による他地域との差別化が急務となっています。

漁業基盤である漁港及び漁場整備については、関係機関と連携し、老朽化する付帯設備の改修や藻場の保全等を維持する必要があります。

漁業協同組合については、漁村の活性化と地域の中核的役割を担う役割を持ち、今後とも緊密な連携を図り、本町の水産業及び地域振興を進めていく必要があります。

めざす姿

- 高水温にも強い昆布種苗の研究や、マツブやエゾバフンウニの種苗等放流により資源増殖等を図り、漁獲量や漁獲高の確保を促進し、漁業者の経営安定を図っていきます。なお、将来的な栽培漁業の実施を見据え、中核施設の設置をめざします。
- 必要な支援制度を整備・拡充し、新規就業者及び後継者を迎えやすい環境を整えます。
- 関係機関と連携し、漁港整備や設備拡充を進め、漁業関係者の労働力軽減や高付加価値化を進めます。

第9次総合計画終了時までの目標

○漁業者推移（単位：人、戸）

区 分	令和元年（現況値）		令和6年度（最新値）		令和12年（目標値）	
	組合員数	経営体数	組合員数	経営体数	組合員数	経営体数
日高中央漁協	118	95	106	92	98	91
えりも漁協	117	112	110	103	102	93
合計	235	207	215	195	200	184

※漁業経営体：満15歳以上で、1年間における海上作業従事日数が30日以上経営体

基本計画

○漁獲量・金額推移（単位：トン、百万円）

区 分	令和元年（現況値）		令和6年度（最新値）		令和12年（目標値）	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
日高中央漁協	5,822	1,480	4,189	951	4,947	1,574
えりも漁協	1,210	874	1,015	575	1,053	926
合計	7,062	2,354	5,204	1,526	6,000	2,500

関連するSDGsの目標



4. 商業振興対策の推進

6-4-1 商業振興対策の推進

現状と課題

本町の商業は、飲食店や一般小売業を中心として構成されており、そのほとんどが家族経営や小規模な商店です。

そのため、町内消費人口の減少やインターネット販売、宅配サービスの普及などによる売上の停滞が町内商店の経営を悪化させ、不透明な先行きもあり、多くで後継者がいない状況となっています。

また、燃油や食料品など物価高騰による影響が心配される状況のなか、商工会が中心となって町内消費を喚起するためのクーポン券やスタンプラリーなどの事業を展開するほか、起業等支援事業等により新たな事業者への支援に取り組んでいます。

今後も商工会が策定した「経営発達支援計画 ※」に基づき、経営者の積極的な商業活動の展開、消費者ニーズ・購買行動の変化に対応した経営の近代化、合理化による経済基盤の充実を図る必要があります。

めざす姿

- 町外に流出する購買力を食い止めるための事業を実施するとともに、経済の町内循環と町外からの外貨を獲得するための制度等の検討を進め、構築をめざします。
- 燃油や物価高対策などに対する生活支援及び町内の消費を喚起する方策として、地域商品券を発行し、町民の暮らしと商店街を支援します。
- 商工会が策定した「経営発達支援計画」に基づき、経営者の積極的な商業活動の展開、消費者ニーズ・購買行動の変化に対応した経営の近代化、合理化による経済基盤の充実を支援します。
- 商業者が安心して経営できるように、後継者確保策や新規創業者の支援について総合的に商工会等と検討を重ね、経営基盤の安定をめざします。
- 一次産業と観光産業などとの複合的な産業振興を推進し、「地消地産 ※」による地域の活性化を図り、商店街のイベントやネット販売など地場製品の消費拡大を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

	令和元年度	令和6年度	令和12年度
商店・事業所数	87商店・事業所	77商店・事業所	61商店・事業所

※経営発達支援計画 全国の商工会が取り組む小規模事業者の持続的発展を支援するため策定した計画。

※地消地産 地域で消費できるものを生産し、地域内の循環力を高めようとするもの。

関連するSDGsの目標



基本計画

5. 工業振興対策の推進

6-5-1 工業振興対策の推進

現状と課題

本町の工業は、地下資源を活用した砕石業や地場資源を活用した水産加工、木材加工業など、ほとんどが中小企業ですが、本町の経済を支え雇用の場として大きな役割を果たしています。

今後も商工会が策定した「経営発達支援計画」に基づき、消費者ニーズや購買行動の変化に対応した経営を図るため、高次加工の研究や新たな商品の開発、販路拡大などを支援し、経済基盤の安定を図るため支援策等を充実する必要があります。

また、雇用の場となっている反面、事業を継続するための労働力不足・人材確保が課題となっています。

めざす姿

- 地場資源の付加価値を高めるための商品開発や高次加工の研究を促し、ネット販売やふるさと納税制度の活用、商談会・イベント等による販路の開拓・拡大及び販売促進を支援します。
- 事業者のネット販売や特産品開発を促進するとともに、地場産品販売などを通じて、新規企業の設立や誘致を図ります。
- 事業者が安心して経営できるように、後継者確保策や新規創業者向けの利用しやすい支援策を検討し、経営基盤の安定を目指します。
- 労働力の確保や人材育成など、その手立てについて商工会や各関係機関と連携して検討します。

第9次総合計画終了時までの目標

	令和元年度	令和6年度	令和12年度
工業系事業所数	21事業所	20事業所	21事業所

関連するSDGsの目標



6. 観光振興対策の推進

6-6-1 観光振興対策の推進

現状と課題

本町の観光振興は「アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク」をツール ※ として推進しており、関連施設やジオサイトの整備、ガイド養成やジオツアーの企画・催行、日本ジオパーク全国大会を誘致するなど、一定の成果はみられています。しかし、ジオパークの認知度は全国的に徐々に高まっているとはいえ、観光の目玉となり得る状態ではなく、また、町民にジオパーク活動が浸透しきれていないこともあり、観光振興の推進体制を強化するための人材確保・育成、拠点施設の整備を図りながら、町内に経済的効果を十分に波及させる取組が必要です。

来訪者の観光ニーズを的確に把握するとともに、関係人口（様似ファン）を増やしていくことが重要であり、観光客として来てもらいリピーターとなってもらうため、食や産業と絡めたツアーや観光スポットなどの情報発信、特産品・土産品などの商品開発と提供方法の工夫を通して集客の拡大を図ることが必要です。

また、多彩な観光客ニーズに応えていくため、現在取り組んでいる広域連携によるインバウンド ※ 誘致や体験ツアープログラムの開発・受入体制の確立などにも引き続き積極的に対応していくとともに、日高山脈襟裳十勝国立公園に認定されたことに伴い、ゼロカーボンパークの登録に向けたサステナブルな観光地づくりや周辺町と連携したプログラム作りを行う必要があります。

めざす姿

- 観光振興を充実することは「稼ぐまち」として持続可能なまちづくりの重要ポイントであることから、観光協会やジオパーク推進協議会、商工会をはじめ、一次産業者とも連携し、観光産業を推進する体制を整備します。
- 関係人口や販路の拡大を図るため、特産品や特産物を生かした商品開発やそれらを提供する拠点施設を整備し、民間事業者等と連携した情報提供やイベントの開催・参加などのPR活動を推進します。
- 広域連携による観光客誘致活動等に積極的に参画し、本町の役割を認識しながら観光産業として成り立つ地域づくりに取り組みます。
- 観光客の誘客を促進できるような施設整備を推進します。
- ゼロカーボンパークの登録に向けたサステナブルな観光地作りを行っていきます。

※ツール 観光客を呼び込むためのひとつの道具、手段。

※インバウンド 訪日外国人旅行のこと。

基本計画

第9次総合計画終了時までの目標

	令和元年度	令和6年度	令和12年度
主要観光施設 (ビジターセンター・観光案内所)	約 22,000 人	15,514 人	20,000 人
宿泊者数	約 17,000 人	13,881 人	15,000 人

関連するSDGsの目標



アポイ岳ジオパークビジターセンター



アポイの火まつり

序論

基本構想

基本計画

付属資料

第3部

基本計画

発展の基盤

づくりのために

1. 道路環境・地域公共交通の充実 ……P. 90
2. 地域情報化の推進 ……P. 92
3. 土地利用の推進 ……P. 93
4. 公共施設の有効活用の推進 ……P. 94
5. 移住・交流の推進 ……P. 95



基本計画

1. 道路環境・公共交通の充実

7-1-1 道路環境の整備

現状と課題

本町の道路網は、海岸沿いの主要地域間を結ぶ国道336号を軸に道道や町道が整備されており、町道については各地域間を結ぶ生活道路や産業道路としての役割を果たしています。幹線道路の国道は、塩釜トンネルや山中トンネル、幌満トンネルが整備され、道道においても2路線ともに舗装100%となり道路網の整備は進められていますが、岩盤崩落や高潮災害の発生など自然災害が危惧される国道沿いにおいては、さらなる道路整備が求められています。町道は、これまでの改良や舗装など整備の推進に努めてきましたが、町民の日常生活で重要な役割を果たすことから、今後とも計画的な整備が必要となっています。また、国道336号の塩釜トンネルは、依然として交通事故が発生しており、抜本的な安全対策が求められています。

めざす姿

- 国道、道道については、幹線道路として災害に強く安全で快適に地域間を結ぶ道路整備を関係機関に要望していきます。
- 災害発生時における国道336号の通行止めに備え、国および北海道、近隣町と連携を図りながら緊急時における地域間を結ぶ避難路線・代替え路線の確保に努めます。
- 町道については、日常生活の利便性や快適性の確保と点検・補修など計画的な維持管理に努めていきます。
- 塩釜トンネルの安全対策については、抜本的な事故防止対策を講ずるよう関係機関に要請していきます。

第9次総合計画終了時までの目標

○次のとおり関係機関とともに整備を推進します。

年度	整備内容	
令和3～ 12年度	国道336号災害防除事業	落石対策工、越波対策工
	国道336号交通安全対策事業	塩釜トンネル改良事業
	道道233号道路改良事業	新富様似停車場線
	様似町内道路改良事業	町道道路改良舗装 町道道路排水溝改良
	道路メンテナンス事業 (国道・道道・町道)	橋梁、トンネル 道路附属物等(シェッド)

関連するSDGsの目標



7-1-2 地域公共交通等の確保・充実

現状と課題

本町の公共交通はJR日高線の鉄道事業廃止に伴う転換バスと路線バスが担っており、町内の交通空白地域の解消と、車を持たない方々の移動の足を確保するため、自家用有償旅客運送 ※ による「さまに乗合ワゴン」の試験運行を行っています。

路線バスはジェイ・アール北海道バスが本町にある営業所を拠点に、浦河方面とえりも方面に運行しています。また、同社が札幌へ向けての都市間バスも運行しています。

人口減少や車社会への変革により、公共交通の利用者は減少し、2024年問題 ※ による交通事業者の深刻なドライバー不足も相まって本町を含めた日高管内各町の公共交通の将来は非常に厳しい状況となっています。

現在、日高地域公共交通確保対策協議会 ※ での協議を中心に、日高地域の広域公共交通の維持・確保に必要な取組を進めていますが、今後の広域地域公共交通全体を考えた、人口減のなかでも効率かつ効果的に交通体系を維持していけるよう、持続可能な地域公共交通が求められています。

さらには、町内の路線バスを維持しつつ、路線バスの運行していない交通空白地帯への支援も必要となっています。

めざす姿

- 通学や通院などで近隣町へ通うかたもいるため、近隣町を結ぶ公共交通が維持できるよう、将来にわたって“住民の足”を確保することをめざします。
- 高齢社会や交通空白地帯に対応するため、さまに乗合ワゴンの利便性を図るとともに、本町に適した交通サービスの提供をめざします。

第9次総合計画終了時までの目標

○公共交通数	都市間バス	1路線	維持
	路線バス	1路線	維持
	乗合ワゴン	1台	維持

関連するSDGsの目標



※自家用有償旅客運送 バスやタクシーなどの公共交通機関が十分に運行されていない地域において、市町村などが自家用自動車により有償で旅客を運送する制度。

※2024年問題 2024年4月から働き方改革関連法により、トラックドライバーの時間外労働時間の上限が年間960時間に制限されることによって生じる様々な問題の総称。

※日高地域公共交通確保対策協議会 JR日高線（鷗川・様似間）の廃止に伴い、その代替交通の役割を担う広域公共交通のあり方の検討と持続的な確保を目的とする日高管内全町長を構成員とした組織。

基本計画

2. 地域情報化の推進

7-2-1 情報通信基盤の整備

現状と課題

テレビ放送は、平成21年から地上デジタル放送が開始され、平成26年に受信率は100%になっていますが、町内の一部地域ではテレビ中継局からの電波が直接受信できず、共聴施設による受信を行っております。一方、地上デジタル放送開始から15年以上が経過し、設備の老朽化や人口減少などの要因により施設の維持・管理を行うテレビ共聴組合の負担が増えています。

インターネット環境については、平成22年から町内で光サービスが開始されて以降も、一部地域については、光回線未整備エリアとなっていましたが、令和3年度には未整備エリアに対する整備が完了し、現在は町内全域で光ブロードバンドサービス※が提供されています。

電話については、ほとんどの世帯に固定電話若しくは携帯電話が普及しており、携帯電話不通エリアも少しずつ解消されています。

情報通信基盤の整備は、私たちの生活に欠かすことのできないものとなりつつあり、都市部と差のないサービス提供が求められています。また、新たな情報通信技術の普及が、地域の課題解決において有効な手段になり得ることも考えられます。

めざす姿

- 携帯電話不通エリアについては、町としての費用対効果や民間企業としての戦略もありますが、より多くのかたがサービスを受けられるよう、関係機関と連携し取り組んでいきます。
- 情報通信基盤は短い周期で変わっていきますので、常に最良の情報通信基盤を本町に導入できるよう、情報収集に努めるとともに関係機関と連携していきます。
- I・O・T※やスマート農業※など、住みやすく働きやすいまちづくりを実現するため、情報通信技術の活用について積極的な情報収集を行います。

第9次総合計画終了時までの目標

- 希望する世帯への光サービス提供率は100%と
なっていますが、引き続き光サービス加入率の向上
に向けて取組を進めます。
- 共聴施設の維持管理経費について支援を検討します。

関連するSDGsの目標



※ブロードバンドサービス 「広帯域」にわたる、光ファイバーなどの無線通信技術による高速インターネット接続サービスのこと。

※I・O・T Internet of Things（モノのインターネット）の略で、建物や電化製品・自動車等の多種多様なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。

※スマート農業 ロボットやAI、I・O・Tなどの先端技術を活用した農業のことで、作業の自動化やデータ活用により、担い手の不足や高齢化の課題解決に期待がされている。

3. 土地利用の推進

7-3-1 土地利用の推進

現状と課題

本町の総面積は、364.30km²となっていますが、その9割以上が森林となっており、宅地は大通などの市街地部分を除き、背後地が崖地となっている地域に点在しています。

本町の土地条件から、新たに大規模な用地を造成することは非常に難しい状況ですが、近年は人口減少に伴い市街地に空き地が増加するとともに、公営住宅や様似中学校の移転、教員住宅の解体などに伴い大規模な遊休地※も生じています。このような遊休地を含め、今後のまちづくりの方向性を考慮したなかで、最も有効な土地利用について検討していく必要があります。

また、JR日高線の廃線に伴い、JR北海道から譲渡を受けた鉄道用地等について、検討委員会を設置し、旧様似駅舎とその周辺エリアの今後の活用について検討しています。

めざす姿

- まちづくりの趣旨や方向性を考慮しつつ、本町の景観を損なわないまま、町民が住みよさをより実感できる土地利用を推進します。
- 各法令を厳正に適用し、無秩序な乱開発行為を防止して、自然環境や漁業資源などに影響を及ぼさないようにします。

第9次総合計画終了時までの目標

- 公営住宅や様似中学校の移転、教員住宅の解体などで生じた遊休地については、有効な土地利用に努めます。
- 各地域に点在する空き地などについては、土地所有者の理解を得ながら地域の活性化につながるような利用を促進します。
- 土地取引の関係法令などを厳正に適用し、土地の乱開発防止などに努めます。
- 旧様似駅舎と周辺エリアについては、検討委員会の答申を踏まえ、整備を進めます。

※遊休地 住宅や農地や駐車場をはじめとしたどのような用途でも使われておらず、有効活用されていないような土地のこと。遊休している土地のこと。

関連するSDGsの目標



基本計画

4. 公共施設の有効活用の推進

7-4-1 公共施設の有効活用の推進

現状と課題

様似町には中央公民館やスポーツセンター、各地域にある生活館など町民が活用できる施設のほか、役場庁舎やクリーンセンター、下水道終末処理場など特定の用に供するための公共施設があります。

公共施設全体の管理の指針として国のインフラ長寿命化計画 ※ に基づく様似町公共施設等総合管理計画 ※ を平成28年度に策定、令和4年度に改訂するとともに、あわせて施設ごとの個別施設計画を、橋梁、公営住宅、下水道、林道、公共施設、学校施設といった類型ごとにまとめ策定しています。

公共施設は、どの施設においても相当数が老朽化していることや、建設当時と比較して人口減少と少子高齢化が急速に進んでいることから、持続可能な各施設のあり方についての検討を進めなければならない状況にあります。

めざす姿

○公共施設のあり方を見直し、新しい活用や統廃合を進めます。

第9次総合計画終了時までの目標

- 施設の管理と有効活用の指標として、個別施設計画の改訂を進めます
- 個別施設計画に基づき計画的な補修と有効活用を図ります。
- 管理コスト低減のため集会施設の集約化をめざします。
- 景観に配慮するため、老朽化した公共施設の除却を図ります。

関連するSDGsの目標



※インフラ長寿命化計画 道路や上下水道等をはじめとした全てのインフラの安全性向上と効率的な維持管理を実現するため、目指すべき姿や基本的な考え方等をまとめた国の計画。

※様似町公共施設等総合管理計画 人口減少や高齢化、財政課題など町の今後の社会・財政情勢に対応した「これからの公共施設全般の方針」を定めるもの。公共施設に関する総合的かつ全町的な計画。

5. 移住・交流の推進

7-5-1 移住・交流の推進

現状と課題

本町ではまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、移住・定住対策の推進を図っていますが、少子高齢化などによる人口減少に歯止めをかけられておらず、今後も現に生活している町民に対する行政サービスの充実を第一としつつ、町外の人々をも惹きつけるより一層の魅力あるまちづくりが求められています。

地域の活力を維持・発展させるためには、本町に住む町民だけでなく、町内に居住していない地域外の人々に対しても、地域の担い手としての活躍を促すこと、地方創生の当事者の最大化を図ることが必要不可欠です。地域の産業や行事等に携わる、副業・兼業で週末などに地域内で働くなど、地域や地域の人々に多様な形で関わる「関係人口」を創出し、地域の力にしていくことが求められています。

新たな分野での「関係人口」や地域間交流を創出していくとともに、これまでに築いてきた「ふるさと会」や友好姉妹町村等との継続的な関わりを増大させていくことも含め、「二地域居住 ※」あるいは将来的な移住につながると考えられます。

また、地域活性化及び移住・定住施策の一環として、本町では平成26年度より「地域おこし協力隊」を活用していますが、農業分野をはじめとした特定の分野での活用に留まっており、新たな活用分野の検討が必要です。

めざす姿

- 関係人口になるきっかけづくり、土壌づくりとして、SNSやふるさと納税等を活用した情報発信を促し、興味・関心をもつ関わりを構築します。
- 「関係人口」を創出し本町を応援してくれるサポーターの増加を図ります。
- 移住定住を促進するため、各種制度の活用や住宅環境の受入体制整備及び雇用の場の情報収集と情報発信を推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 交流人口及び関係人口の拡大に向けた制度の構築を図ります。
- 「ふるさと会」、「ふるさと応援大使 ※」及び友好姉妹町村等との関係を継続し、様似町のファンとしてつながりを維持します。
- 移住希望者に対し住宅情報・求人情報等移住に関する情報を一元化し、迅速かつ効果的な相談体制を推進します。

※二地域居住 主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等を含む）をもうけ、旅行や年末年始の帰省、出張等といった一時的ではなく、一定期間以上過ごすこと。

※ふるさと応援大使 まちの魅力を広く紹介し、本町のイメージアップなどに資するため、本町のPR活動を実施する観光大使のこと。

基本計画

○移住定住者受入数

	平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和3年度～令和12年度
移住者定住者受入数	31人	9人	20人

関連するSDGsの目標



序論

基本構想

基本計画

付属資料

付 属 資 料



付属資料

第9次様似町総合計画の所要事業費

単位:千円

基本方向	基本計画項目	事業費 (当初計画)	事業費 (現計画)	前期計画分 R3~R7	後期計画分 R8~R12	財源内訳			
						国道支	起債	その他	一般財源
立のための 推進体制の確	持続可能な行財政システムの確立	1,658,747	3,311,916	1,209,163	2,102,753	0	0	1,638,100	464,653
	ジオパークによるまちづくりの推進	80,400	102,930	35,630	67,300	0	0	0	67,300
	町民と行政による協働のまちづくり	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	1,739,147	3,414,846	1,244,793	2,170,053	0	0	1,638,100	531,953
住みよい環境をつくるた	まちなみの整備	1,491,560	1,573,481	1,026,490	546,991	138,871	188,100	11,000	209,020
	自然の保全	31,400	21,657	7,157	14,500	7,000	0	0	7,500
	上下水道の整備	2,743,509	3,393,667	2,075,686	1,317,981	74,000	646,900	1,000	596,081
	衛生対策の推進	1,651,509	1,925,025	922,360	1,002,665	2,880	0	0	999,785
	小計	5,917,978	6,913,830	4,031,693	2,882,137	222,751	835,000	12,000	1,812,386
安全な生活をおくるた	防災体制の整備	88,800	880,577	231,137	649,440	15,600	615,000	0	18,840
	交通安全と防犯対策の推進	47,038	44,079	20,729	23,350	0	0	0	23,350
	消防・救急体制の整備	1,354,000	2,204,510	1,845,510	359,000	0	335,600	0	23,400
	国土保全対策の推進	645,995	759,048	281,172	477,876	100,000	141,000	0	236,876
	小計	2,135,833	3,888,214	2,378,548	1,509,666	115,600	1,091,600	0	302,466
健康で幸せな生活をおく	健康づくりの推進	280,100	266,217	132,017	134,200	3,200	0	800	130,200
	地域医療体制の維持	331,030	295,648	154,668	140,980	0	0	0	140,980
	地域福祉の推進	2,634,196	2,979,269	1,530,230	1,449,039	679,773	0	35,000	734,266
	子育て支援の推進	0	47,299	14,549	32,750	0	0	0	32,750
	小計	3,245,326	3,588,433	1,831,464	1,756,969	682,973	0	35,800	1,038,196
心豊かな人間性を養うた	幼児教育・保育の推進	46,500	108,637	72,484	36,153	0	0	0	36,153
	義務教育の推進	212,472	384,964	170,695	214,269	11,169	0	0	203,100
	社会教育の推進	435,826	351,549	67,257	284,292	0	0	0	284,292
	文化活動の推進	32,000	30,624	20,624	10,000	2,500	0	0	7,500
	スポーツの推進	120,500	79,630	13,939	65,691	0	0	0	65,691
	小計	847,298	955,404	344,999	610,405	13,669	0	0	596,736
豊かな暮らしを生み出すた	農業振興対策の推進	228,791	182,917	98,117	84,800	0	40,000	0	44,800
	林業振興対策の推進	1,832,018	1,642,254	991,364	650,890	335,900	148,000	0	166,990
	水産業振興対策の推進	1,563,277	2,327,271	1,331,635	995,636	480,882	94,200	217,102	203,452
	商業振興対策の推進	480,000	901,115	682,815	218,300	0	0	150,000	68,300
	工業振興対策の推進	0	0	0	0	0	0	0	0
	観光振興対策の推進	463,147	1,055,957	254,757	801,200	80,333	0	0	720,867
	小計	4,567,233	6,109,514	3,358,688	2,750,826	897,115	282,200	367,102	1,204,409
発展の基盤づくりた	道路環境・公共交通の充実	1,025,092	1,421,255	634,295	786,960	342,500	178,058	0	266,402
	地域情報化の推進	262,076	228,733	116,522	112,211	0	0	0	112,211
	土地利用の推進	10,000	24,228	8,327	15,901	0	0	0	15,901
	公共施設の有効活用の推進	128,198	136,390	65,216	71,174	0	0	0	71,174
	移住・交流の推進	100,000	41,366	17,644	23,722	0	0	0	23,722
	小計	1,525,366	1,851,972	842,004	1,009,968	342,500	178,058	0	489,410
総計	19,978,181	26,722,213	14,032,189	12,690,024	2,274,608	2,386,858	2,053,002	5,975,556	

序論

基本構想

基本計画

付属資料

付属資料

序論

基本構想

基本計画

付属資料

- 2月17日 企画委員会
・「10年後・20年後を見据えた【めざすまちの姿】
【将来像】、【まちづくりの重点的な取組方針】を考える」
ためのワークショップを実施
- 2月28日 住民アンケート調査集計作業終了
- 3月17日 企画委員会
・「10年後・20年後を見据えた【めざすまちの姿】
【将来像】、【まちづくりの重点的な取組方針】を考える」
ためのワークショップを実施
- 4月 7日 企画委員会
・「10年後・20年後を見据えた【めざすまちの姿】
【将来像】、【まちづくりの重点的な取組方針】を考える」
ためのワークショップを実施
- 5月12日 企画委員会
・第9次様似町総合計画基本計画について協議
- 5月12日 住民アンケート調査結果報告書作成
- 6月 1日 住民アンケート調査結果を住民等へ周知
- 6月 5日 検討部会
・「10年後のめざす姿」についてワークショップを実施
- 6月30日 検討部会
・「10年後のめざす姿」についてワークショップを実施
- 7月 3日 企画委員会
・第8次様似町総合計画の評価について審議
- 7月 6日 検討部会
・町民向けセミナー&ワークショップに向けた
ファシリテーション研修会
- 7月30日 企画委員会
・第9次様似町総合計画序論・基本構想について審議
- 8月25日 企画委員会
・第9次様似町総合計画基本計画について審議
- 9月 4日 企画委員会
・第9次様似町総合計画基本計画について審議
- 9月27日 町民向けセミナー&ワークショップを実施（21名）
・セミナー：様似の今・これからを考えるための視点とは？
・ワークショップ：様似みらいカイギ
- 9月30日 企画委員会
・第9次様似町総合計画基本構想・基本計画について審議

10月13日 第9次様似町総合計画基本構想・基本計画（素案）に係る
パブリックコメントの実施（意見等：0件）

11月26日 企画委員会
・総合振興審議会意見等による修正点について審議

【後期計画分】

令和 7年 3月26日 企画委員会
・第9次様似町総合計画後期計画策定に係る基本的事項、
前期計画の評価方法及び「第9次様似町総合計画（後期計画）
策定に関する住民アンケート」の調査内容について協議

7月25日 企画委員会
・第9次様似町総合計画前期計画の評価及び後期計画の
見直しスケジュールと協議方法について審議

10月24日 企画委員会
・第9次様似町総合計画 前期計画の評価及び
後期計画の素案について審議

■様似町総合振興審議会

【前期計画分】

平成31年 3月25日 様似町総合振興審議会
・第9次様似町総合計画の策定体制、期間について審議

令和 元年 10月15日 様似町総合振興審議会
・会長、副会長の選出
・第9次様似町総合計画の策定体制、期間について審議

令和 2年 6月 1日 「第9次様似町総合計画策定に係る住民アンケート調査
結果報告書」を配布

10月15日 「第9次様似町総合計画（素案）」を配布

11月 4日 様似町総合振興審議会
・第9次様似町総合計画について諮問
・第9次様似町総合計画序論・基本構想について審議

11月16日 総括委員会
・第9次様似町総合計画基本計画について審議

11月17日 「第8次様似町総合計画の評価資料」を配布

11月25日 総括委員会
・第9次様似町総合計画基本計画について審議

12月 3日 総括委員会

付属資料

序論

基本構想

基本計画

付属資料

- ・ 検討必要事項、第9次様似町総合計画答申について審議

12月 9日 第9次様似町総合計画について町長に答申提出

【後期計画分】

令和 7年

8月27日

様似町総合振興審議会

- ・ 第9次様似町総合計画前期計画の評価について報告
- ・ 「第9次様似町総合計画（後期計画）策定に関する住民アンケート調査結果報告書」を配布

11月25日

様似町総合振興審議会

- ・ 第9次様似町総合計画後期計画について諮問
- ・ 第9次様似町総合計画後期計画序論・基本構想・基本計画について審議

12月23日

様似町総合振興審議会

- ・ 第9次様似町総合計画後期計画序論・基本構想・基本計画について審議

令和 8年

1月14日

様似町総合振興審議会

- ・ 第9次様似町総合計画素案に関する協議結果について報告
- ・ 第9次様似町総合計画後期計画策定に関する答申の内容について協議

1月22日

第9次様似町総合計画後期計画について町長答申提出

■町議会関係

【前期計画分】

令和 2年

12月18日

第1回議員全員協議会

- ・ 第9次様似町総合計画の概要説明
- ・ 「第9次様似町総合計画（案）」「第9次様似町総合計画体系図」「答申及び総合振興審議会でも出された質問や意見等」「第9次様似町総合計画の策定経過」を配布

令和 3年

2月12日

第2回議員全員協議会

- ・ 「第9次様似町総合計画・事業計画（案）」
- ・ 「第9次様似町総合計画 財政収支見直し（一般会計）について」「第9次様似町総合計画（修正案）」を配布

【後期計画分】

令和 7年

12月 5日

第1回議員全員協議会

- ・ 第9次様似町総合計画の概要説明
- ・ 「第9次様似町総合計画（素案）」
- ・ 「第9次様似町総合計画前期計画評価表」

「第9次様似町総合計画（後期計画）策定に関する住民アンケート調査結果報告書」を配布

令和 8年 2月 9日 第2回議員全員協議会

- ・「第9次様似町総合計画後期計画（素案）※修正案」
- 「第9次様似町総合計画後期計画に関する答申書及び意見一覧表」
- 「第9次様似町総合計画後期計画・事業計画」を配布

付属資料

序論

基本構想

基本計画

付属資料

令和2年11月4日

様似町総合振興審議

会長 鶉木 健 様

様似町長 坂 下 一 幸

第9次様似町総合計画策定に関する諮問について

『～町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり～』をテーマとして推進してきた第8次様似町総合計画は、令和2年度をもって終了しますので、歯止めのかからない人口減少下においても、本町が、理想の夢を持ち、町民が絆で結ばれ、未来を次世代へ「つなぐ」まちづくりを推進するための指針となる第9次様似町総合計画の策定を諮問します。

令和2年12月9日

様似町長 坂 下 一 幸 様

 様似町総合振興審議会
 会長 鶉木 健

第9次様似町総合計画に関する答申について

令和2年11月4日付で諮問のありました第9次様似町総合計画について慎重に審議した結果、令和2年12月3日開催の総括委員会において提案された素案の修正をもって答申します。

歯止めのかからない人口減少や少子高齢化、急激な社会構造の変化など、取り巻く環境は厳しい中ですが、第8次総合計画からの懸案事項となっている諸課題について、今後の10年間において、町民が将来に向け、夢や希望をかなえられるよう、実現に向けた課題解決のためのより積極的な町政運営を推進していくことを強く望みます。

創生のテーマである「夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり」をめざし、町民との協働による、町民が抱く理想のまちづくりへ邁進されるよう期待いたします。

その他、審議過程において出された各施策等に対する個別の意見・要望等についても十分に検討されることを要望します。



第9次様子町総合計画について町長に答申（令和2年12月9日）

序論

基本構想

基本計画

付属資料

付属資料

序論

基本構想

基本計画

付属資料

令和7年11月25日

様似町総合振興審議

会長 鵜木 健 様

様似町長 荒木 輝 明

第9次様似町総合計画後期計画策定に関する諮問について

『夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり』をテーマとして推進している第9次様似町総合計画は、策定から5年が経過し、計画の見直し時期を迎えています。社会・経済情勢が短期間で大きく変化している昨今、その動きを加味したまちづくりを行っていくため、第9次様似町総合計画の策定を諮問します。

令和8年1月22日

様似町長 荒木 輝 明 様

様似町総合振興審議会

会長 鵜木 健

第9次様似町総合計画後期計画に関する答申について

令和7年11月25日付で諮問のありました第9次様似町総合計画後期計画について、本審議会において慎重に協議した結果、第9次様似町総合計画後期計画（素案）を承認いたします。

なお、後期計画の推進にあたっては、本審議会での審議内容を十分に尊重いただくとともに、令和6年9月に宣言された「様似町ゼロカーボンシティ宣言」による地球温暖化対策や景観保全に取り組み、日高山脈襟裳十勝国立公園に指定された様似町の豊かな自然環境をはじめとした魅力ある地域資源を最大限に活かしながら、第9次様似町総合計画の創生のテーマである「夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり」の実現に向けて住民と行政が互いに手を取り合い、各種施策を推進していただきたいと思っております。

様似町総合振興審議会委員

【前期計画策定時】

区分	氏名	役職名
会長	鵜木 健	学識経験者
副会長	川崎 正春	学識経験者
総括委員会（全委員により構成）		
委員長	鵜木 健	
副委員長	川崎 正春	
社会開発委員会		
委員	松田 陽一	様似町校長会会長
	野沢 浩一	様似小学校PTA会長
	岡部 美香	様似町女性団体連絡協議会会長
	菊地 修二	様似アイヌ協会会長
	小林 弥生	アポイ岳ファンクラブ副会長
	滝川 浩司	様似町青年団体協議会会長
	郷司 公雄	様似町老人クラブ連合会会長
	早坂 節子	様似町商工会女性部長
	小原 忠	学識経験者
	辻 陽	学識経験者
	武田 幸彦	学識経験者
産業開発委員会		
委員	相内 寛	日高中央漁業協同組合様似支所長
	斉藤 康浩	えりも漁業協同組合冬島支所長
	江谷 一夫	ひだか東農協様似事業所長
	松田 則重	ひだか南森林組合理事
	石井 俊英	様似町商工会事務局長
	古海 光枝	日高中央漁業協同組合様似支所女性部長
	山田 一也	日高信用金庫様似支店長
	山根 和浩	北洋銀行浦河支店長
	蒔田 眞也	浦河職業安定所長
	加藤 裕司	学識経験者
	中村 勝則	学識経験者
	千葉 毅彦	学識経験者

【後期計画策定時】

区分	氏名	役職名
会長	鵜木 健	学識経験者
副会長	川崎 正春	学識経験者
委員	高橋 賢一	日高中央漁業協同組合様似支所長
	加藤 一考	えりも漁業協同組合冬島支所長
	高橋 正徳	ひだか東農協様似事業所長
	木村 徳美	ひだか南森林組合理事
	石井 俊英	様似町商工会事務局長
	古海 光枝	日高中央漁業協同組合様似支所女性部長
	佐藤 恵美	様似町校長会会長
	幕田 優祐	様似町PTA連合会会長
	楫川 正浩	日高信用金庫様似支店長
	今井 郷	北洋銀行浦河支店長
	菅野 眞悟	浦河職業安定所長
	岡部 美香	様似町女性団体連絡協議会会長
	菊地 修二	様似アイヌ協会会長
	小林 弥生	アポイ岳ファンクラブ副会長
	千葉 浩行	様似町青年団体協議会会長
	早坂 節子	様似町商工会女性部長
	郷司 公雄	学識経験者
	西川 奈緒子	学識経験者
	小原 忠	学識経験者
	中村 勝則	学識経験者
	千葉 毅彦	学識経験者
	野沢 浩一	学識経験者
	港 菜々美	学識経験者

付属資料

様似町議会議員

【前期計画策定時】

役職名	氏名
議長	工藤 仁
副議長	小野 哲弘
総務産業常任委員長	八木田 和浩
副委員長	根城 悌司
委員	小野 哲弘
	坂本 好則
	酒井 健二
	佐々木 敏
社会文教常任委員長	水野 洋一
副委員長	高村 洋子
委員	酒井 健二
	根城 悌司
	佐々木 敏
	鈴木 隆
議会広報常任委員長	坂本 好則
副委員長	佐々木 敏
委員	八木田 和浩
	高村 洋子
	水野 洋一

【後期計画策定時】

役職名	氏名
議長	八木田 和浩
副議長	小野 哲弘
総務産業常任委員長	佐々木 敏
副委員長	坂本 好則
委員	小野 哲弘
	水野 洋一
	鈴木 隆
	明賀 孝子
社会文教常任委員長	鈴木 隆
副委員長	根城 悌司
委員	水野 洋一
	佐々木 敏
	砂子澤 富美子
	早坂 拓三
議会広報常任委員長	水野 洋一
副委員長	佐々木 敏
委員	鈴木 隆
	明賀 孝子
	砂子澤 富美子

企画委員会委員

【前期計画策定時】

区分	氏名	職名
委員長	木下 行 宏	様似町副町長
委員	原 田 卓 見	〃 総務課長
	永 坂 謙	〃 企画調整課長
	寺 井 直 樹	〃 企画調整課参事
	吉 田 博 文	〃 税務町民課長
	大 沢 達 也	〃 保健福祉課長
	荒 谷 浩 輝	〃 産業課長
	田 村 裕 之	〃 商工観光課長
	佐 藤 朋 正	〃 建設水道課長
	澤 口 正 樹	〃 会計管理者
	福 井 広 喜	〃 議会事務局長
	秋 山 寛 幸	様似町教育委員会生涯学習課長
	川 口 達 也	様似町教育委員会生涯学習課参事
	中 村 光 浩	日高東部消防組合様似支署長
事務局	野 里 伸 典	様似町企画調整課長補佐
	織 田 貴 裕	〃 企画調整課企画係長
	砂子澤 舞 夏	〃 企画調整課企画係主事補

【後期計画策定時】

区分	氏名	職名
委員長	木下 行 宏	様似町副町長
委員	原 田 卓 見	〃 総務課長
	野 里 伸 典	〃 企画調整課長
	大 沢 達 也	〃 税務町民課長
	荒 谷 浩 輝	〃 税務町民課参事
	越 後 秀 寿	〃 税務町民課参事
	佃 武 司	〃 保健福祉課長
	田 村 裕 之	〃 産業課長
	板 谷 潤	〃 商工観光課長
	佐 藤 朋 正	〃 建設水道課長
	谷 口 信 俊	〃 建設水道課参事
	久保田 秀 樹	〃 会計管理者
	福 井 広 喜	〃 議会事務局長
	秋 山 一 実	様似町教育委員会生涯学習課長
	児 玉 正 敏	様似町教育委員会生涯学習課参事
	菅 原 明 浩	日高東部消防組合様似支署長
事務局	小 西 正 人	〃 企画調整課企画係長
	岩 山 康 貴	〃 企画調整課ふるさと納税係長
	藤 田 舞 夏	〃 企画調整課企画係主事

総合計画・総合戦略検討部会委員

【前期計画策定時】

区分	氏名	職名	区分	氏名	職名
部会長	永 坂 謙	様似町企画調整課長	部会員	久 米 悠 都	様似町防災・車両係長
部会員	坂 下 志 朗	〃 商工観光課主幹		対 馬 由 香	〃 保健福祉課福祉推進係主事
	中 村 将 志	〃 総務課主幹		伊 藤 翔	様似町教育委員会生涯学習課体育係社会教育主事
	遠 藤 恵 介	日高東部消防組合様似支所警防係主査		遠 藤 祈	〃 税務町民課社会係主事
	細 川 千 枝	様似町保健福祉課介護保険係長	事務局	野 里 伸 典	様似町企画調整課長補佐
	堀 井 勇 司	〃 産業課水産係長		織 田 貴 裕	〃 企画調整課企画係長
	佐々木 将 貢	〃 商工観光課ソパーク推進係長		砂子澤 舞 夏	〃 企画調整課企画係主事
	猪 股 拓 也	様似町幼児センター保育係保育教諭			

付属資料

様似町総合振興審議会条例

昭和46年9月29日

条 例 第 6 号

序
論

改正	昭和54年 6月29日	条例第 4 号	平成 5年 5月24日	条例第 4 号
	昭和58年12月23日	条例第 5 号	平成13年 7月 2日	条例第18号
	昭和61年 6月26日	条例第 4 号	平成14年 3月18日	条例第 8 号
	昭和63年 6月24日	条例第 2 号	平成31年 3月 8日	条例第 3 号
	平成 2年 7月26日	条例第 4 号		

基
本
構
想

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、町の振興についての諸計画に関し必要な調査及びその推進及び審議を行うため様似町総合振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で構成し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 公的機関及び各種産業団体等の関係者
- (2) 各種団体及び自治会等の関係者
- (3) その他学識経験を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

(会長)

第4条 審議会に委員の互選による会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会及び専門委員会)

第6条 審議会に常任委員会及び専門委員会を置く。

2 常任委員会は、審議会の会長及び副会長並びに専門委員会の委員長及び副委員長をもって構成する。

3 常任委員会は、審議会の会長が招集し、会議の議長となる。

4 常任委員会は、審議会の運営及び委任事項並びに諸計画の推進について審議する。

基
本
計
画付
属
資
料

5 専門委員会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。

委員会名	所管事項
総括委員会	諸計画の総括
社会開発委員会	生活環境、保健衛生、社会福祉、教育文化、交通通信、土地利用、 行財政
産業開発委員会	農林水産業、商業、鉱工業、国土保全、観光レクリエーション、防 災

6 会長を除く委員は、いずれかの専門委員会に所属するものとする。ただし、総括委員会は全委員をもって構成する。

7 専門委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

8 専門委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

9 専門委員会は、所管事項を審議し、審議会に上申するものとする。

10 審議会の会長及び副会長は、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年6月29日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年12月23日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年6月26日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年6月24日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年7月1日から適用する。

附 則(平成2年7月26日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成2年7月1日から適用する。

附 則(平成5年5月24日条例第4号)

この条例は、平成5年6月1日から施行する。

附 則(平成13年7月2日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月18日条例第8号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月8日条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付属資料

様似町企画委員会規程

昭和46年10月1日

訓令第7号

序論

基本構想

基本計画

付属資料

改正	昭和48年 6月 1日	訓令第2号	平成14年 3月28日	訓令第7号
	昭和48年 9月 1日	訓令第5号	平成15年 5月27日	訓令第11号
	昭和50年 6月25日	訓令第3号	平成18年 5月 1日	訓令第8号
	平成 4年 3月23日	訓令第16号	平成19年 3月29日	訓令第3号
	平成 5年 5月31日	訓令第12号	平成28年 3月 2日	訓令第2号
	平成 7年 8月25日	訓令第12号	平成31年 3月29日	訓令第3号
	平成 9年 3月31日	訓令第20号	令和 2年 3月23日	訓令第3号
	平成13年 8月 1日	訓令第20号		

(設置)

第1条 様似町の振興計画を策定するために、様似町企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 この委員会に付する事項は、次のとおりとする。

- (1) 様似町の振興計画の策定に関すること。
- (2) 前号に必要な調査研究及び資料の収集に関すること。
- (3) 前各号のほか、振興計画について町長が特に命じた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 委員は、次の職にある者をもって充てる。

課長、参事、会計管理者、議会事務局長、図書館長、消防支署長

4 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

(部会)

第5条 委員長は、所掌事務に関して必要があると認めるときは、専門事項について協議する部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、委員の中から、また、部会員は職員の中から委員長が任命する。

4 部会の設置期間、構成人数等については、必要に応じて委員長が決定する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 この委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

附 則

この規程は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則 (昭和48年6月1日訓令第2号)

この規程は、昭和48年6月1日から施行する。

附 則 (昭和48年9月1日訓令第5号)

この規程は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則 (昭和50年6月25日訓令第3号)

この規程は、昭和50年6月25日から施行する。

附 則 (平成4年3月23日訓令第16号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年5月31日訓令第12号)

この訓令は、平成5年6月1日から施行する。

附 則 (平成7年8月25日訓令第12号)

この訓令は、平成7年8月25日から施行し、この訓令による改正後の様似町企画委員会規程の規定は平成7年8月1日から適用する。

附 則 (平成9年3月31日訓令第20号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年8月1日訓令第20号)

この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月27日訓令第11号)

この訓令は、平成15年5月27日から施行する。

附 則 (平成18年5月1日訓令第8号)

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月2日訓令第2号)

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月23日訓令第3号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

第9次様似町総合計画

発行／北海道様似町

〒058-8501 北海道様似郡様似町大通1丁目21番地

T e l (0146) 36 - 2111

F a x (0146) 36 - 2662

編集／様似町企画調整課

印刷／ひまわり印刷株式会社

令和3年(2021年)3月発行

令和8年(2026年)3月発行



月と残雪のアポイ岳